（一）保管金の受渡に關する證書

保管金規則（明治二十三年一月七日法律第一號）（抄錄）

第四條　保管金ノ受渡ニ屬スル證書ハ證券印稅ヲ納ムルニ及ハス

（二）國稅滯納處分に因る差押物件保管證

國稅徵收法（明治三十年三月二十九日法律第二十一號）（抄錄）

第二十二條（第二項）　差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス（明治三十八年法律第四十六號ヲ以テ本項追加）

（三）郵便爲替に關する書類

郵便爲替法（明治三十三年三月十三日法律第五十五號）（抄錄）

第六條　郵便爲替ニ關スル書類ニ付テハ印紙稅ヲ課セス

（四）間接國稅犯則處分に因る差押物件保管證

間接國稅犯則者處分法（明治三十三年三月十七日法律第六十七號）（抄錄）

第七條（第二項）　差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徵シ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

（五）貯蓄債券及其の引換證

貯蓄債券法（明治三十七年四月一日法律第十八號）（抄錄）

第六條　貯蓄債券及其ノ引換證ニハ印紙稅ヲ免除ス

（六）郵便貯金に關する書類

郵便貯金法（明治三十八年二月十六日法律第二十三號）（抄錄）

第十七條　郵便貯金ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

（七）簡易生命保險に關する書類

簡易生命保險法（大正五年七月十日法律第四十二號）（抄錄）

第三十二條　簡易生命保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

（八）健康保險に關する書類

健康保險法（大正十一年四月二十二日法律第七十號）（抄錄）

第六條　健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

（九）產業組合中央金庫の發する貯金證書にして記載金高十圓未滿のもの

產業組合中央金庫法（大正十二年四月六日法律第四十二號）（抄錄）

第八條（第二項）　登錄稅法及印紙稅法中產業組合聯合會ニ關スル規定ハ產業組合中央金庫ニ之ヲ準用ス

（一〇）復興貯蓄債券

復興貯蓄債券法（大正十三年七月二十二日法律第十五號）（抄錄）

第六條　復興貯蓄債券ニハ印紙稅（中略）ヲ課セス

（一一）郵便年金に關する書類

郵便年金法（大正十五年三月三十日法律第三十九號）（抄錄）

第二十一條　郵便年金ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

第九節附表

累年印紙稅稅表

年度	押印稅	印紙稅	合計	年度	押印稅	印紙稅	合計
明治三二	一三、七七〇円	二、二六八、九八六円	二、二八二、七五六円	大正二	一二四、七六六円	四、〇八八、二九〇円	四、二一三、〇五六円
同三三	一七、三二一	二、〇七九、〇八九	二、〇九六、四一〇	同三	九四四、八三四	三、七〇九、五九三	三、八〇四、四三七
同三四	二〇、九六一	二、〇三三、一八七	二、〇五四、一四八	同四	九二、一〇八	四、二八一、六二一	四、三七三、七二九
同三五	二一、五七三	二、二五八、八一五	二、二八〇、三八八	同五	一三九、六九七	五、〇一五、九七八	五、一四五、六七五
同三六	二五、一八九	二、〇二五、四九六	二、〇五〇、六八五	同六	二一八、八四四	六、〇三六、七二七	六、二五四、六一一
同三七	四六、一二八	二、六五六、八七七	二、七〇二、九五五	同七	二九二、四八七	六、八二一、二一五	七、一〇三、六〇二
同三八	一〇五、九五四	二、九二一、六六〇	三、〇一七、六三四	同八	四二四、六七九	一〇、七三三、一九二	一一、一四七、八七一
同三九	一三八、四三九	三、四二〇、三五四	三、五五八、七九三	同九	五二六、一四一	五、八六二、五七六	六、一九八、七一七
同四〇	九三、六七一	三、六三一、五七六	三、七二五、二四七	同一〇	三八二、〇七五	九、八四九、七六〇	一〇、二三一、八三五
同四一	三五五、六三九	二、三九三、五三〇	二、七四九、一六九	同一一	三六五、二五九	八、五二〇、八一一	八、八八六、〇七〇
同四二	三二、三二一	二、六六六、三六九	二、七一八、九〇〇	同一二	三九、八四四	二一、二七、五〇一	二一、四四七、三九五
同四三	六四、六九八	二、九八四、八四二	三、〇四九、五四〇	同一三	四〇三、五九〇	九、八六〇、〇五五	一〇、二六三、六四五
同四四	七八、五二七	二、三五八、二六二	二、四三七、七八九	同一四	二七六、〇四〇	八、八八五、三五六	九、二六一、三九六
大正元	一〇一、二〇七	六五四、一三七	七五五、四四四	昭和元	三八〇、八七六	七、五五五、四四九	七、九三六、三二五

（備考）一、明治三十二年印紙稅法制定以後の數字を揭ぐ。

二、印紙稅額は各年度印紙賣下高より登錄稅額、狩獵免許稅額、賣藥稅額、骨牌稅額、砂糖消費稅及織物消費稅印紙收入額、訴訟及非訟事件印紙貼用高、並各種免許料及手數料等を控除して算出せるものなり。

三、明治四十二年度より印紙賣下制度改正の爲、賣下額に變動大なるものありしを以て、四十一年度より四十三年度に至る三箇年度分は三箇年度を通じたる賣下額面高より印紙貼用額面高を控除したる殘額を各年度印紙貼用額面高に按分算出せるものなり。

第十節　骨牌稅

第一款　骨牌稅の創設

骨牌に對する課稅は明治三十五年七月に始まる。蓋し政府は當時歲入增加の必要に際し、骨牌の如き純然たる奢侈的娛樂品に課稅するは、國家の收入增加を齎すと共に、社會の風敎を矯正するの效あるものと爲し、第十六回帝國議會に骨牌稅法案を提出して其の協贊を經て、明治三十五年四月法律第四十四號を以て之を公布し、同年七月一日より之を實施したり。同法の規定に依れば、伊呂波加留多、歌加留多及政府の認許を得たる骨牌の外、骨牌の製造又は販賣には政府の免許を受くるを必要とし、製造所一箇所毎に毎年免許料六十圓を徵收すると共に、製造の骨牌には一組に付二十錢の骨牌稅を課することと爲し、而して右骨牌稅は骨牌に骨牌印紙を貼用せしむることに依り、之を徵收することと爲したり。今骨牌稅法の全文を揭ぐれば左の如し。

骨牌稅法（明治三十五年四月五日法律第四十四號）

第一條　骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲サムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ

前項ノ免許ハ骨牌ノ製造ヲ爲サムトスル者ニ在リテハ製造所一箇所毎ニ骨牌ノ販賣ヲ爲サ

ムトスル者ニシテ販賣所ヲ有スル者ニ在リテハ販賣所一箇所每ニ之ヲ受クヘシ

骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第二條　收稅官廳所在地外ニ於テハ政府ハ骨牌製造ノ免許ヲ與ヘス

第三條　骨牌製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ每年製造所一箇所每ニ免許料六十圓ヲ納ムヘシ

免許料納付ノ期限及方法ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第四條　骨牌ニハ一組每ニ二十錢ノ稅ヲ課ス

第五條　骨牌稅ハ骨牌ノ包裹ニ印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ

第六條　骨牌ヲ製造シ又ハ輸入シタルトキハ製造後二十四時間內又ハ稅關若ハ保稅倉庫ヨリ引取前ニ於テ一組每ニ包裹ヲ施シ貼用印紙ヲ破毀スルニ非サレハ骨牌ヲ取出スコトヲ得サルノ裝置ヲ爲スヘシ

第七條　貼用印紙ニハ印紙面ヨリ他所ニカケ消印ヲ爲スヘシ

第八條　骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ハ骨牌ノ出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第九條　骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ハ相當印紙ノ貼用ナキ骨牌、第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ハ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ之ヲ引取ルコトヲ得ス

第十條　相當印紙ノ貼用ナキ骨牌、第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ハ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ之ヲ引取ルコトヲ得ス

第十一條　收稅官吏ハ骨牌ノ製造所、販賣所又ハ販賣者ニ就キ骨牌ノ製造又ハ販賣上必要ナル檢查ヲ爲スコトヲ得

第十二條　外國ニ輸出スル骨牌及骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ見本ニ供スル骨牌ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ骨牌稅ヲ免除ス

前項ノ骨牌ニ付テハ第六條第九條第十條第十五條及第十六條ヲ適用セス

第十三條　骨牌ノ製造ヲ爲ス者免許料ヲ納付セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

第十四條　免許ヲ受ケスシテ骨牌ノ製造ヲ爲シタル者ハ三百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ免許ヲ受ケスシテ骨牌ノ販賣ヲ爲シタル者ハ五十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條　骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者相當印紙ノ貼用ナキ骨牌ヲ所持シタルトキハ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ヲ所持シ又ハ之ヲ讓渡シタルトキハ三圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ骨牌ハ之ヲ沒收ス

第十六條　骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者相當印紙ノ貼用ナキ骨牌ヲ所持シタルトキハ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ヲ所持シ又ハ之ヲ讓渡シタルトキハ三圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ骨牌ハ之ヲ沒收ス

第十七條　骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者骨牌ノ出入ニ關シ帳簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ヲ詐リタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條　收稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ其ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ檢查ヲ爲スコトヲ得

支障ヲ加ヘタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十九條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用キス但シ刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者其ノ責ニ任ス

第二十一條　本法ハ伊呂波加留多、歌加留多及政府ノ認許ヲ得タル骨牌ニ之ヲ適用セス

附　則

第二十二條　本法ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條　本法施行一年前ヨリ骨牌ノ製造ヲ爲ス者ニシテ同一ノ場所ニ於テ引續キ骨牌ノ製造ヲ爲ス者ニハ第二條ヲ適用セス

第二十四條　本法施行前ヨリ骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者本法施行ノ日ヨリ七日以內ニ第一條ニ準シ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス」

前項ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做サレサル者ノ所持ニ係ル骨牌ハ之ヲ廢毀スヘシ

前項ニ違反シタル者ハ三百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ骨牌ハ之ヲ沒收ス

第二十五條　本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ第四條第五條ニ依リ相當印紙ヲ貼用シ第六條ノ裝置及第七條ノ消印ヲ爲スヘシ

第二十六條　本法ヲ臺灣ニ施行スル迄又ハ臺灣ニ於テ本法ト同一若ハ之ヨリ重キ課稅ヲ爲スル迄ハ臺灣ヨリ本法施行地ニ骨牌ヲ移入スルコトヲ得ス

前項ニ違犯シタル者ハ三百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ骨牌ハ之ヲ沒收ス

骨牌稅法の公布に伴ひ同年五月勅令第百五十四號を以て之が施行規則を定め、骨牌の製造又は販賣の免許の申請、免許料納付の方法、輸出骨牌の免稅等に關する規定を設けたり。其の全文左の如し。

骨牌稅法施行規則（明治三十五年五月二十三日勅令第百五十四號）

第一條　骨牌ヲ製造セムトスル者ハ製造所及製造スヘキ骨牌ノ種類ヲ定メ免許申請書ヲ製造所所轄稅務署ニ提出スヘシ骨牌製造者製造所ヲ增設シ又ハ製造スル骨牌ノ種類ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

販賣所ヲ有シテ骨牌ヲ販賣セムトスル者ハ販賣所ヲ定メ免許申請書ヲ販賣所所轄稅務署ニ提出スヘシ骨牌販賣者販賣所ヲ增設セムトスルトキ亦同シ

販賣所ヲ有セスシテ骨牌ヲ販賣セムトスル者ハ免許申請書ヲ其ノ居所所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二條　骨牌製造者製造所ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ製造所ヲ定メ許可申請書ヲ其ノ所轄稅務署ニ提出スヘシ

骨牌販賣者ニシテ販賣所ヲ有スル者販賣所ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ販賣所ヲ定メ其ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

骨牌販賣者ニシテ販賣所ヲ有セサル者其ノ居所ヲ變更シタルトキハ其ノ旨新居所所轄稅務署ニ申告スヘシ

第三條　骨牌製造業又ハ骨牌販賣業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告

スヘシ

骨牌製造業又ハ販賣業ヲ譲渡サムトスルトキハ譲受人ト連署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第四條　骨牌製造者又ハ販賣者其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第五條　免許料ハ毎年一月中ニ之ヲ納ムヘシ但シ新ニ免許ヲ受ケタル者ハ初年ニ限リ免許ヲ受ケタル月中ニ之ヲ納ムヘシ

骨牌製造者ハ所轄稅務署ニ於テ相當ト認ムル擔保ヲ提供シテ六回以下ノ分納ヲ申請スルコトヲ得但シ遲クトモ其ノ年十二月ヲ過クルコトヲ得ス

第六條　骨牌製造者免許ノ取消ヲ受ケタルトキハ製造者ハ其ノ納付スヘキ免許料ヲ卽納スヘシ

骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ製造者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スヘシ

第七條　骨牌製造者ハ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　原料ノ種類、數量及其ノ受入ノ日

二　使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三　製造シタル骨牌ノ種類、組數及其ノ製造ノ日

四　貼用シタル印紙ノ金額

五　他ニ引渡シタル骨牌ノ種類、組數、價額、引渡ノ日及其ノ引渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第五號引渡先ノ記載ヲ要セス

第八條　骨牌販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　引取リタル骨牌ノ種類、組數、價額、引取ノ日及引取先

二　貼用シタル印紙ノ金額

三　販賣シタル骨牌ノ種類、組數、價額、販賣ノ日及賣渡先

小賣ノ場合ニ於テハ前項第三號賣渡先ノ記載ヲ要セス

第九條　骨牌ヲ外國ニ輸出シ骨牌稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ製造ノ際收稅官吏ノ承認ヲ受ケ他ノ骨牌ト區別シテ之ヲ藏置スヘシ

前項ノ骨牌ヲ運搬セムトスルトキハ運搬線路及運搬先又ハ輸出港ヲ定メ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

前二項ノ場合ニ於テ收稅官吏必要ト認ムルトキハ其ノ骨牌ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ護送スルコトアルヘシ

第十條　外國輸出ノ承認ヲ得タル骨牌ニシテ承認後六箇月以內ニ於テ輸出セサルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ骨牌製造者又ハ輸出者ハ直ニ包裹ヲ施シ之ニ印紙ヲ貼用シ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

前項ニ依リ骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ製造者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及製造所所在地輸出者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スヘシ

第十一條　見本ニ供スヘキ骨牌ハ收稅官吏ニ申出見本ナルコトヲ明ニスヘキ印章ノ押捺ヲ受クヘシ

第十二條　骨牌稅法第二十一條ニ依リ政府ノ認許ヲ得ムトスル者ハ骨牌ノ雛形及用法ヲ添ヘ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十三條　骨牌製造者製造所所在地ニ現住セサルトキハ骨牌稅ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲管理人ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十四條　收稅官吏ハ骨牌ノ製造者及販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附　則

第十五條　本令ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條　骨牌稅法第二十四條第一項ニ依リ政府ニ申告セムトスル者ハ第一條ニ準シテ申告書ヲ提出スヘシ

第十七條　前條ノ申告ヲ爲シタル者骨牌稅法施行ノ際同法第二十五條ニ依リ骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ之ニ第六條ノ記載ヲ爲スヘシ

第十八條　骨牌稅法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ヲ外國ニ輸出シ骨牌稅ノ免除ヲ得ムトスル者ニ付テハ第九條及第十條ヲ準用ス

第十九條　明治三十五年ニ限リ免許料ハ七月中ニ之ヲ納ムヘシ

第五條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

骨牌稅は骨牌稅法の規定に依り、骨牌の包裹に印紙を貼用して納付せしむるものなるが、政府は右の目的の爲に新に骨牌印紙を設け、一般の收入印紙を使用せしめざることと爲し、明治三十五年五月勅令第百五十五號を以て、左の如く規定したり。

勅令第百五十五號（明治三十五年五月二十三日）

骨牌ニ貼用スヘキ印紙ハ骨牌印紙ニ限ル但シ明治三十五年八月三十一日迄ハ收入印紙ヲ貼用スルコトヲ妨ケス

骨牌印紙ノ形式、貼用方法及其ノ賣下ニ關スル規定ハ大藏大臣之ヲ定ム

斯くて右勅令に基き、同年六月大藏省令第十一號を以て骨牌印紙賣下賣捌規則を設け、更に同月大藏省令第十四號を以て骨牌印紙の形式及其の貼用方法を定めたり。此等に就ては本編附錄第二印紙制度の部を參照すべし。

第二款　骨牌稅の改正

第一項　骨牌印紙の廢止

骨牌稅に就ては上述の如く明治三十五年勅令第百五十五號の規定に基き、其の創設以來之が徵收は專ら骨牌印紙なる特殊の印紙を骨牌に貼用せしむるものなるが、右は取扱上不便なるのみならず收入印紙以外に特に之を存置するの必要なきを以て、政府は之を廢止して骨牌稅の納付に就ても收入印紙を貼用せしめ、以て印紙の統一を圖ることと爲し、大正七年九月勅令第三百五十九號を以て骨牌稅法施行規則に改正を加へ、骨牌に貼用すべき印紙を收入印紙に限定するの明文を設くると共に前記明治三十五年勅令第百五十五號を廢止し、同年十月一日より之を施行したり。右改正勅令の全

文は左の如し。

勅令第三百五十九號（大正七年九月二十六日）

骨牌稅法施行規則中左ノ通改正ス

第五條ノ二　骨牌ノ包裹ニ貼用スヘキ印紙ハ收入印紙トス

附　則

本令ハ大正七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年勅令第百五十五號ハ之ヲ廢止ス但シ當分ノ內收入印紙ニ代ヘ骨牌印紙ヲ使用スルコトヲ得

第二項　稅率の改正及免許料の廢止

骨牌稅に關しては明治三十五年の創設以來、大正七年に於ける前記骨牌印紙の廢止を除くの外は何等の變改をも加へらるることなくして永く行はれ、以て大正十五年に及びしが、同年政府が多年の懸案に係る稅制の根本的整理を斷行せんとするに際し、本稅に對しても亦二三の點に就て改正を行ふことと爲し、之に關する法律案を第五十一回帝國議會に提出したり。今其の改正の要綱を掲ぐれば左の如し。

（一）　稅率を改正し、麻雀一組三圓、其の他一組五十錢とすること（現行一組二十錢）。

骨牌稅に就ては其の創設以來一回の增稅も行はれしことなく、一般物價騰貴の關係より觀るも相當稅率引上の理由あるのみならず、骨牌の使用は奢侈的消費に屬するが故に、本次の稅制整理に際しては歲入補塡の一財源として、其の稅率を增加することと爲したり。

（二）　骨牌製造者に對する免許料（每年六十圓）は大正十五年分限り之を廢止すること。

此の種の免許料は現在他の消費稅に於て其の例なきのみならず、其の收入も極めて僅少なるが故に、寧ろ之を廢止するを適當と認めたり。

（三）　本改正は大正十五年四月一日より施行すること。

（四）　本改正に依る骨牌稅收入增加見込額は、每年度五十八萬七千四百三十二圓（印紙費下割引額控除）にして、外に免許料廢止に因る收入減少額は千八百圓の計算なりとす。

右骨牌稅法の改正案に就ては議會は原案の通之を可決せしを以て、大正十五年三月法律第二十號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十號（大正十五年三月二十七日）

骨牌稅法中左ノ通改正ス

第三條　削除

第四條　骨牌ニハ一組每ニ麻雀ニ在リテハ三圓、其ノ他ニ在リテハ五十錢ノ稅ヲ課ス

第十三條　削除

第二十一條ノ二　本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル骨牌ハ本法ト同一又ハ之ヨリ高キ稅率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ骨牌ヲ移入シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ骨牌ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス

第二十六條ヲ削ル

附　則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前骨牌製造ノ免許ヲ受ケタル者ノ大正十五年分以前ノ免許料ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ第四條ノ改正規定ニ依リ相當印紙ヲ貼用シ又ハ不足印紙ヲ增貼スヘシ

右法律の公布に伴ひ同月勅令第三十六號を以て骨牌稅法施行規則を左の如く改正し、免許料の納付に關する手續規定を削除したり。

勅令第三十六號（大正十五年三月三十一日）

骨牌稅法施行規則中左ノ通改正ス

第五條ヲ削リ第五條ノ二ヲ第五條トス

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙外國より輸入せらるる骨牌に對する骨牌稅の賦課徵收に關しては、明治四十四年法律第四十五號を以て特別の規定を設けらるる所あるも、之に就ては既に本章第四節砂糖消費稅の部に於て之を記述せるを以て、玆には之を省略す。

第十節附表

累年骨牌稅表

年度	免許人員	製造所數	製造免許料	組數 內地製造	組數 輸入	組數 輸出者印紙貼用	組數 計	骨牌稅額	輸出組數
明治三五	—	—	円 —	組 —	組 —	組 —	組 —	円 一四、〇〇五	組 —
同三六	二三	二四	一、五六〇	四八九、八二一	二、九二二	—	四九二、七四三	九八、五四九	九一、〇三五
同三七	二二	二二	一、六二〇	五六六、一七三	五、五二二	—	五七一、六九五	一一四、三三九	三二、〇六八
同三八	二五	二五	一、六二〇	七一五、六九二	一三、九九四	—	七二九、六八六	一四五、九三七	三四三、二七六
同三九	二七	二七	一、七四〇	七九三、〇二四	七、九二二	—	八〇〇、九四六	一六〇、一八九	三三三、一五五
同四〇	二七	二七	一、六八〇	九五六、六九〇	四、〇七四	—	九六〇、七六四	一九二、一五三	五六一、〇四六
同四一	二八	二八	一、六八〇	六六三、三六九	一〇、五九〇	—	六七三、九五九	一三四、七九二	四九七、三五三
同四二	二八	二八	一、六八〇	四九一、九一六	四、六一〇	—	四九六、五二六	九九、三〇五	六二七、四四七
同四三	二四	二四	一、四四〇	四七八、七七三	四、五三五	六〇	四八三、三六八	九六、六七三	八六三、四二八
同四四	二一	二一	一、四四〇	五〇八、一二七	二、四〇三	六七	五一〇、五九七	一〇二、一一六	一、二〇七、六一九
大正元	二〇	二〇	一、二〇〇	五三七、四七〇	一〇、二〇二	五〇	五四七、七二二	一〇九、五四五	八四一、九九五
同二	二〇	二〇	一、二〇〇	五一三、七七七	六、六六三	五四八	五二〇、九八八	一〇四、一九六	八二九、七八〇
同三	一八	一八	一、〇八〇	四九四、六七四	三、四三二	五七一	四九八、六七七	九九、七三九	七六〇、五七一
同四	二六	二六	一、五六〇	五〇八、四六一	三、五〇九	二一六	五一二、一八六	一〇二、四三六	六、六七二、三九二
同五	二六	二六	一、五六〇	六四八、六一六	三、三一四	七〇〇	六五二、六三〇	一三〇、五二六	一三、二六五、三八〇
同六	二六	二六	一、五六〇	八一六、八八五	三七、六四〇	一、八九五	八五六、四二〇	一七一、二八五	一七、六二七、五二二

大正七	二六	二六	一、五六〇円	一、一二三、九二五組	四一、二三二組	三、八五四組	一、一六九、〇一一組	二三三、八〇二円	一三、五九〇、六三八組
同八	二七	二七	一、六二〇	一、三四九、四九六	七一、三八一	二五、三一六	一、四四六、一九三	二八九、二三五	六、四〇三、一八四
同九	三一	三一	一、八六〇	一、四一一、九八四	一三九、八五三	九二、六六二	一、六四四、四九九	三二八、八九九	六、三三四、四一七
同一〇	三二	三二	一、九二〇	一、五六〇、五三七	一六八、二七七	八〇、九六七	一、八〇九、七八一	三六一、九五八	一、五四八、六六八
同一一	*一一二六	*一一二七	一、六二〇	一、七五二、二二八	四〇、一一八	七三、六二二	一、八六五、九六八	三七三、二一四	一、四八九、六六二
同一二	*九五二八	*一〇四二九	一、八〇〇	一、九六三、六四九	四〇、七〇二	二五、六五〇	二、〇三〇、〇〇一	四〇五、九九九	一、二二一、八七九
同一三	*一一一三〇	*一二六三三	外一、九八〇一二〇	二、一九五、〇三六	一七一、〇四九	四二、五三二	二、四〇八、六一七	四八一、七二三	二、一九一、二六三
同一四	*八〇三一	*八二三三	一、九八〇	二、〇五二、四五八	五三、七六三	一七〇、三〇一	二、二七六、五二二	四五五、三一二	二、〇三九、二八九
昭和元	*七九四八	*八一五一	—	內二、〇九五、二二一九三二、三二八	二七、四八八	三九、九六〇	內二、一六二、六六九九三二、三二八	內九〇五、六一〇二八〇、〇二三	二、九六三、七五六

（備考）一、明治三十五年度の免許人員、製造所數其他は不明。
二、本表中の骨牌稅額には輸出承認を經たる後、之を內地消費に轉換したるものを含むを以て、組數に稅率を乘じたるものと符合せざることあり。
三、本表中の骨牌稅額は骨牌印紙割引百分の四を控除せざる額なりとす。
四、本表中の人員・所數は十二月末日現在、組數及稅額は會計年度に依る。
五、*印は兼業に係るものなり。
六、免許料は所數に料率を乘じたるものなり（昭和元年度より廢止）。
七、免許料欄の外書は年度內免許を取消したる者に對する徵收額とす。
八、組數及貼用印紙額の內書は大正十五年法律第二十號附則第二項に依り不足印紙を增貼したるものを示す。
九、大正十一年度に於ける橫濱稅關の分は震火災に依り燒失し材料不明に付き除算せり。
一〇、輸出組數には朝鮮移出の分を含む。

第四章　徵稅制度

第一節　徵稅方法

本節に於て內國稅徵收方法の沿革を述ぶるに當りては、之を明治前期・明治後期及大正時代の三期に分ち、明治前期に於ては明治維新後日露戰役開始前の沿革を、又同後期に於ては日露戰役開始以後明治末年迄の沿革を敍述すべしと雖も、明治前期に於ける事實は大體に於て既刊「明治財政史」に於て詳悉する所なるを以て、本書に於ては極めて簡略に付せんとす。而して內國稅徵收制度の沿革に關しては、本節に於て述ぶる所の外に尙國稅の課稅標準額及稅額の計算方法に關する規定、郵便官署に於ける國稅收入の制度、國稅金の證券納付制度等の創設及改廢等、記述を必要とするもの尠からずと雖も、此等の事項に就ては既に本書第三編「會計制度」中に之を細說せるを以て、玆には總て之を省略することとせり（第三編第一章第二節第四款參照）。

第一款　明治前期

第一項　序說

我國の租稅は維新以前より金納及米納相竝びて行はれしが、明治維新の際に至り租稅は姑く舊慣

に依り徵收すべき旨布告せられしを以て、貢米は從前の如く納主直接東京及大阪に輸送して其の米廩に納入し、貢金は各府藩縣に於て徵收して之を東京に輸送したり。其の後地租改正條例發布の後に於ては、漸次租稅米納の制度を廢して金納の制度に統一することと爲し、稅金は各府縣廳をして徵收の上、關東地方は直接之を東京へ現送し、近畿以西の地方は大阪派出三井組爲替座（後第一國立銀行に變更）への預入證書を以て納入せしめたり。而して各府縣廳が其の徵收したる租稅金納入順序を示達租稅寮に納付する手續に關しては、明治八年一月大藏省乙第十六號達を以て租稅金穀を收納する手續に關しては同年六月大藏省乙第八十五號達を以て租稅し、又府縣廳に於て租稅金穀收納順序を公布し、以て詳細の規定を設けたり。

尋いで明治十一年七月に至り太政官布告第十七號を以て郡區町村編成法を、又同第三十二號を以て府縣官職制公布せられ、國稅の徵收及不納處分に關する一切の事務を郡區戶長に委任せらるるに及び、同年十二月大藏省乙第七十二號達を以て國稅金領收順序を制定し、以て郡區戶長の徵稅手續を定めたり。卽ち右に依れば大藏省に於て各地方適宜の場所を選び稅金預所を設けて稅金預り人を任命し、戶長に於て納稅者より取纏めたる稅金は之を右稅金預り人に交付し、其の預り切符を以て郡區長に納入し、郡區長は其の預り切符を大藏省租稅局より各地方に派遣せる收稅委員に送付し、其の領收證書を以て地方官廳へ納付し、地方官廳は右領收證書及郡區長の皆濟報告に依り各稅帳及皆濟帳を調製し、之を大藏卿に提出して租稅決算を爲すものとせり。後明治十四年八月に至り各地方に大藏省租稅局出張所を設け、從來の收稅委員出張所を廢止したり。

明治十七年五月に至り太政官布告第四十七號及第四十八號を以て府縣に新に收稅長及收稅屬を置き、從前租稅局出張所に於て掌理せし事務を府縣の管掌に移すに及び、同年六月大藏省達第四十一號を以て新に國稅金收納順序を制定したり。卽ち右に依れば國稅金は每納期郡區長に於て納稅切符を製して之を戶長に達し、戶長は之に依り納稅者より稅金を徵收して國庫金取扱所又は大藏省爲替方へ預入し、其の領收の證印を得て之を郡區長に納付し、郡區長は精査の上租稅皆納の證を戶長に付與するものとす。而して郡區長は一旬自間領收せる租稅金を取纏め、三日以內に上納證書を製して之を收稅長に送付し、收稅長は右上納證書に對して領收證書を郡區長に送付すると共に、其の領收せる稅金を一旬日每に取纏め七日以內に上納證書及預ヶ金上納濟否調書を製し、之に國庫金取扱所又は大藏省爲替方より差出したる一旬會計書を添へ主稅官長に納付するものとせり。尙右國稅金收納順序の公布と同時に、大藏省達第四十二號を以て國稅金誤納還付及更正手續を公布したり。

第二項　國稅徵收法の制定

國稅徵收に關しては上述の如く明治初年以來種々の規定を存せしが、此等の規定は何れも單に租稅の徵收竝に收納の手續を定めしに止まり、未だ國稅の徵收に關する一般的準則を定めしものなく且其の規定の多くは金錢出納の法規と混同し、極めて不完全なるを免れざりき。然るに明治二十一年四月市制及町村制の公布あり、翌二十二年四月以後地方自治制實施せらるるに至りしを以て、茲に新に國稅徵收に關する一般的法規を制定して、國稅徵收上に於ける市町村の關係を明定すると同時に、從來の法規の不備を補ふことと爲し、明治二十二年三月法律第九號を以て國稅徵收法を公布したり。本法は我國に於て始めて設けられたる統一的徵稅法規にして、全文四章二十一條より成り、第一

章總則、第二章徵收方法、第三章期滿免除、第四章附則とせり。今其の要綱を揭ぐれば左の如し。

（一）關稅以外の總ての國稅は本法に依りて之を徵收すべきものなること。

（二）市町村に對し、其の費用を以て地租を徵收し、之を金庫に納付するの義務を負はしむること。

（三）市町村に對し、地租以外の國稅徵收を勅令を以て命ずるを得ること。此の場合には徵收金額の百分の四を市町村に交付すること。

（四）市町村は過誤怠慢に依り其の徵收したる稅金を亡失したるときは、之が辨償の責に任ずること。

（五）國稅徵收の手續は左の如き順序に依ること。

（イ）地租及勅令に依り市町村に於て徵收すべき國稅に就ては、府縣知事は市に、郡長は町村に對し徵稅令書を發す。

（ロ）市町村長は徵稅令書に依り徵稅傳令書を製し、之を各納稅人に發す。

（ハ）納稅人は右に依り稅金を市町村收入役に拂込み、其の領收證書に市町村長の檢印を得て納稅の義務を完了す。

（ニ）市町村長は市町村收入役に於て受領したる稅金を受取り之を金庫に拂込み、其の別符付領收證を得て之を收入官吏に差出し、別符の切離及領收證の檢印を得て其の義務を完了す。

（ホ）地租及勅令に依り市町村に於て徵收すべき國稅以外の國稅に就ては、市に於ては府縣知事町村に於ては郡長より各納稅人に對し徵稅令書を發し、納稅人は之に依り稅金を金庫に拂込み其の別符付領收證を得て之を收入官吏に差出し、別符の切離及領收證の檢印を得て其の納

稅義務を完了す。

（六）地方稅・備荒儲蓄金・市町村稅に對して、國稅の優先徵收權を定めたること。

（七）納稅に關する期滿免除の規定を設けたること。

（八）市制及町村制未施行地に於ては、區戶長をして市町村の爲すべき徵稅事務を行はしむること。

（九）沖繩縣・小笠原島及伊豆七島には當分本法を施行せざること。

（一〇）本法は明治二十二年四月一日より之を施行すること。

右國稅徵收法の公布と同時に、勅令第三十三號を以て地租以外に市町村の徵收すべき國稅として所得稅外八種を指定し、更に又大藏省令第五號を以て國稅徵收法施行細則を定めたり。爾後國稅徵收法は明治二十二年九月法律第二十三號及同二十七年六月法律第十七號を以て夫々其の一部に改正を加へられ、又施行細則は明治二十三年二月大藏省令第三號（全部改正）・同二十六年十一月同第三十三號（一部改正）及同二十七年六月同第十二號（全部改正）を以て改正せられたり。尙明治二十九年に至り、營業稅の新設竝に雜種營業稅の地方委讓等稅制の改正行はるるに及び、之に伴ひ同年七月勅令第三十三號を以て市町村に於て徵收すべき國稅の種類を改めて、所得稅・自家用酒稅・賣藥營業稅・營業稅の四種と爲したり。

明治二十二年三月國稅徵收法制定せらるるや、之に應じて同年十二月新に國稅滯納處分法制定せられたり。抑國稅滯納者に對して始めて處分法規を定められしは明治五年にして、卽ち同年九月太政官布告第二百八十五號を以て、天災地變其の他已むを得ざる事故なくして納稅の義務を怠る者は不納金百圓に付き一箇月金五十錢の利子を附し、納期後三箇月を過ぎて尙ほ納稅せざるときは、身代

限の處分に依りて稅金及利子を徵收することを規定したり。而して稅米滯納の場合に關しては、明治七年二月大藏省達第九號を以て其の處分法を定め、滯納者に對して其の年の石代相場を以て、百石に付一箇月五斗の利子を徵することと爲したり。然るに明治九年一月に至り太政官布告第四號を以て稅金及稅米滯納處分に關する從前の規定を廢して、新に租稅滯納處分に關する規定を設け、故なく租稅を怠納する者に對しては、怠納稅米金額の二十分の一を收入濟の日迄日割を以て徵收し、納期後一箇月を過ぐるも尙ほ納入せざるときは身代限の處分を爲すことと定めしが、尋いで翌十年十一月に至り第七十九號布告を以て、右規定を廢して更に租稅不納處分規則を定め、從來の怠納金を廢止して、單に滯納三十日を過ぐるときは、課稅物件等を公賣して徵收の目的を達することとし、且營業稅の不納者には其の營業を停止するの規定を設けたり。右租稅不納處分規則は其の後明治十四年二月第十五號布告及同十八年七月第二十號布告を以て、其の一部を改正せられし儘にて明治二十二年に至りしが、同年十二月法律第三十二號を以て新に國稅滯納處分法制定せられ、茲に國稅徵收法と相俟つて國稅徵收に關する法規は稍〻整備を告ぐるに至れり。右國稅滯納處分法は五章五十四條より成るものにして、其の第一章は滯納處分に關する一般的準則を規定し、納期限を過ぐるも國稅を完納せざる者に對しては收入官吏より先づ督促令狀を發し、滯納者督促令狀を受けたる日より五日以內に稅金を完納せざるときは、其の所有財產を差押へ賣却して之を徵收するものとし、且滯納處分費及滯納稅金に就きては他の債主に對し先取權あるものと定めたり。次に第二章に於ては滯納者の財產の差押手續に關する詳細の規定を設け、第三章に於ては右差押財產の賣却に關する手續を規定し、第四章に於ては滯納處分に關して滯納者等に書類を送達するの手續を定め、更に第五章に於ては滯納處分に關する罰則を設け、尙ほ附則を以て同法は明治二十三年一月一日より施行し、且沖繩縣及東京府管下小笠原島・伊豆七島には施行せざることを定めたり。尙本法の制定に伴ひ明治二十三年一月大藏省令第一號を以て之が施行規則を定めたり。右國稅滯納處分法は後明治三十年三月に至り國稅徵收法を改正して、滯納處分に關する法規を國稅徵收法中に併合規定するに及び、之が實施と同時に廢止せられたり。

第三項　國稅徵收法の改正

國稅徵收法は上述の如く明治二十二年に始めて制定せられしが、爾後社會の進步に伴ひ稅法其の他諸法規の改廢あり、自然之が施行上不備を感ずるもの少からざるのみならず、明治二十九年十月には稅務管理局及稅務署設置せられ、徵稅機關に大なる變化を見るに至りしを以て、明治三十年三月に至り法律第二十一號を以て新に國稅徵收法を制定し、同年七月一日より之を施行したり。之れ其の後數次の部分的改正を經て現在行はるる所のものにして、今其の舊法と異なる重なる點を擧ぐれば左の如し。

（一）舊法は國稅滯納處分法を別個の法律を以て規定せしも、新法は之を併合規定し、以て國稅徵收に關する規定の統一を圖りしこと。

（二）舊國稅徵收法及國稅滯納處分法は、國稅徵收及滯納處分に關し細密なる手續を規定せしも、新法は大綱のみを規定し、單純なる手續に關する規定は之を命令に讓りしこと。

（三）國稅滯納處分に關する規定に就きては、國稅滯納處分法に於ける不備の點に改正を加へしこ

と。

（四）舊法は特に徵稅上の時效に關する規定を設けしも、新法に於ては之を廢止し、一般の時效に關する規定を適用することとせしこと。

改正國稅徵收法の制定に伴ひ、同年六月勅令第百九十五號を以て地租以外に市町村の徵收すべき國稅の種別を定めて、所得稅・營業稅・自家用酒稅・賣藥營業稅の四種と爲し、又同月勅令第二百二十一號を以て國稅徵收法施行規則を制定して徵稅上の手續細則を定め、更に同月大藏省令第十號を以て國稅徵收法施行細則を設けて、收稅官吏の徵稅に關する手續を定めたり。右の中市町村の徵收すべき國稅の種類に就ては、爾後各種稅法の改正に伴ひ屢〻變更あり、卽ち明治三十二年五月『所得稅』を改めて『第三種ノ所得ニ係ル所得稅』とし（勅令第二百十九號）、翌三十三年三月『北海道地方稅』を追加し（勅令第四十八號）、同年四月『自家用酒稅』を『自家用醬油稅』と改めたり（勅令第百四十五號）。

改正國稅徵收法は其の實施後の經驗に徵し、其の規定に不備不便の點尠からざるものありしを以て、明治三十五年三月に至り法律第三十六號を以て、之に對し多くの改正を加へたり。今其の主なる點を擧ぐれば左の如し。

（一）納期至らざるも、旣に納稅義務の確定したる國稅に就き、之が徵收を爲し得る場合を擴張すると共に、之を列擧したること。

（二）納稅人に對する相續開始の場合に於ける納稅義務の繼承に關する規定を新設したること。

（三）多數納稅人の連帶納稅義務に關する規定を設けたること。

（四）過納の稅金を次期の稅金に充當するの規定を設けたること。

（五）納稅管理人に關する規定を設けたること。

（六）徵收に關する書類の傳達を送達及公示の二種と爲せしこと。

（七）督促を滯納處分の章より除きて、之を徵收の章に移したること。

（八）其の他滯納處分執行上、從來の手續の缺陷を補正したること。

今右の改正を經たる國稅徵收法の全文を揭ぐれば左の如し。

國稅徵收法（明治三十年三月二十六日法律第二十一號）

第一章　總則

第一條　國稅ノ徵收ハ關稅其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外總テ此ノ法律ニ依ル

第二條　國稅ノ徵收ハ總テノ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス

第三條　納稅人ノ財產上ニ質權又ハ抵當權ヲ有スル者其ノ質權又ハ抵當權ノ設定カ國稅ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルコトヲ公正證書ヲ以テ證明シタルトキハ該物件ノ價額ヲ限トシ其ノ債權ニ對シテ國稅ヲ先取セサルモノトス

第四條ノ一　納稅人左ノ場合ニ該當スルトキハ未タ納期ノ到ラサルモ旣ニ納稅義務ノ確定シタル國稅ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ第四條ヲ改メ第四條ノ一乃至八トス）

一　國稅ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

二　府縣稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

三　強制執行ヲ受クルトキ

四　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

五　競賣ノ開始アリタルトキ

六　法人カ解散ヲ爲シタルトキ

七　納稅人脫稅又ハ逋稅ヲ謀ルノ所爲アリト認ムルトキ

第四條ノ二　前條第二號乃至第五號ノ場合ニ於テ徵收スヘキ國稅ハ府縣稅其ノ他ノ公課ノ督促手數料及滯納處分費、強制執行費用、破產手續上ノ費用又ハ競賣費用ニ先チテ之ヲ徵收セス」

第四條ノ三　相續開始ノ場合ニ於テハ國稅、督促手數料及滯納處分費ハ相續財團又ハ相續人ヨリ之ヲ徵收ス但シ戶主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相續ノ開始アリタルトキハ被相續人ヨリモ之ヲ徵收スルコトヲ得

國籍喪失ニ因ル相續人又ハ限定承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ得タル財產ヲ限度トシテ國稅、督促手數料及滯納處分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

第四條ノ四　共有物、共同事業又ハ共同事業ニ因リ生シタル物件ニ係ル國稅、督促手數料及滯納處分費ハ納稅者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス

第四條ノ五　同年ノ地租、營業稅、所得稅、醬油稅及同酒造年度ノ酒造稅ニシテ既納ノ稅金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徵收スヘキ同一稅目ノ稅金ニ充ツルコトヲ得

第四條ノ六　納稅義務者納稅地ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ納稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ其ノ納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ他ノ法令ニ特別ノ規定アルモノハ各其ノ法令ニ依ル

第四條ノ七　納稅ノ告知、督促及滯納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相續財團ニシテ財產管理人アルトキハ財產管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

納稅管理人アルトキハ納稅ノ告知及督促ニ關スル書類ニ限リ其ノ住所又ハ居所ニ送達ス

第四條ノ八　書類ノ送達ヲ受クヘキ者其ノ住所又ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ若ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス

第二章　徵收

第五條　市町村ハ其ノ市町村內ノ地租及勅令ヲ以テ命シタル國稅ヲ徵收シ其ノ稅金ヲ國庫ニ送付スルノ責任アルモノトス

前項地租徵收ノ費用ハ其ノ市町村ノ負擔トシ其ノ他ノ國稅ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ其ノ市町村ニ交付スヘシ

第六條　國稅ヲ徵收セムトスルトキハ收稅官吏又ハ市町村ハ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ指定シ之ヲ告知スヘシ

第七條　納稅人非常ノ災害ニ罹リ政府ニ於テ其ノ被害調查ノ爲時日ヲ要スルトキハ其ノ間稅金ノ徵收ヲ爲ササルコトアルヘシ

第八條　市町村ハ避クヘカラサル災害ニ因リ既收ノ稅金ヲ失ヒタルトキハ其ノ事實ヲ證明シ

大藏大臣ニ稅金送付ノ責任ノ免除ヲ請フコトヲ得

前項ノ申出アリタルトキハ大藏大臣ハ其ノ事實ヲ審査シ其ノ免除ヲ爲スコトヲ得

第九條　國稅ノ納期限ヲ過キ其ノ稅金ヲ完納セサル者アルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指定シ之ヲ督促スヘシ但シ第四條ノ一ニ依リ國稅ノ徵收ヲ爲スヘキトキハ此ノ限ニ在ラス（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條改正）

前項ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手數料ヲ徵收ス

第三章　滯納處分

第十條　左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ納稅者ノ財產ヲ差押フヘシ（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條改正）

一　納稅者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限マテニ督促手數料及稅金ヲ完納セサルトキ

二　第四條ノ一第一號及第七號ノ場合ニ於テ納稅者納期ノ到ラサル國稅納付ノ告知ヲ受ケ稅金ヲ完納セサルトキ

第十一條　收稅官吏滯納處分ノ爲財產ノ差押ヲ爲ストキハ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證票ヲ示スヘシ

第十二條　差押フヘキ財產ノ價格ニシテ督促手數料、滯納處分費及第三條ニ依リ控除スヘキ債務額ニ充テ殘餘ヲ得ル見込ナキトキハ滯納處分ノ執行ヲ止ム（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條中改正）

第十三條　收稅官吏滯納者ノ財產ヲ差押フルニ當リ質權ノ設定セラレタル物件アルトキハ質權設定時期ノ如何ニ拘ラス其ノ質權者ハ質物ヲ收稅官吏ニ引渡スヘシ

第十四條　收稅官吏財產ノ差押ヲ爲シタル場合ニ於テ第三者其ノ財產ニ就キ所有權ヲ主張シ取戻ヲ請求セムトスルトキハ賣却決行ノ五日前マテニ所有者タルノ證憑ヲ具ヘテ收稅官吏ニ申出ヘシ

第十五條　滯納處分ヲ執行スルニ當リ滯納者財產ノ差押ヲ免ルル爲故意ニ其ノ財產ヲ讓渡シ讓受人其ノ情ヲ知リ讓受ケタル場合ニ於テ政府ハ其ノ行爲ノ取消ヲ求ムルコトヲ得

第十六條　左ニ揭クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

一　滯納者及其ノ同居ノ家族ノ生活上缺クヘカラサル衣服、寢具、家具及廚具

二　滯納者及其ノ同居家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭

三　實印其ノ他職業ニ必要ナル印

四　祭祀禮拜ニ必要ナリト認ムル物及石碑、墓地

五　系譜其ノ他滯納者ノ家ニ必要ナル日記書付類

六　職務上必要ナル制服、祭服、法衣

七　勳章其ノ他名譽ノ章票

八　滯納者及其ノ同居家族ノ修學上必要ナル書籍器具

九　發明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセサルモノ

第十七條　左ニ揭クル物件ハ他ニ督促手數料、滯納處分費及稅金ヲ償フニ足ルヘキ物件ヲ提供スルトキハ滯納者ノ選擇ニ依リ差押ヲ爲ササルモノトス（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條中改正）

一　農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬竝其ノ飼料

二　職業ニ必要ナル器具及材料

第十八條　差押ノ效力ハ差押物ヨリ生スル天然及法定ノ果實ニ及フモノトス

第十九條　滯納處分ハ裁判上ノ假差押又ハ假處分ノ爲ニ其ノ執行ヲ妨ケラルルコトナシ（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條中改正）

第二十條　收稅官吏財產ノ差押ヲ爲ストキハ滯納者ノ家屋、倉庫及筐匣ヲ搜索シ又ハ閉鎖シタル戶扉、筐匣ヲ開カシメ若ハ自ラ之ヲ開クコトヲ得滯納者ノ財產ヲ占有スル第三者其ノ財產ノ引渡ヲ拒ミタルトキ亦同シ

第三者ノ家屋、倉庫及筐匣ニ滯納者ノ財產ヲ藏匿スルノ疑アルトキハ收稅官吏ハ前項ニ準シ處分スルコトヲ得

前二項ニ依リ家屋、倉庫又ハ筐匣ヲ搜索スルハ日出ヨリ日沒マテニ限ル

第二十一條　收稅官吏前條ノ處分ヲ爲ストキハ滯納者若ハ前條ニ揭ケタル第三者又ハ其ノ家族雇人ヲシテ立會ハシムヘシ若シ立會フヘキ者不在ナルトキ又ハ立會ニ應セサルトキハ成丁者二人以上又ハ市町村吏員（市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ區戶長及其ノ附屬吏員）若ハ警察官吏ヲ證人トシテ立會ハシムヘシ

第二十二條　動產及有價證券ノ差押ハ收稅官吏占有シテ之ヲ爲ス但シ差押物件運搬ヲ爲スニ困難ナルトキハ市町村長、滯納者又ハ第三者ヲシテ保管ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條改正）

第二十三條ノ一　債權ノ差押ヲ爲ストキハ收稅官吏ハ之ヲ債務者ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ政府ハ督促手數料、滯納處分費及稅金額ヲ限度トシテ債權者ニ代位ス（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條改正）

第二十三條ノ二　不動產又ハ船舶ヲ差押ヘタルトキハ收稅官吏ハ差押ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條改正）

差押ノ爲不動產ヲ分割シタルトキハ收稅官吏ハ分割ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條改正）

第二十四條　差押ヘタル動產、有價證券、不動產及第二十三條ノ一ニ依リ收稅官吏カ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル物件ハ通貨ヲ除クノ外公賣ニ付ス公賣ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條改正）

公賣ニ付スルモ買受人ナキカ又ハ其ノ價格見積價格ニ達セサルトキハ其ノ見積價格ヲ以テ政府ニ買上ルコトヲ得

第二十五條　見積價格僅少ニシテ其ノ公賣費用ヲ償フニ足ラサル物件ハ隨意契約ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

第二十六條　滯納者及賣却ヲ爲ス地方ノ稅務ニ關スル官吏、公吏、雇員ハ直接ト間接トヲ問ハス其ノ賣却物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十七條　滯納處分費ハ財產ノ差押、保管、運搬、公賣ニ關スル費用及通信費トス（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條改正）

第二十八條　物件ノ賣却代金、差押ヘタル通貨及第二十三條ノ一ニ依リ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ督促手數料、滯納處分費及稅金ニ充テ尙殘餘アルトキハ之ヲ滯納者ニ交付ス

（同上）賣却シタル物件質權、抵當權ノ目的物タルトキハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手數料、滯納處分費及稅金ヲ控除シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテヲ債權者ニ交付シ尙殘餘アルトキハ之ヲ滯納者ニ交付ス但シ第三條ニ揭ケタル質權、抵當權ノ目的タル物件ニ關シテハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手數料、滯納處分費ヲ徵シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテヲ債權者ニ交付シ次ニ稅金ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ之ヲ滯納者ニ交付ス

第二十九條　會社ニ對シ滯納處分ヲ執行スル場合ニ於テ會社財產ヲ以テ督促手數料、滯納處分費及稅金ニ充テ仍不足アルトキハ無限責任社員ニ就キ之ヲ處分スルコトヲ得（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條中改正）

第三十條　此ノ法律ニ依リ債權者又ハ滯納者ニ交付スヘキ金錢ハ之ヲ供託スルコトヲ得（明治三十五年法律第三十六號ヲ以テ本條改正）

第三十一條　滯納處分ヲ結了シ若ハ之ヲ中止シタルトキハ納稅義務及督促手數料、滯納處分費納付ノ義務ハ消滅ス（同上）

第四章　罰則

第三十二條　滯納者又ハ滯納者ノ財產ヲ占有スル者其ノ財產ヲ藏匿脫漏シ又ハ虛僞ノ契約ヲ爲シタルトキハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

差押物件ノ保管者其ノ保管ニ係ル物件ヲ藏匿脫漏費消若ハ故意ニ毀損シタルトキ亦同シ情ヲ知テ前二項ノ所爲ヲ幇助シ又ハ虛僞ノ契約ヲ承諾シタル者ハ各本刑ニ一等ヲ減ス

前各項ノ場合ニ於テ刑法ニ罰條アルモノハ本條ヲ適用セス

第五章　附則

第三十三條　此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

沖繩縣及東京府管內小笠原島、伊豆七島ニハ當分之ヲ施行セス

市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ本法中市町村ニ關スル條項ヲ適用スヘキ公共團體ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

北海道水產物營業人組合ハ本法ニ於テ市町村ニ準ス（明治三十四年法律第三號北海道地方費法ニヨリ自然消滅）

第三十四條　明治二十二年法律第九號國稅徵收法、同年法律第三十二號國稅滯納處分法及同二十三年法律第四號ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十五年國稅徵收法の改正に伴ひ、同法施行規則を改正する必要を生じたるを以て、同年四月勅令第百三十五號を以て左の如く其の全部を改正し、同時に從前の規定を廢止したり。

國稅徵收法施行規則（明治三十五年四月十一日勅令第百三十五號）

第一條　收稅官吏國稅ヲ徵收セムトスルトキハ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ發スヘシ但シ金庫ニ納付セシムル場合ノ外口頭ヲ以テ告知スルコトヲ得

第二條　市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ハ收稅官吏書面ヲ以テ其ノ金額ヲ市町村ニ通知スヘシ」市町村ハ前項ノ通知ニ依リ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ發スヘシ

第三條　國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ納期ノ到ラサル稅金ヲ徵收セムトスルトキハ納期日ヲ定メ第一條ノ告知又ハ第二條ノ通知ヲ爲スト同時ニ其ノ旨告知又ハ通知スヘシ

納稅告知ヲ爲シタル後國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ納期日前之ヲ徵收セムトスルトキハ收稅官吏ハ納期日ノ變更ヲ納稅人ニ告知スヘシ

前項ノ國稅ニシテ市町村ノ徵收スルモノナルトキハ納稅人ニ告知スルト同時ニ其ノ旨市町村ニ通知スヘシ

第四條　市町村ニ於テ稅金ヲ徵收シタルトキハ領收證ヲ納稅人ニ交付スヘシ

第五條　市町村ニ於テ徵收シタル稅金ハ送付書ヲ添ヘ漸次之ヲ金庫ニ送付スヘシ但シ納期後三日ヲ過クルコトヲ得ス

第六條　市町村ニ於テ國稅徵收法第八條ニ依リ稅金送付ノ責任ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

地方長官前項ノ申請書ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ意見ヲ具シテ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七條　市町村ハ納期內ニ稅金ノ納付ヲ了ラサル者アルトキハ直ニ其ノ氏名、住所若ハ居所及納金額滯納ノ事由ヲ所轄稅務署ニ報告スヘシ

第八條　國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ徵收スルコトヲ得ル國稅ハ左ニ揭クルモノニシテ納期ニ到リ稅金ノ徵收ヲ完ウスルコト能ハスト認ムルモノニ限ル

一　納稅ノ告知ヲ爲シタル諸稅

二　造石數查定濟ノ酒類、酒精、酒精含有飮料竝醬油ノ造石稅及造石數查定濟ノ麥酒稅

三　當該年分ノ自家用醬油製造稅

第九條　納稅義務者納稅管理人ヲ定メ若ハ變更シタルトキハ其ノ氏名及住所若ハ居所ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

納稅管理人其ノ氏名、住所又ハ居所ヲ變更シタルトキハ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ニ係ルトキハ前二項ノ申告ハ其ノ市町村ヲ經由スヘシ

第十條　國稅徵收法ニ依ル書類ノ送達ハ使丁又ハ郵便ニ依ルヘシ

第十一條　國稅徵收法第九條ニ依リ納稅ノ督促ヲ爲サムトスルトキハ收稅官吏ハ納稅者ニ對シ督促狀ヲ發スヘシ

督促狀ヲ發シタルトキハ手數料トシテ金十錢ヲ徵收ス

第十二條　質權又ハ抵當權ノ設定セラレタル財產ヲ差押フルトキハ收稅官吏ハ督促手數料、滯納處分費及稅金額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ其ノ債權者ニ通知スヘシ

國稅ニ對シ先取權ヲ有スル債權者前項ノ通知ヲ受ケ其ノ權利ヲ行使セムトスルトキハ證憑書類ヲ添ヘ其ノ事實ヲ證明スヘシ

第十三條　民事訴訟法ニ依リ假差押ヲ受ケタル財產ヲ差押フルトキハ之ヲ執行裁判所又ハ執達吏若ハ强制管理人ニ通知スヘシ假處分ヲ受ケタル財產ヲ差押フルトキ亦之ニ準ス

第十四條　差押フヘキ財產管轄區域外ニ在ルトキハ收稅官吏ハ其ノ財產所在地ノ收稅官吏ニ滯納處分ノ引繼ヲ爲スヘシ

第十五條　差押フヘキ財產數人ノ共有ニ係ルトキハ滯納者ニ屬スル持分ニ就キ滯納處分ヲ爲シ其ノ持分ノ定メナキモノハ持分相均キモノトシテ處分スヘシ

第十六條　收稅官吏財產ヲ差押ヘタルトキハ差押調書二通ヲ作リ立會人ト共ニ之ニ署名捺印シ其ノ一通ハ立會人ニ交付スヘシ但シ立會人ニ於テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ附記スヘシ

差押調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　滯納者ノ氏名及住所若ハ居所

二　差押財產ノ名稱、數量、性質、重要ナル事情竝所在ヲ明ニスル事項

三　差押ノ事由

四　調書ヲ作リタル場所年月日

前二項ノ規定ハ債權ノミノ差押ニハ之ヲ適用セス

第十七條　收稅官吏財產ヲ差押ヘタル場合ニ於テ滯納者又ハ第三者ヨリ督促手數料、滯納處分費及稅金ヲ完納シタルトキハ其ノ財產ノ差押ヲ解クヘシ

第十八條　公賣ハ入札又ハ競賣ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十九條　國稅徵收法第二十四條ニ依リ公賣ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ公告スヘシ

一　滯納者ノ氏名及住所若ハ居所

二　公賣財產ノ名稱、數量、性質、重要ナル事情竝所在ヲ明ニスル事項

三　入札又ハ競賣ノ場所、日時

四　開札ノ場所、日時

五　保證金ヲ徵スルトキハ其ノ金額

六　代金納付ノ期限

第二十條　財產公賣ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ加入保證金又ハ契約保證金ヲ徵スヘシ」

落札者又ハ買受人義務ヲ履行セサルトキハ其ノ保證金ハ之ヲ政府ノ所得トス

第二十一條　公賣ハ財產所在ノ市區町村內ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ收稅官吏必要ト認ムルトキハ他ノ地方ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第二十二條　公賣ハ公告ノ初日ヨリ十日ノ期間ヲ過キタル後之ヲ執行スヘシ但シ其ノ物件不相應ノ保存費ヲ要スルモノ若ハ著シク其ノ價格ヲ減損スルノ虞アルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　財產ヲ公賣セムトスルトキハ收稅官吏ハ其ノ財產ノ價格ヲ見積リ之ヲ封書トシ公賣ノ場所ニ置クヘシ

第二十四條　記名式又ハ指圖式有價證券ヲ賣却シタルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指定シ滯納者ヲシテ權利移轉ノ手續ヲ爲サシムヘシ

前項ノ期間內ニ滯納者其ノ手續ヲ爲ササルトキハ收稅官吏ハ滯納者ニ代リテ之ヲ爲スコトヲ得

第二十五條　入札ノ方法ヲ以テ公賣ニ付スル場合ニ於テ落札トナルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者二名以上アルトキハ其ノ同價ノ入札人ヲシテ追加入札ヲ爲サシメ落札者ヲ定ム追加入

札ノ價格仍同キトキハ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム

第二十六條　財產ヲ公賣ニ付スルモ買受望人ナキカ又ハ其ノ價格見積價格ニ達セサルトキハ更ニ公賣ヲ爲スコトアルヘシ

第二十七條　公賣財產ノ買受人代金納付ノ期限マテニ其ノ代金ヲ完納セサルトキハ收稅官吏ハ其ノ賣買ヲ解除シ更ニ之ヲ公賣ニ付スヘシ

第二十八條　前二條ニ依リ再公賣ヲ爲ス場合ニ於テハ第二十二條ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第二十九條　國稅徵收法第四條ノ一第二號乃至第六號ニ該當スル場合ニ於テハ收稅官吏ハ當該官廳、公共團體、執行裁判所、執達吏、強制管理人、破產主任官又ハ淸算人ニ督促手數料、滯納處分費及滯納稅金ノ交付ヲ求ムヘシ但シ他ニ差押フヘキ財產アルトキハ之ヲ差押フルコトヲ妨ケス

第三十條　滯納處分ヲ結了シタルトキハ收稅官吏ハ其ノ處分ニ關スル計算書ヲ作リ之ヲ滯納者ニ交付スヘシ

賣却シタル財產ニ對シ質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ其ノ計算ニ關スル記錄ノ閱覽ヲ收稅官吏ニ求ムルコトヲ得

第三十一條　納稅告知督促及滯納處分ニ關スル公告ハ稅務署ニ之ヲ爲スヘシ但シ必要ト認ムルトキハ稅務署ノ外適當ノ場所ニ又ハ他ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

附　則

第三十二條　市制町村制ヲ施行セサル地方（稅務署所在地ヲ除ク）ノ戶長ハ稅務署收稅官吏ノ通知ヲ受ケ其ノ町村內ノ國稅（酒類、酒精、酒精含有飮料竝醬油ノ造石稅及麥酒稅ヲ除ク）ヲ徵收シ之ヲ金庫ニ拂込ムヘシ

第三十三條　前條ニ依リ徵收スヘキ國稅ヲ其ノ納期內ニ完納セサル者アルトキハ戶長ハ本則中ニ規定セル市町村ノ例ニ準シ所轄稅務署ニ報告スヘシ

第三十四條　本令中市町村ニ關スル規定ハ國稅徵收法第三十三條ニ依リ指定セラレタル公共團體ニ之ヲ準用ス

第三十五條　本令ハ明治三十五年法律第三十六號國稅徵收法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十年勅令第二百二十一號ハ之ヲ廢止ス

次に國稅徵收法施行細則は明治三十年六月制定以來、三十三年大藏省令第九號・三十四年四月省令第二號・同年九月省令第十八號を以て其の一部に改正を加へられ、以て明治三十五年に至りしが、上述の如く同年國稅徵收法及同施行規則改正の結果、本施行細則にも改正を加ふるの必要を生じ、同年四月大藏省令第八號を以て之に對し多くの改正を施し、尋いで同年六月省令第十六號及同年七月同第十九號を以て其の書式に改正を加へ、更に同年十一月徵稅機關の改正に伴ひ、大藏省令第二十六號を以て之に必要なる改正を施し、以て日露戰役開始の際に至れり。今此等の改正を經たる國稅徵收法施行細則の全文を掲ぐれば左の如し。

國稅徵收法施行細則（明治三十年六月二十六日大藏省令第十號）

第一條　國稅徵收法施行規則第一條ノ納稅告知書ハ稅務署長ニ於テ第一號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ（明治三十四年省令第十八號・三十五年省令第八號・同年省令第二十六號ヲ以テ改正）

第二條　市町村（市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ戶長）ノ徵收スヘキ國稅ハ稅務署長ニ於テ第二號書式ノ納額通知書ヲ調製シ之ヲ市町村（市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ戶長）ニ送付スヘシ其ノ異動ヲ生シタルトキハ更ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ（明治三十五年省令第八號ヲ以テ第三條ヲ第三條ノ一トス）

第三條ノ一　市町村（市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ戶長）前條ノ納額通知書ヲ受ケタルトキハ第三號書式ノ納稅告知書ヲ調製シ之ヲ納稅人ニ交付スヘシ（明治三十五年省令第二十六號ヲ以テ本條中改正）

第三條ノ二　納稅人納稅告知書ヲ受ケタルトキハ稅金ニ納稅告知書ヲ添ヘ之ヲ指定ノ場所ニ納付スヘシ（明治三十五年省令第八號ヲ以テ追加）

第四條　市町村其ノ領收シタル稅金ヲ金庫ニ送付スルトキハ第四號書式ノ送付書ヲ添付スヘシ

第五條　市町村（市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ戶長）滯納ノ報告ヲ爲ストキハ第五號書式ノ滯納報告書ヲ調製シ稅務署ニ送付スヘシ送付後ニ其ノ報告書ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ（明治三十五年省令第二十六號ヲ以テ本條中改正）

第六條　稅金納付ノ督促ヲ爲ストキハ稅務署長ハ第六號書式ノ督促狀ヲ發スヘシ（明治三十四年省令第十八號ヲ以テ本條中改正）

前項ノ督促ヲ爲ストキハ第七號書式第八號書式ノ納付書ヲ添付スヘシ但シ收稅官吏ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ニ係ルトキハ第七號書式ノ納付書ヲ添付スルヲ要セス（明治三十五年省令第八號ヲ以テ本項改正及大項追加）

納稅人督促ヲ受ケ稅金及督促手數料ヲ金庫ニ納付セムトスルトキハ納稅告知書及納付書ヲ添附スヘシ但シ市町村ノ徵收スヘキ國稅ニ係ルトキハ納稅告知書ヲ添附スルヲ要セス

第七條　稅金及督促手數料、滯納處分費ハ郵便爲替、日本銀行若ハ其ノ代理店ニ於テ證明シタル小切手ヲ以テ納付スルコトヲ得（明治三十四年省令第二號ヲ以テ削除、同年第十八號ヲ以テ追加、三十五年省令第一、十六號ヲ以テ本條中改正）

第八條　納稅人ハ指定ノ納付場所以外ノ地ニ於テ納稅スルヲ便トスルトキハ稅務署ニ申告シテ納付場所ノ變更ヲ求ムルコトヲ得（明治三十五年省令第八號ヲ以テ本條改正）

第九條　稅務署長ハ國稅滯納者ノ財產差押ヲ命シタル收稅官吏ニ左ノ證票ヲ公付スヘシ（明治三十四年省令第十八號及三十五年省令第二十六號ヲ以テ本條中改正）

（證票省略）

第十條　收稅官吏債權ノ差押ヲ爲ストキハ債務者ニ對シ第九號書式ノ債權差押通知書ヲ發スヘシ

第十一條　國稅徵收法施行規則第十六條ノ差押調書ハ第十號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ（明治三十五年省令第八號ヲ以テ本條改正）

第十二條　收稅官吏財產ヲ賣却セントスル場合ニ其ノ價格ヲ見積リ難キモノアルトキハ適當ナル鑑定人ヲ選ミ其ノ評價ヲ爲サシムルコトヲ得（明治三十五年省令第八號ヲ以テ本條中改正）

第十三條　入札ノ方法ヲ以テ財產ヲ公賣スル場合ニハ買受望人ハ其ノ住所氏名買受財產ノ種類員額及ヒ札價額ヲ記シタル入札書ヲ封緘シテ差出スヘシ（同上）

第十四條　入札書ハ公告ニ示シタル開札ノ場所、日時ニ入札人ノ面前ニ於テ之ヲ開クモノトス

但シ入札人又ハ其ノ代理人開札ノ場所ニ出席セサルトキハ其ノ立會ヲ要セスシテ開札スルコトヲ得

第十五條　競賣ノ方法ヲ以テ財產ヲ公賣スルトキハ競賣人ヲ選ミ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得（明治三十五年省令第八號ヲ以テ本條中改正）

第十六條　加入保證金又ハ契約保證金ハ公賣財產ノ見積價格百分ノ十以內ニ於テ適宜其ノ金額ヲ定ムルモノトス

第十七條　公賣財產ノ買受人又ハ競賣人ハ納付書ヲ添ヘ其ノ代金ヲ稅務署長ニ納付スヘシ（明治三十四年省令第十八號及三十五年省令第二十六號ヲ以テ本條中改正）

第十八條　督促又ハ滯納處分ニ關シ使丁ヲ以テ書類ノ送達ヲ爲ストキハ第十一號書式ノ送達書ヲ交付シ同號書式ノ送達證ニ受取人ノ署名捺印ヲ求ムヘシ（明治三十五年省令第八號ヲ以テ本條改正）

第十九條　滯納處分ヲ結了シタルトキハ收稅官吏ハ第十二號書式ノ計算書ヲ調製シ之ヲ滯納者ニ交付スヘシ（書式省略）

國稅徵收法は沖繩縣小笠原島伊豆七島の諸地方には當分之を施行せざることと定められしが、右の中沖繩縣管下に對しては、明治三十五年十二月勅令第二百七十五號及三十六年十二月勅令第二百七十八號を以て、同縣宮古八重山兩郡は明治三十六年十一月一日より、其の他の地方は三十七年一月一日より之を施行することとなれり。

第四項　徵稅方法の特例

以上述べたる所は內國稅に關する一般的徵稅方法にして、內地一般は原則として總て右の方法に依り國稅の徵收を行はるるものなるが、唯、沖繩縣及東京府下小笠原島伊豆七島のみは其の例外として、特別の方法に依り國稅の徵收を行はれたり。卽ち此等の諸地方に在りては內地に比して文化の程度頗る低く、從つて租稅制度の如きも內地一般と同一の制度を布くことを得ざるものありしを以て、維新以後に於ても主として其の地の舊慣を踏襲して租稅の徵收に當り來れり。

今此等の地方に行はれたる徵稅方法の特例を見るに、先づ沖繩縣に在りては明治五年九月琉球藩の設置以後、從來鹿兒島藩に納入し來れる貢米を直に租稅寮に納付せしむることと爲し、翌六年十二月其の貢納の歲額を定めて米八千二百石とし、大阪市中十月十五日より十二月十五日に至る平均時價に依り金錢に換算して納付せしめたり。尋いで明治十二年四月琉球藩を廢して沖繩縣を置くに及び、從來の貢納制度を廢して縣內の租稅を大藏省に於て直管し、而して之を總て舊制に依り徵收することと爲し、同年十一月沖繩縣稅品徵收順序を定めたり。卽ち之に依れば沖繩縣の租稅は米穀、砂糖、反布等の物品を以て明治十二年調查の總額に依りて徵收するものにして、縣令之を徵收して、仕譯書と共に之を同地方派出の大藏省租稅局員に交付し、租稅局員之を精查の上假領收證書を縣令に交付し、縣令は之に上納書を附して大藏省に送付するものとせり。然るに明治十七年五月に至り租稅局員の派出を廢して、總て縣をして徵稅事務に當らしめ、唯、同年八月以後那覇港に主稅局稅品取扱人を置きて、租稅の內物品收納に係るものの鑑定及保管に當らしむることとせしが、明治十八年六月に

至りて右の徵稅方法を改定し、縣の收稅長は各稅納期二箇月以前に各間切納額元帳に據りて其の徵稅額を役所長に告知し、役所長は各稅皆濟期限後二箇月以內に皆濟報告書を作りて收稅長に送付し收稅長は之を調査の上縣令の證印を得て、皆濟期限後四箇月以內に主稅官長に申報するものとし、從來の主稅局稅品取扱人を廢止したり。

次に東京府下伊豆七島の地租は古來黃紬及合絲織（一部金納）の二種を存せしものにして、明治維新後も舊幕時代の慣習に從ひ八丈島に於ては黃紬及合絲織を以て納付せしめ、其の他の諸島に於ては之を金納せしめたり。而して其の徵收方法は先づ東京府知事其の納額を各島地役人に達し、地役人は更に之を各村名主に達し、名主は之を各納稅人に達するものにして、納稅人は八丈島に在りては、之に依りて租額・繰立費・租稅送納費其の他民費等をも合せて相當の生絲を以て各村名主に送納し、名主は之を繰立て、物品納の分に對しては製品を、金納の分に對しては其の代金を、夫々島役所（地役人）に送付するものとし又八丈島以外の諸島に於ては納稅人は名主を經て稅金を地役人に納付し、地役人は此等の稅品及稅金を取纏め、一箇年分を翌八九月頃の便船に依り東京府廳へ持參の上納付するものとす。而して右地役人持參の黃紬は之を東京府に於て公賣に付したる上、其の代金を金納の分と共に金庫に拂込むものとす。

次に又小笠原島に在りては古來一定の稅制なく、維新後各種國稅の制定せらるるに伴ひて、其の住民中印紙稅・船稅等を納付する者を生ぜしと雖も、此等の納稅人に對しては別に徵稅令書等を發することなく、島司適宜に徵收し置き、便船の節現金を送付するものとす。

右の如くにして沖繩縣及小笠原島・伊豆七島に於ては、維新後も主として舊慣に依り國稅の徵收を行ひしが、明治二十二年三月國稅徵收法制定せらるるに當りても、尙此等の地方には當分之を施行せざることと定め、從來の慣例を繼續することとせり。然れども此等の慣例中には明治二十二年會計法の規定に牴觸する事項を存せしを以て、翌二十三年四月以降同法實施の曉に於ては別に徵稅規定を設けざるべからざることとなりしも、此等の舊慣は當時に於ける此等諸地方の狀況に鑑み未だ容易に變更すべからざるものありしを以て、會計法の規定に牴觸する事項のみ之を改正することと爲し、明治二十二年十二月勅令第百四十一號を以て左記の如く、沖繩縣及小笠原島・伊豆七島に於ける國稅徵收に關する特別規定を公布したり。

勅令第百四十一號（明治二十二年十二月三十日）

沖繩縣及東京府管轄小笠原島・伊豆七島ノ國稅徵收ハ會計法實施後左ノ各條ノ外ハ從來ノ慣例ニ依ルヘシ

第一條　納稅人ハ稅金（沖繩縣酒類稅ヲ除ク）ヲ金庫ニ拂込ミ其ノ拂込ミタル金庫ヨリ交付シタル領收證ヲ收入官吏ニ差出シ其別符ノ切離及領收ノ檢印ヲ受クヘシ

第二條　國稅品ハ納稅人ヨリ直ニ收入官吏ニ納付スヘシ

第三條　前條國稅品ハ會計法規ニ依リ收入官吏之ヲ取扱ヒ其賣却代金ヲ領收シテ金庫ニ拂込ムヘシ但稅品ノ會計ハ本稅所屬ノ年度ニ依ル

後明治二十七年六月に至り法律第十八號を以て、右勅令第一條を『納稅人ハ稅金（沖繩縣酒類稅ヲ除ク）ヲ金庫ニ拂込ミ其領收證ヲ受クヘシ』と改め以て納稅手續を簡便ならしめたり。

沖繩縣及小笠原島・伊豆七島の諸地方に於ける國稅の徵收は、右の如く明治二十二年勅令第百四十

一號を以て大體の方法を定められしが、其の租稅滯納の場合に於ける取扱方に就ては從來の慣例に從ふは甚だ不便なるが故に、明治三十五年三月法律第二十三號を以て左の如く公布し、滯納處分に關しては國稅徵收法の規定に從ふことと定めたり。

法律第二十三號（明治三十五年三月十二日）

沖繩縣ノ區長、間切長若ハ島長及東京府管內伊豆七島中八丈島、大島及利島ノ名主若ハ一式引受人、三宅島、新島、神津島及御藏島ノ地役人ハ國稅ノ徵集ニ關シ國稅徵收法中滯納處分ノ例ニ依ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ物品納ノ國稅ニ關スルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ現金ニ換算シテ其ノ怠納額ヲ定ム

附　則

本法ハ明治三十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

而して右法律の規定に從ひ、同年六月大藏省令第十二號を以て左の如く物品納國稅現金換算率を定めたり。

大藏省令第十二號（明治三十五年六月五日）

明治三十五年法律第二十三號沖繩縣及東京府管內伊豆七島ニ於ケル國稅徵集ニ關スル法律ニ依リ物品納ノ國稅ヲ現金ニ換算シテ怠納額ヲ定ムルニハ左ノ價格ニ依ルヘシ

品名	單位	價格	品名	單位	價格
米	一石	九・〇八二円	粟	一石	七・三九二円
麥	一石	七・〇八四円	黍	一石	一・三六三
胡麻	一石	九・五〇〇	白上布	一匹	一・六四三
下大豆	一石	七・五〇〇	白中布	一段	〇・八四八
砂糖	百斤	五・八九〇	白下布	一段	〇・七八八
棕梱繩	一斤	〇・〇五五	白細上布	一段	二・八〇七
木綿花	一斤	〇・〇二五	紺縞細上布	一段	五・四八七
白縮布	一段	二・九七二	紺地細上布	一段	一五・三三四
白木綿布	一段	〇・五七三			
縞紬及絣紬	一段	六・〇九三			
黃紬	一段	三・三一四			
合絲織	一段	七・四八五			

然るに明治三十二年以來著手中の沖繩縣土地整理事業は、三十五年十二月を以て同縣宮古・八重山兩郡の整理を完了し、尋いで翌三十六年十月を以て同縣下の他の地方の整理をも完了することとなりしを以て、明治三十五年十二月勅令第二百七十五號を以て、三十六年一月一日より先づ宮古・八重山兩郡に地租條例及國稅徵收法を施行することと爲し、更に三十六年十二月勅令第二百七十八號を以て、三十七年一月一日より爾餘の諸地方に此等の法律を施行することとしたり。玆に於てか沖繩縣に於ける徵稅上の特例は全く廢止せらるることとなり、沖繩縣は爾後總て內地と同樣の方法に依り國稅の徵收を行はるることとなれり。然れども小笠原島及伊豆七島の兩地方に於ける租稅徵收の制度に至りては、爾後何等重要なる變更なく、依然舊來の慣習を維持して現在に及べるものとす。但し伊豆七島中八丈島に於ける地租物品納の制度は、明治四十四年二月法律第一號を以て明治四十二年分限り廢止せられ爾後總て金納の制度に改められしが、右は從來の貢租額たる黃紬を一定割合を以て現金に換算せしに止まるものにして、其の他の徵收方法に就ては何等の變更なきものとす（本編第二章第一節第三款第七項參照）。

第二款　明治後期

第一項　國稅徵收法の改正

國稅徵收法は前述の如く明治三十三年三月改正法律制定せられ、尋いで明治三十五年三月に於て之に大改正を施されしが、爾後其の實施の經驗に徵するに更に不備の點あることを認めしを以て、政府は明治三十八年第二十一回帝國議會に之が改正案を提出したり。今右改正の主要なる點を擧ぐれば左の如し。

（一）帝國內に居所又は住所を有せざる者に對する書類送達の方法を定めたること。

國稅徵收法第四條ノ八は、納稅の告知・督促又は滯納處分に關する書類の送達を受くべき者が、其の書類の受取を拒みたるとき及其の住所・居所共に不明なるときは、書類の要旨を公告し、公告の後七日を經過したるときは書類の送達ありたるものと看做すとの規定を設けたりと雖も、書類の送達を受くべき者が帝國內に居所又は住所を有せざる場合に關しては、何等の規定を設くることなかりしが故に、例へば本邦在留の外國人が其の本國に歸國せし如き場合に於ては、租稅徵收の途なかりしが、本改正案に於ては斯かる場合に於ても他の受取拒絕又は居所・住所不明の場合と同じく、書類の公告及公告後七日間の經過に依り、書類の送達ありしものと看做して、徵收又は滯納處分を行ふを得ることとしたり。

（二）差押物件の保管證に對して印紙稅を免除するの規定を設けしこと。

差押物件の保管證は、官廳の命令に依り第三者又は滯納者より提出せしむるものなるが故に、之に對して印紙稅を納付せしむるは穩當ならざるのみならず、之と同一性質に屬する國稅犯則處分に因る差押物件保管證に對しては、印紙稅免除の規定ありて、均衡を得ざるものありしを以て本改正案に於ては印紙稅免除の明文を設けたり。

（三）債權及所有權以外の財產權に對しても差押を爲すを得せしむること。

從來の規定に依れば、國稅滯納者の財產の差押を爲し得るは、動產及不動產の所有權竝に債權の二種に限られ、其の他の財產權に及ばざるの缺陷ありしを以て、本改正案に於ては差押の範圍を擴張して、右の不備を補ひたり。

（四）差押の解除に對しては登錄稅を免除するの規定を設けしこと。

財產差押の後滯納者が租稅を完納するときは、國家は徵稅の目的を達せしものなるが故に、此の場合に於て官廳が差押解除の登錄を爲すも、滯納者に對して其の登錄稅を負擔せしむるの必要を認めざるを以て、之を免除することとせり。

右改正法律案に就ては議會は異議なく之を可決せしを以て、同年三月法律第四十六號を以て左の如く公布せられたり。

法律第四十六號（明治三十八年三月十日）

國稅徵收法中左ノ通改正ス

第四條ノ八中「書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ」ノ下ニ「又ハ帝國內ニ住所、居所アラサルトキ」ヲ加フ

第二十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

第二十三條ノ二　債權及所有權以外ノ財產權ノ差押ヲ爲ストキハ收稅官吏ハ之ヲ其ノ權利者ニ通知スヘシ

前項ノ財產權ニシテ其ノ移轉ニ付登記又ハ登錄ヲ要スルモノニ在リテハ差押ノ登記又ハ登錄ヲ關係官廳ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ニ付テモ亦同シ

第二十三條ノ三　不動產又ハ船舶ヲ差押ヘタルトキハ收稅官吏ハ差押ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ

差押ノ爲不動產ヲ分割又ハ區分シタルトキハ收稅官吏ハ分割又ハ區分ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ合併又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ

第二十三條ノ四　差押ノ解除ニ關シテハ登錄稅ヲ納ムルコトヲ要セス

第二十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

債權及所有權以外ノ財產權ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

國稅徵收法の改正に伴ひ、其の施行規則に對しても同月勅令第六十七號を以て左の如き改正を加へたり。

勅令第六十七號（明治三十八年三月二十三日）

國稅徵收法施行規則中左ノ通改正ス

第二十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

賣却シタル財產ニ付滯納者ヲシテ權利移轉ノ手續ヲ爲サシムル必要アルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指定シ其ノ手續ヲ爲サシムヘシ

附　則

本令ハ明治三十八年法律第四十六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二項　徵稅處分囑託に關する法律の制定

國稅徵收法は小笠原島及伊豆七島を除くの外內地一般に之を適用せらるるものなりと雖も、我國の版圖たる臺灣及樺太又は我國の勢力範圍內に在る韓國及關東州等に對しては、之を適用せらるることなかりしが故に、內地に於て納稅の義務を盡さずして此等の地方に移住する者ある場合に於ては、强制的に徵稅處分又は滯納處分を執行することを得ざるの不便を存したり。玆に於てか政府は第二十三回帝國議會に於て、租稅其他の收入徵收處分囑託に關する法律案を提出し、斯くの如き場合に在りては、滯納者移住地の官廳に租稅徵收處分に關する事務を囑託し得ることと爲し、以て徵稅手續の簡便と收入の確實とを圖らんとしたり。而して右法律案は同時に斯かる租稅徵收處分囑託の方法は、內地に於ける公共團體相互間にも之を適用することを得るの規定を設けたり。右法律案は異議なく帝國議會を通過し、明治四十年四月法律第三十四號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三十四號（明治四十年四月十日）

第一條　法令ノ規定ニ依リ國稅ヲ徵收セラルヘキ者又ハ其ノ者ノ財產ニシテ其ノ法令施行地外ニ在ルトキハ當該官吏ハ本人又ハ財產所在地ノ當該官吏又ハ吏員ニ其ノ徵收ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル國稅ノ徵收ハ囑託ヲ受ケタル地ノ當該法令ニ依ル

第二條　前條ノ規定ハ公共團體又ハ之ニ準スヘキモノノ租稅其ノ他ノ收入ヲ徵收セラルヘキ者又ハ其ノ者ノ財產ヵ其ノ公共團體又ハ之ニ準スヘキモノノ區域外ニ在ル場合ニ之ヲ準用ス

第三項　地租徵收交付金竝に租稅滯納延滯金徵收制度の創設

國稅徵收法第五條は市町村に對して、地租及勅令を以て命じたる國稅を徵收し、之を國庫に送付するの義務を負はしめ、其の徵收費用として地租以外の諸稅に對しては徵收金額の百分の四を交付することを規定せしが、地租に就ては其の徵收の費用は之を市町村の負擔と定めたり。而して右の如く地租の徵收費用のみ之を交付せざるは沿革上の理由に基くものにして、卽ち地租は他の諸稅と異り、舊幕時代に於ては各村々に於て取纏め徵收の上之を納付せしものなるが故に、維新後も右の慣習に從ひ各町村をして之が徵收に當らしめ、尋いで國稅徵收法の制定に當りても地租徵收の費用は之を市町村の負擔と定めしものなり。然るに實際に於ては地租徵收の事務は市町村に於ける徵稅事務の大部分を占むるものにして、之に要する費用と手數とは他の各種國稅に比すべからざるものありて、他の國稅に對して甚しき不公平を存したり。玆に於てか明治四十四年第二十七回帝國議會に於て右の如き制度上の不公平は問題となり、遂に衆議院議員中より國稅徵收法中改正法律案を提出し、地租に對しても他の國稅と同じく、徵收金額百分の四の徵收費用を市町村に交付するの制度を設けんことを圖れり。然れども右の如く地租の徵收に對し百分の四の交付金を與ふることとせば、新に約三百萬圓の歲出を要し、財政上到底之を許さざるものあり、さればとて交付金の率を同一ならしめんが爲め他の國稅に對する交付金を減少することとは、從來地租以外の國稅の納額多き地方の收入に激變を來すの虞あるが故に、斯くの如き方法も之を採用することを得ず。玆に於て衆議院は審議の結果地租以外の國稅に對する交付金は從前の通と爲し、地租に對する交付金は之を千分の七と改むることと爲したり。以上地租徵收交付金に關する修正の外、衆議院は更に右法律案に對して修正を加へ、租稅滯納者に對し督促手數料の外に、命令の定むる所に依り延滯金を徵收するの條項を追加したり。蓋し當時納稅資力ある者にして、金利を貪り又は手數を厭ひて故意に租稅を滯納する者漸く多からんとするの傾向を存せしを以て、斯かる弊習を矯正せんとせしものに外ならず。以上衆議院の修正案に對しては政府之に同意を表し、貴族院亦異議なく之を可決せしを以て、右改正法律は明治四十四年三月法律第三十七號を以て左の如く公布せられたり。而して右に伴ひ政府は地租徵收に對する市町村交付金五十二萬五千五百九圓を、明治四十四年度追加豫算として議會に要求し、其の協贊を經たり。

法律第三十七號（明治四十四年三月二十七日）

國稅徵收法中左ノ通改正ス

第四條ノ二、第四條ノ三、第四條ノ四、第九條、第十條、第十二條、第十七條、第二十三條ノ一、第二十八條、第二十九條及第三十一條中「督促手數料」ヲ「督促手數料、延滯金」ニ改ム

第五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項徵收ノ費用トシテ地租ニ對シテハ其ノ徵收金額ノ千分ノ七其ノ他ノ國稅ニ對シテハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ其ノ市町村ニ交付スヘシ

附　則

本法ハ明治四十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

右の改正に伴ひ同年十二月勅令第二百八十二號を以て國稅徵收法施行規則に左の如き改正を加へ、以て延滯金徵收に關する規定を設けたり。

勅令第二百八十二號（明治四十四年十二月八日）

國稅徵收法施行規則中左ノ通改正ス

第十一條ノ二　前條ニ依リ督促ヲ受ケタル場合ニ於テハ稅金額百圓ニ付一日三錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ稅金完納又ハ財產差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スヘキ情狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　納稅告知書一通ノ稅金額二十圓未滿ナルトキ

二　納期ヲ繰上ケ徵收ヲ爲ストキ

三　納稅者ノ住所若ハ居所カ帝國內ニ在ラサル爲又ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ稅金及督促手數料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ニ依リ計算シタル金額カ十錢未滿ナルトキハ延滯金ヲ徵收セス

第十二條第十七條及第二十九條中「督促手數料、」ノ下ニ「延滯金、」ヲ加フ

第十六條　收稅官吏財產ヲ差押ヘタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル差押調書ヲ作リ之ニ署名捺印スヘシ

一　滯納者ノ氏名及住所若ハ居所

二　差押財產ノ名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項

三　差押ノ事由

四　調書ヲ作リタル場所、年月日

國稅徵收法第二十一條ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ立會人ト共ニ差押調書ニ署名捺印スヘシ但シ立會人ニ於テ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ附記スヘシ

收稅官吏差押調書ヲ作リタルトキハ其ノ謄本ヲ滯納者及立會人ニ交付スヘシ但シ債權及所有權以外ノ財產權ノミヲ差押ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條中左ノ如ク改ム

二　公賣財產ノ名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項

附　則

本令中延滯金ニ關スル規定ハ本令施行後ニ於テ納期ノ開始スル明治四十四年分租稅ヨリ之ヲ適用ス

右の如く國稅徵收法改正の結果、租稅滯納者より延滯金を徵收するの制度設けられしが、本制度創設の趣旨は上述の如く資力ある者の故意の滯納を矯正せんとするに在るものにして、實際に於て納稅資金を有せざる貧民に對して迄嚴格に此の制度を適用するときは、徒らに怨嗟の聲のみ大ならし

め、却つて徵稅の目的を全うすること能はざるに至るべきを以て、右國稅徵收法施行規則の改正と同時に、大藏大臣は各稅務監督局及稅務署に對して訓示を發し、延滯金徵收の實行に當りては特に苛酷不親切の取扱に涉るが如きことなきを期せしめたり。

而して延滯金は督促手數料と異り其の金額不明なるを以て、督促手數料の徵收に關する從來の規定に準據するを得ざるものあるが故に、前揭國稅徵收法施行規則の改正と同時に、大藏省令第四十一號を以て國稅徵收法施行細則にも改正を加へ、以て延滯金徵收に關する手續竝に書式等を規定したり。尙國稅徵收法施行細則は明治三十五年三月の改正以後右改正に至る迄に於て數次の部分的改正を加へられしを以て、左に順次此等の改正を列擧すべし。但し此等の中明治三十六年五月大藏省令第十二號及同四十一年四月大藏省令第十五號に依る兩次の改正は、單に附屬書式中の改正に止まるを以て之を省略す。

（一）大藏省令第十二號（明治四十年三月二十八日）

明治三十年大藏省令第十號國稅徵收法施行細則中左ノ通改正ス

第六條ヲ第六條ノ一トシ同條第二項中「督促ヲ爲ス」ノ下ニ「場合ニ於テ金庫ニ納付セシムル」ヲ加ヘ第三項ヲ左ノ如ク改ム

納稅人督促ヲ受ケ稅金及督促手數料ヲ收稅官吏ニ納付スヘキトキハ納稅告知書ヲ添付シ金庫ニ納付スヘキトキハ納稅告知書及納付書ヲ添付スヘシ但シ金庫ニ納付スヘキ場合ニ於テ市町村ノ徵收スヘキ國稅ニ係ルトキハ納稅告知書ヲ添付スルコトヲ要セス

第六條ノ二　前條督促狀ニ記載スヘキ納付場所ヲ稅務署ト指定シタル場合ニ於テ市町村ノ徵收スヘキ國稅ニ係ルトキハ收稅官吏ハ市町村ノ發シタル納稅告知書ヲ以テ稅金ヲ領收スルコトヲ得

（二）大藏省令第四十二號（明治四十年十月十日）

明治三十年大藏省令第十號國稅徵收法施行細則中左ノ通改正ス

第十六條　加入保證金又ハ契約保證金ノ割合ハ買受望人各自ノ公賣財產見積價格百分ノ五以上トシ公賣ノ時々之ヲ定ムルモノトス

（三）大藏省令第四十一號（明治四十四年十二月八日）

國稅徵收法施行細則中左ノ通改正ス

第二條ノ二　稅務署長ハ納稅人又ハ市町村ノ爲便宜ト認ムル納付場所ヲ指定スヘシ

納稅人又ハ市町村ハ指定ノ納付場所以外ノ地ニ於テ納稅スルヲ便宜トスルトキハ稅務署ニ申告シテ納付場所ノ變更ヲ求ムルコトヲ得

前二項ニ依リ市町村ニ對シ出納區域內ニ在ラサル金庫ヲ指定シタルトキハ之ヲ其ノ金庫ニ通知スヘシ

第六條ノ一　稅務署長稅金納付ノ督促ヲ爲ストキハ第六號書式ノ督促狀ヲ發スヘシ但シ延滯金ヲ徵收スヘキモノニ付テハ第七號書式ニ依ルヘシ

第六條ノ二　前條ノ督促ヲ爲ス場合ニ於テ金庫ニ納付セシムルトキハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一　市町村ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ニ付テハ第八號書式第九號書式ノ納付書ヲ添附スヘシ

二　收稅官吏ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ニ付テハ第九號書式ノ納付書ヲ添附スヘシ

第六條ノ三　納稅人督促ヲ受ケ稅金及督促手數料ヲ金庫ニ納付スヘキ場合ニ於テハ前條第一號ノ納付書又ハ第二號ノ納付書及收稅官吏ノ發シタル納稅告知書ヲ添附シ稅務署ニ納付スヘキ場合ニ於テハ市町村又ハ收稅官吏ノ發シタル納稅告知書ヲ添附スヘシ

第六條ノ四　督促狀ニ記載スヘキ納付場所ヲ稅務署ト指定シタル場合ニ於テ市町村ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ナルトキハ收稅官吏ハ其ノ納稅告知書ヲ以テ稅金ヲ領收スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條ノ五　前三條ノ規定ハ滯納報告後督促狀發付前稅金ヲ徵收スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條ノ六　延滯金ヲ納付スヘキ場合ニ於テハ稅金及督促手數料ト共ニ之ヲ稅務署ニ納付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第六條ノ三ノ規定ヲ準用ス

第八條　削除

第十條　收稅官吏債權ノ差押ヲ爲ストキハ債務者ニ對シ第十一號書式、債權及所有權以外ノ財產權ノ差押ヲ爲ストキハ權利者ニ對シ第十一號書式ノ差押通知書ヲ發スヘシ

第十一條中「第十號」ヲ「第十二號」ニ第十八條中「第十二號」ヲ「第十四號」ニ改ム

第二十條　收稅官吏ハ債權者又ハ滯納者ニ交付スヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ其ノ旨債權者又ハ滯納者ニ通知スヘシ

（書式改正省略）

附　則

本令ハ明治四十四年勅令第二百八十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ明治四十五年三月三十一日迄ハ延滯金ヲ徵收スヘキモノニ對スル督促狀ヲ除クノ外仍從來ノ書式ニ依ルコトヲ得

第三款　大正時代

第一項　市町村交付金制度の改正

上述の如く明治四十四年三月國稅徵收法改正の結果、地租徵收費用として始めて其の徵收金額の千分の七に相當する金額を市町村に交付することとなりしが、而も右交付金の率は他の國稅に對する交付金の率に比し著しき懸隔を存し、其の間甚しき不公平あるを免れざりしを以て、爾來之が匡正を必要とするの意見行はれ、明治四十五年第二十八回帝國議會に於ては、地租徵收交付金を他の國稅徵收交付金と同樣稅額の百分の四と改むることに關する建議案衆議院に於て可決せられ、尋いで大正二年第三十回帝國議會に於ては右建議の趣旨に基く國稅徵收法中改正法律案は、衆議院議員に依りて提出せられしが、衆議院に於て審議未了に終りて成立せざりしを以て、翌第三十一回帝國議會に於て再び同一法律案衆議院議員に依りて提出せられたり。然るに右案の如く地租徵收交付金を百分の四に改むるときは、之が爲に約二百五十萬圓の歲出增加を要するに至るのみならず、從來の交付金制度は徵收費用の實際と適合せざる點ありしを以て、衆議院は右案を審議の末、市町村に於て徵收すべき國稅に對しては總て一樣に、其の徵收費用として其の徵收金額の百分の三に相當する金額及

び納稅告知書一通に付金二錢の割合を以て計算したる金額を其の市町村に交付することに修正したり。右修正案は貴族院も異議なく之を可決し、政府亦之に同意を表せしを以て、改正法律は大正三年三月法律第十二號を以て左の如く公布せられ、同年四月一日より施行せられたり。而して右改正の結果國庫の歲出は二百三十六萬七千九百三十八圓を增加するの見込なりとす。

法律第十二號（大正三年三月二十八日）

國稅徵收法中左ノ通改正ス

第五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項徵收ノ費用トシテ其ノ徵收金額ノ百分ノ三ニ相當スル金額及納稅告知書一通ニ付金二錢ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ其ノ市町村ニ交付ス

附　則

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右改正法律の公布に伴ひ同年五月大藏省令第八號を以て、左の如く市町村交付金交付規程を制定公布したり。

市町村交付金交付規程（大正三年五月六日大藏省令第八號）

第一條　國稅徵收法第五條第二項ニ依ル市町村交付金ハ左ノ二期ニ分チテ之ヲ交付ス

前期　其ノ年四月ヨリ其ノ年九月迄

後期　其ノ年十月ヨリ翌年三月迄

第二條　納稅告知書ニ對スル交付金ハ每期中ニ發付シタル納稅告知書數、徵收金額ニ對スル交付金ハ每期中ニ國庫ニ送付濟ノ金額ヲ計算ス

第三條　市町村ハ每期中ニ發付シタル地租ノ納稅告知書數ヲ前期分ハ十月五日迄ニ後期分ハ四月五日迄ニ所轄稅務署ニ通知スヘシ

第四條　稅務署長ハ每期中各市町村ニ於テ發付シタル納稅告知書數及國庫ニ送付濟ノ金額ヲ稅目別ニ調査シ前期分ハ十月十五日迄ニ後期分ハ四月十五日迄ニ稅務監督局長ニ報告スヘシ

附　則

本令ハ大正三年度租稅ニ對スル交付金ヨリ之ヲ適用ス

大正二年度以前ノ租稅ニ對スル交付金ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

尙之より曩き明治四十四年十二月內閣に臨時制度整理局設置せられ、行政、財政及稅制の整理に關する調査を行はしむるや、同局は翌大正元年十二月に至り稅制整理に關する調査の結果を政府に報告する所ありしが、右整理報告中に於ては國稅徵收法に關する左記の如き改正案を包含したり。

（一）　市制地、區制地及勅令を以て指定したる町制地に於ては、國稅の委任徵收を廢して稅務署直接徵收と爲し、以て歲出の節約を圖ること。

（二）　委任徵收制度を存續する町村に於ては其の徵收稅目は現行を維持し、之に對する交付金は納稅告知書一通に付金一錢及徵收稅額の百分の一に相當する金額に改め、以て地租と地租以外の

國稅との間に交付率を異にする現行制度の不公平を矯正すること。

(三)　過誤納稅金は同年度に於ける爾後の納期の同一稅目に限り充當を認むる規定を擴張して、同一年度に於ける他の國稅の何れにも充當することを得せしめ、以て官民相互の利便を圖ること。

(四)　小切手其の他の證券を以て稅金を納付することを得るの途を開き、以て納稅者の利便を圖ること。

(五)　差押財產の見積價格一口十圓未滿のものは公賣に付せず、隨意契約を以て賣却することを得せしめ、以て事務の簡捷を期すること。

(六)　國稅徵收法を改正すると共に、單行勅令を以て金庫をして振替貯金口座に加入せしむるの途を開き、以て納稅人の稅金納付、市町村の國稅送納、收入官吏の現金拂込及國の債權者の現金受領等に利便を受けしむること。

右諸改正條項の中、第二の條項の趣旨は上述の如くにして、大正三年に於て實現せられ、又第四及第六の條項の趣旨は後大正五年法律第十號及大正四年勅令第六號の公布に依りて、何れも之が實現を見るに至りしものとす（第三編第一章第二節第四款參照）。

國稅徵收法に就ては前揭大正三年の改正を最後として、爾後何等の改正なくして施行せられ、以て大正末年に及べるものとす。尙本法は大正八年樺太に所得稅法中法人に關する規定を施行せらるるに伴ひ、同年八月勅令第三百六十七號を以て、同月四日より本法中第五條及第八條を除く他の規定を樺太に施行せられ、尋いで大正十年法律第四十七號（樺太の地方制度に關する法律）の施行に伴ひ、大正十一年三月勅令第五十三號を以て、同年四月一日より本法中未だ樺太に施行せざりし規定を樺太に施行せられたり。

第二項　國稅徵收法附屬法規の改正

第一目　國稅徵收法施行規則の改正

國稅徵收法施行規則は明治四十四年十二月の改正以後何等の變改なくして大正九年に至りしが同年十一月政府は國債證券市價の維持增進を圖る爲め、國債の利用範圍を擴張するの方策を採用するに及び、同年十二月勅令第五百八十八號を以て左の如く施行規則に改正を加へ、以て國稅滯納處分に依る差押財產公賣の場合に於て徵收すべき加入保證金又は契約保證金の國債代用を許すことと爲したり。

勅令第五百八十八號（大正九年十二月二十八日）

國稅徵收法施行規則中左ノ通改正ス

第二十條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ同條中「其ノ保證金」ヲ「其ノ保證金又ハ之ニ代用シタル國債」ニ改ム

加入保證金又ハ契約保證金ハ國債ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

尋いで大正十年改正會計法及同十一年改正會計規則の大正十一年四月一日より實施せらるるに伴ひ、國稅徵收法施行規則中にも改正を加ふる必要を生ぜしを以て、同年三月勅令第百七十號を以て

左の如く之を公布し、國稅拂込機關たる金庫を日本銀行に改めたり。本施行規則は爾後何等の變更なくして大正末年に及べるものとす。

勅令第百七十號(大正十一年三月三十一日)

國稅徵收法施行規則中左ノ通改正ス

第一條、第五條及第三十二條中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二目　國稅徵收法施行細則の改正

國稅徵收法施行細則は、明治四十四年十二月の改正以後大正四年に至る迄何等の變更なくして行はれしが、同年一月勅令第六號を以て郵便官署をして歲入金の受入及歲出金の繰替拂渡に關する事務を取扱はしむる件を制定し、同年三月一日より施行せらるるに及び、之に伴ひ同年一月大藏省令第二號を以て其の一部を改正し、尋いで同年七月大藏省令第十八號を以て再び之を改正せしが、翌大正五年三月法律第十號を以て證券を以てする歲入納付に關する件を制定公布し、大正六年一月一日より施行せらるるに及び、大正五年十二月大藏省令第三十三號を以て更に本施行細則に改正を加へ、尋いで大正十一年會計規則の改正に伴ひ、同年三月大藏省令第二十八號を以て又本施行細則の一部を改正したり。今此等の改正省令を順次掲ぐれば左の如し(大正二年五月大藏省令第十二號は書式の改正のみなるを以て之を省略す)。

(一)大藏省令第二號(大正四年一月二十八日)

國稅徵收法施行細則中左ノ通改正ス

第二條ノ二第三項ヲ左ノ如ク改ム

前二項ニ依リ金庫ヲ指定セムトスルトキハ當該稅務署所在地ヲ出納區域トスル金庫以外ノ金庫ヲ指定スルヲ得ス

附　則

本令ハ大正四年一月勅令第六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二)大藏省令第十八號(大正四年七月二日)

國稅徵收法施行細則中左ノ通改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ二第三項ヲ左ノ如ク改ム

前二項ニ依リ金庫ヲ指定セムトスルトキハ當該稅務署所在地ノ道廳府縣管內ニ在ル金庫以外ノ金庫ヲ指定スルコトヲ得ス但シ納稅告知書一通ノ金額百圓以上ノモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ二ヲ準用ス

(三)大藏省令第三十三號(大正五年十二月二十一日)

(前略)明治三十年大藏省令第十號國稅徵收法施行細則中第七條ヲ削ル

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(四)大藏省令第二十八號(大正十一年三月三十一日)

國稅徵收法施行細則中左ノ通改正シ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ二第三項ヲ削ル

第四條、第六條ノ二及第六條ノ三中「金庫」ヲ「日本銀行」ニ改ム

（書式中改正省略）

第三目　市町村の徵收すべき國稅種目の改正

國稅徵收法第五條の規定に基き市町村に於て徵收すべき國稅の種目に就ては、明治三十年六月勅令第百九十五號を以て之を指定し、爾後稅法の改正に伴ひ其の種目を變更の結果、明治末年に於ては其の種目は(一)第三種の所得に係る所得稅(二)營業稅(三)自家用醬油稅(四)賣藥營業稅(五)北海道地方稅の五種となりしが、大正七年戰時利得稅の新設と共に、同稅中個人の利得に係るものの稅金は之を市町村をして徵收せしむることと爲し、同年四月二日勅令第六十五號を以て前記明治三十年勅令第百九十五號を改正し、「個人ノ利得ニ係ル戰時利得稅」を追加すると共に「北海道地方稅」を削除し、大正七年分より之を適用したり。尋いで大正十五年稅制整理の實行の結果各種稅法の改廢行はれしを以て、之に伴ひ同年八月二十七日勅令第二百九十五號を以て明治三十年勅令第百九十五號を改正し、「個人ノ營業收益稅」及「乙種ノ資本利子稅」を追加すると共に「自家用醬油稅」「賣藥營業稅」及「個人ノ利得ニ係ル戰時利得稅」を削除し、公布の日より之を施行せり。以上の諸改正の結果大正末年現在に於ける市町村の徵收すべき國稅の種目は地租の外(一)第三種の所得に係る所得稅(二)營業稅(三)個人の營業收益稅(四)乙種の資本利子稅の四種となれり。

第二節　間接國稅犯則者處分

第一款　間接國稅犯則者處分法の制定

租稅の逋脫を計り、其の他稅法の規定に違背する者に對する制裁に關しては、明治二十三年以前に在りては之に關する單行の法規を存することなく、何れも個々の稅法中に夫々制裁規定を設けられたり。而して其の制裁の種別は固より稅法に依りて相同じからずと雖も、主として罰金・科料・營業停止・製品又は器物の沒收等の方法に依り、其の脫稅額に對しては之が追徵を命じたり。斯くの如く國稅犯則者に對する制裁は個々の稅法に於て其の規定を設けたりと雖も、其の審理の方法に至りては直接稅たると間接稅たるとを問はず、總て司法裁判所をして之に當らしめたり。然れども財政の膨脹に伴ひて租脫の種類も其の數を增加し、個人の負擔之と共に重きを加ふるに及び、國稅犯則者の數も亦自ら增加するに至り、茲に直接國稅犯則と間接國稅犯則との間に其の處分方法を異にするの必要を生じたり。蓋し間接國稅は其の種類國稅中の大部分を占むるを以て、犯則事件も極めて多く、而も其の事件の性質は直接國稅の場合の如く重大ならざるを常とするが故に、此等間接國稅の犯則者ある毎に裁判所の審理に付して嚴密の手續を爲さんか、審理結了の遲延・費用の增加・手續の煩雜等、殆ど其の弊に堪へざるのみならず、却て犯則者處罰の最終目的たる徵稅の完全は之を期するを得ざるを以てなり。茲に於て明治二十三年九月法律第八十六號を以て間接國稅犯則者處分法を制定し、間接國稅の犯則處分に關しては之を行政官廳の審理に委ぬるの方法を設けたり。同法は三章二十條

より成り、第一章は犯則事件取調に關する規定にして、間稅官吏の間接國稅犯則事件に對する證憑集取・物件差押等に關する權限を規定し、第二章に於ては犯則者の處分を定めて、罰金及沒收品の價額合計三十圓以下は間稅分署長、其以上は間稅署長に犯則事件處分の權を與へ、犯則者其の通告を受けて七日以內に履行せざる場合には普通裁判所の審理に移すものとし、第三章に於ては雜則を規定したり。而して右處分法の制定に伴ひ同年十一月大藏省令第三十一號を以て之が施行細則を規定したり。間接國稅犯則者處分法は明治二十四年一月一日より施行せられしが、爾後直接國稅と間接國稅とに依りて全く其の犯則處分の方法を異にすることとなり、直接國稅に關しては從前の如く個々の稅法中に犯則處分の規定を設け、間接國稅の犯則者に對しては同法の規定に依りて處分を行ふことゝなれり。尙ほ間接國稅犯則者處分法には北海道・沖繩縣・小笠原島・伊豆七島地方には當分之を施行せざるの規定を存せしが、爾後漸次稅法の統一行はるるに伴ひ同法を此等の地方に施行することとなり、明治三十一年十二月法律第三十號を以て右除外規定を削除したり。

間接國稅犯則者處分法は其の制定の後に於て徵稅機關及徵稅方法等の變更ありしのみならず、同法規定中にも不備の點を存し、時勢の進步に適應せざるもの尠からざるに至りしを以て、明治三十三年三月に至り法律第六十七號を以て更めて改正間接國稅犯則者處分法を制定公布したり。之れ卽ち其の後多少の改正を經て大正末年に至れるものにして、其の全文は左の如し。

間接國稅犯則者處分法（明治三十三年三月十七日法律第六十七號）

第一條　間接國稅ニ關スル犯則アルトキハ收稅官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ藏匿スト認ムル場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

第二條　收稅官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ藏匿スト認ムル場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

第三條　收稅官吏ハ犯則事件ヲ調查スル爲必要ト認ムルトキハ犯則嫌疑者、參考人ヲ尋問スルコトヲ得

第四條　收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スト キハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帶スヘシ

第五條　收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スニ當リ必要ナルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六條　收稅官吏搜索ヲ爲スト キハ搜索スヘキ家宅、倉庫、船車其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、鄰佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立會ハシムヘシ前項ニ揭クル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立會ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官吏又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

第七條　收稅官吏犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキハ其ノ差押目錄ヲ作ルヘシ但シ所有者ハ其ノ差押目錄ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徵シ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ稅務管理局長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第八條　收稅官吏ハ日沒ヨリ日出マテノ間臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得ス但シ現行犯ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條　收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲ス間ハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第十條　收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキハ其ノ顚末ヲ記載シ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十一條　犯則事件ノ證憑集取ハ事件發見地ノ收稅官吏之ヲ爲ス同一犯則事件ニ付數稅務署管轄區域內ニ於テ發見セラレタルトキハ各發見地ニ於テ集取セラレタル證憑ハ之ヲ最初ノ發見地ノ收稅官吏ニ引繼クヘシ

第十二條　收稅官吏前各條ニ依リ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スハ其ノ所屬稅務署ノ管轄區域內ニ限ル但シ既ニ著手シタル犯則事件ニ關聯シ他ノ稅務署ノ管轄區域ニ於テ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

稅務署長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調查ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

第十三條　收稅官吏犯則事件ノ調查ヲ終リタルトキハ之ヲ稅務管理局長ニ報告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告發スヘシ

一　犯則嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ

二　犯則嫌疑者逃走ノ虞アルトキ

三　證憑堙滅ノ虞アルトキ

第十四條　稅務管理局長ハ犯則事件ノ調查ニ依リ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額、沒收品ニ該當スル物品、徵收金ニ相當スル金額及書類送達竝差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ但シ犯則者通告ノ旨ヲ履行スル資力ナシト認ムルトキハ直ニ告發スヘシ

第十五條　第十四條ノ通告アリタルトキハ公訴ノ時效ヲ中斷ス

第十六條　犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

第十七條　犯則者通告ヲ受ケタル日ヨリ七日以內ニ之ヲ履行セサルトキハ稅務管理局長ハ告發ノ手續ヲ爲スヘシ但シ七日ヲ過クルモ告發前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件アルトキハ差押目錄ト共ニ裁判所ニ引繼クヘシ

前項ノ差押物件所有者又ハ市町村ノ保管ニ係ルトキハ保管證ヲ以テ引繼ヲ爲シ差押物件引繼ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

第十九條　稅務管理局長犯則事件ヲ調查シ犯則ノ心證ヲ得サルトキハ其ノ旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知シ物件ノ差押アルトキハ之カ解除ヲ命スヘシ

第二十條　本法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條　本法中市町村吏員又ハ市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之

ニ準スヘキモノニ適用ス

間接國稅犯則者處分法の改定に伴ひ之が施行手續其の他を定むる必要ありしを以て、同月勅令第五十二號を以て左の如く同法施行規則を公布し、從來の施行細則を廢止したり。

間接國稅犯則者處分法施行規則（明治三十三年三月二十三日勅令第五十二號）

第一條　間接國稅犯則者處分法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ左ノ國稅トス

一　酒造稅
二　混成酒稅
三　沖繩縣酒類出港稅
四　醬油稅（自家用醬油稅トモ）
五　賣藥印紙稅
六　印紙稅

第二條　收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ爲シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ

第三條　差押目錄ニハ物件ノ品名、數量、帳簿、書類ノ名稱、箇數、差押ノ場所及時、所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第四條　收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ官廳又ハ市町村ニ送致スルトキハ差押目錄ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ

第五條　收稅官吏市町村ヲシテ差押物件ノ保管ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六條　稅務管理局長間接國稅犯則者處分法第七條ニ依リ差押物件ヲ公賣スルトキハ物件ノ品名、數量、公賣ノ事由、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ公告スヘシ

第七條　稅務管理局長間接國稅犯則者處分法第七條ニ依リ差押物件ノ公賣代金ヲ供託シタルトキハ其ノ金額ト共ニ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第八條　收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキ調製スル顚末書ニハ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ノ事實、場所及時竝供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第九條　間接國稅犯則者處分法第十四條ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ

第十條　通告書ノ送達ハ使丁ニ依リテ之ヲ爲シ其ノ受領證ヲ徵スヘシ但シ配達證明郵便ヲ以テ送達ヲ爲スコトヲ得

第十一條　稅務管理局長間接國稅犯則者處分法第十九條ニ依リ犯則ノ心證ヲ得サル旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知スル場合ニ於テ同法第七條ニ依リ供託シタル金額アルトキハ供託受領證ニ供託金ヲ受取ルヘキ事由ヲ證スヘキ書面ヲ添附シ之ヲ差押當時ノ物件所持者ニ交付スヘシ

第十二條　犯則事件ノ調查及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ

文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

第十三條　收稅官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス差押物件又ハ沒收物件ヲ買受クルコトヲ得ス

附　則

本令ハ間接國稅犯則者處分法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右と同時に大藏省令第五號を以て、處分法第四條に依り收稅官吏の携帶すべき證票の樣式を定めしが、此の樣式は後明治三十五年十一月（大藏省令第二十五號）及大正七年十二月（大藏省令第四十四號）に於て改正せられたり。

尙法人の代表者其の他法人の業務に從事する者が、其の業務に關し租稅法規及煙草專賣法規を犯したる場合に關しては、各稅法竝に煙草專賣法規に規定する所なきを以て、斯かる場合に關する特別法規を制定するの必要を認め、處分法の公布と共に同年三月法律第五十二號を以て左の如く制定公布したり。

法律第五十二號（明治三十三年三月十三日）

第一條　法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ租稅及葉煙草專賣ニ關スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ處スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條　法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三條　法人ヲ處罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ關シテハ一月以內科料ニ關シテハ十日以內ニ之ヲ完納セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力アルモノトス

前項ニ依リ執行ヲ爲スニハ執行前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

第二款　間接國稅犯則者處分法の改正

間接國稅犯則者處分法の規定は、犯則事件發見の場合に於ける處置は專ら稅務署收稅官吏のみが之を行ふことを豫想せるものなるが、稅務監督局收稅官吏が職務執行上間接國稅に關する犯則あることを發見したる場合に於て、之をして稅務署收稅官吏と同じく臨機間接國稅犯則者處分法上の職務に當らしむることは、收稅の目的を完うする上に於て極めて必要の事に屬するを以て、政府は明治三十七年第二十回帝國議會に右に關する處分法中改正法律案を提出せしが、右案は異議なく兩院の可決を得しを以て、同年四月法律第十一號を以て左の如く公布せられたり。

法律第十一號（明治三十七年四月一日）

間接國稅犯則者處分法中左ノ通改正ス

第十一條　犯則事件ノ證憑集取ハ事件發見地ヲ所轄スル稅務監督局又ハ稅務署ノ收稅官吏之ヲ爲ス

稅務監督局收稅官吏ノ集取シタル證憑ハ之ヲ所轄稅務署收稅官吏ニ引繼クヘシ

同一犯則事件ニ付數箇所ニ於テ發見セラレタル時ハ各發見地ニ於テ集取セラレタル證憑ハ之ヲ最初ノ發見地所轄稅務署ノ收稅官吏ニ引繼クヘシ

第十二條中「所屬稅務署」ヲ「所屬稅務監督局又ハ所屬稅務署」ニ「他ノ稅務署」ヲ「他ノ稅務監督局又ハ稅務署」ニ改ム

第七條第十三條第十四條第十七條第十九條中「稅務管理局長」ヲ「稅務署長」ニ改ム

間接國稅犯則者處分法は明治三十三年に於て其の全文を改定せられ、更に明治三十七年に於て前記の如き部分的改正を施されしが、爾來實施の經驗に徵するに、尙犯則事件の取調及差押品の保管、沒收品に該當する物品の取扱方竝に通告書送達不能の場合の取扱方等に種々不備の點あるを認めしを以て、政府は此等の點に關する改正法律案を明治四十一年第二十四回帝國議會に提出して其の協賛を經、同年三月法律第八號を以て之を公布したり。今其の改正の要綱を擧ぐれば左の如し。

（一）法文中『所有者』と『所持者』とを區別せしこと。

從來の規定は差押物件の保管は其の所有者又は市町村に命ずるを得るものとせるを以て、占有者に對しては其の保管を命ずるを得ざるが如き觀ありしが、本改正に於ては所有者の外に所持者なる字句を挿入して右の不備を除きたり。

（二）臨檢搜索差押の時間を延長せしこと。

從來の規定に依れば、收稅官吏が臨檢搜索差押を爲すは日出より日沒迄の間に限られしが故に日沒前に此等の行動を開始したる場合に於ても、日沒に至れば之を中止せざるべからず。斯くては犯則事件の處分上大なる不便を感ずるのみならず、往々證據湮滅の虞あるを以て、本改正に於ては斯かる場合には、必要に依り日沒後迄繼續することを得るものと爲したり。

（三）沒收品に該當する物品の納付に關する取扱方を改めたること。

從來の規定に依れば、稅務署長が犯則の心證を得たるときは、罰金又は科料金及沒收品に該當する物品等を指定の場所に納付すべき旨を通告するものなるが、犯則の場所又は沒收品の種類に依りては、沒收品の納付に大なる不便を感ずべきを以て、斯かる場合に於ては沒收品に該當する物品に就ては、單に納付の申出のみを爲すべきことを通告し、之を以て犯則事件通告の處分と爲すを得るものと改めたり。而して此の改正の結果、犯則者が沒收品に該當する物品に就き、單に納入の申出のみを爲して物品を所持する場合に於ては、公賣其の他必要の處分を爲す迄は犯則者之を保管するの義務あるものとするの規定を設けたり。

（四）犯則者の居所不明なる場合又は犯則者書類の受領を拒みたる場合に於ける取扱方を定めたること。

犯則者の居所不明又は犯則者の書類受領拒絕の爲に、犯則事件の通告に關する書類の送達不能となれる場合の取扱方に關しては、從前の法律に其の規定を缺きしを以て、本改正に於ては斯くの如き場合には告發の手續を爲すべきことを定めたり。

今改正法律の全文を掲ぐれば左の如し。

法律第八號（明治四十一年三月六日）

間接國稅犯則者處分法中左ノ通改正ス

第七條第一項中「所有者」ヲ「所有者又ハ所持者」ニ、同條第二項及第十八條中「所有者」ヲ「所有者、所持者」ニ改ム

第八條ニ左ノ一項ヲ加フ

日沒前ヨリ開始シタル臨檢、搜索又ハ差押ニシテ必要アル場合ハ日沒後迄之ヲ繼續スルコトヲ得

第十四項中「但シ犯則者通告ノ旨ヲ履行スル資力ナシト認ムルトキハ直ニ告發スヘシ」ヲ「但シ沒

收品ニ該當スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ爲スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

犯則者通告ノ旨ヲ履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告發スヘシ

第十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

第十四條第一項但書ニ依ル通告ニ對シ犯則者通告ノ旨ヲ履行シタル場合ニ於テ沒收品ニ該當スル物品ヲ所持スルトキハ公賣其ノ他必要ノ處分ヲ爲ス迄之ヲ保管スルノ義務アルモノトス但シ保管ニ要スル費用ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

犯則者ノ居所分明ナラサル爲又ハ犯則者書類ノ受領ヲ拒ミタル爲通告スルコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ

間接國稅犯則者處分法に關しては右の改正を最後とし、爾後何等の變改なくして大正末年に至れるものとす。

尙本法は當初は各外地には之を施行せられざりしが、大正元年八月に至り勅令第十二號を以て同年九月一日以降之を先づ樺太に施行することと爲し、尋いで大正十一年十二月勅令第五百二十六號を以て左の如く公布し、十二年一月一日以後之を臺灣に施行することと爲したり。

勅令第五百二十六號（大正十一年十二月二十八日）

第一條　間接國稅犯則者處分法ハ之ヲ臺灣ニ施行ス但シ同法中稅務監督局トアルハ臺灣總督府、稅務署トアルハ州廳又ハ稅關、收稅官吏トアルハ臺灣總督府州又ハ廳ノ收稅官吏又ハ稅關官吏、稅務署長トアルハ知事廳長又ハ稅關長、市町村吏員トアルハ市街庄ノ官吏又ハ吏員、市町村トアルハ市街庄、市制町村制トアルハ臺灣市制臺灣街庄制トス

第二條　間接國稅犯則者處分法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ左ノ國稅トス

一　製茶稅
二　砂糖消費稅
三　骨牌稅
四　織物消費稅
五　酒精稅
六　石油消費稅
七　印紙稅
八　賣藥印紙稅

附　則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三款　間接國稅犯則者處分法施行規則の改正

明治三十三年三月間接國稅犯則者處分法の改定に伴ひ、同月勅令第五十二號を以て同法施行規則を制定公布せしが、右施行規則第一條に於ては、間接國稅犯則者處分法の規定に基き同法に於て間接國稅と稱する國稅の種目を列擧せしを以て、爾後各種稅法の制定改廢行はるるに伴ひ、間接國稅とし

て取扱ふべき租稅の種目に增減變更を加ふる必要を生じ、其の都度右施行規則は其の一部に改正を加へらるる所あり、更に其の他間接國稅犯則者處分法の改正、徵稅機關の變更等の原因に因りても亦再三改正を加へられたり。以下順次此等改正に就きて略述すべし。

明治三十四年三月酒精及酒精含有飮料稅法·麥酒稅法·砂糖消費稅法の制定に伴ひ、同年八月勅令第百七十號を以て間接國稅犯則者處分法施行規則第一條を改正し、間接國稅犯則者處分法に於て間接國稅と稱する國稅の種目を指定して(一)酒造稅(二)酒精及酒精含有飮料稅(三)沖繩縣酒類出港稅(四)麥酒稅(五)醬油稅(自家用醬油稅とも)(六)砂糖消費稅(七)賣藥印紙稅(八)印紙稅と爲し、同年十月一日より之を施行せしが、翌明治三十五年四月骨牌稅法の制定せらるるに及び、同年四月勅令第百四十五號を以て再び右施行規則第一條に改正を加へ、前揭間接國稅の種目に(九)骨牌稅を追加したり。然るに同年十一月に至り從來の稅務管理局を廢して新に稅務監督局を設置し、之を稅務に關する監督機關と爲すと共に、稅務署を以て稅務執行の機關と定むるや、同月勅令第二百五十五號を公布し、間接國稅犯則者處分法に依り稅務管理局長の行ふべき職權は稅務署長之を行ふべきものと定め、之と同時に勅令第二百五十三號を以て間接國稅犯則者處分法施行規則に改正を加へ、右規則中『稅務管理局長』なる字句を總て『稅務署長』と改め、之を同年十一月五日より施行したり。

明治三十七年四月非常特別稅法制定の結果、新に毛織物消費稅及石油消費稅創設せらるるや、此等の租稅も之を間接國稅犯則者處分法に於ける間接國稅に指定するの必要ありしを以て、同年四月勅令第九十二號を以て同施行規則第一條に改正を加へて此の兩者を追加し、卽日實施したり。然るに右の中石油消費稅は非常特別稅法の規定に依り同年九月三十日限消滅し、又毛織物消費稅は翌明治三十八年一月非常特別稅法改正の結果、織物消費稅に改められしを以て、之と同時に勅令第九號を以て更に右施行規則第一條に改正を加へ、毛織物消費稅を織物消費稅と改むると共に石油消費稅を削除し、卽日之を實施したり。尋いで同年六月一日より新に鹽專賣法實施せらるるや、其の過渡的手段として、鹽專賣法實施の際に販賣の目的を以て所有し又は所持する鹽に對し、一時的に消費稅を賦課することとせられしを以て、右實施に先ち同年四月勅令第百三十五號を以て再び右施行規則第一條に改正を加へ、間接國稅の種目中に鹽稅を追加したり。

明治四十一年三月に至り石油消費稅法制定せられ、又同月間接國稅犯則者處分法の改正行はれしを以て、之に伴ひ同月勅令第四十二號を以て前揭施行規則に改正を加へ、其の第一條中鹽稅を除きて新に石油消費稅を加ふると共に、其の第二條中『所有者』の字句を『所有者、所持者』に改め、石油消費稅法施行の日より之を實施したり。

大正元年八月新に樺太酒類出港稅法制定せられ、之と同時に勅令第十二號を以て間接國稅犯則者處分法を樺太に施行する旨公布せられたり。右の結果從來沖繩縣酒類出港稅のみに限られし出港稅に對し、新に樺太酒類出港稅が加はることとなりしを以て、同月勅令第十三號を以て、間接國稅犯則者處分法施行規則に改正を加へ、其の第一條中の『沖繩縣酒類出港稅』を單に『出港稅』と改め、同時に其の第十四條として『本令中稅務署長ノ職務ハ樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長之ヲ行フ』なる條項を追加し之を同年九月一日より施行したり。

大正三年三月取引所稅法制定せられ、取引所稅を分つて取引所營業稅及取引稅の二種とせられしを以て、此の中後者を間接國稅に指定することと爲し、同年七月勅令第百五十三號を以て間接國稅犯

則者處分法施行規則に改正を加へ、其の第一條中に取引稅を追加し、同年九月一日より之を施行したり。

尋いで大正十二年三月に至り石油消費稅法を廢止すると共に、賣藥稅法を改正して從來の賣藥印紙稅を賣藥稅と改稱せしを以て、之に伴ひ同年十二月勅令第五百二十三號を以て、更に間接國稅犯則者處分法施行規則第一條に改正を加へ、賣藥印紙稅を賣藥稅と改むると共に石油消費稅を削除し、翌十三年一月一日より之を施行したり。

尋いで又大正十五年三月に至り新に清涼飲料稅設定せらるるに及びて、更に之を間接國稅に指定することと爲し、同年三月勅令第四十號を以て間接國稅犯則者處分法施行規則を改正し、其の第一條に清涼飲料稅を追加し、同年四月一日より之を施行したり。

以上の如くにして昭和元年度末現在に於て、間接國稅犯則者處分法施行規則第一條に依りて間接國稅に指定せらるる國稅の種目は(一)酒造稅(二)酒精及酒精含有飲料稅(三)出港稅(四)麥酒稅(五)醬油稅(自家用醬油稅とも)(六)砂糖消費稅(七)賣藥稅(八)印紙稅(九)骨牌稅(十)繰物消費稅(十一)取引稅(十二)清涼飲料稅の十二種にして、此の中醬油稅及賣藥稅の兩稅は大正十五年四月以降旣に廢止せられしものなりと雖も、未だ法文の整理を見るに至らざるものとす。

附錄第一　地方稅

第一節　維新當初の地方稅

舊幕時代に在りて租稅制度の根幹を成せるものは、幕領地及諸侯領地共に地租・小物成・課役の三者にして、此の中地租は殆ど唯一の正租として幕府及各藩共其の租稅收入の大部分を之に仰ぎたり。又小物成卽ち雜稅は土地又は商工業其他の生業に賦課するものにして、各地各藩何れも其の種類・名稱・課率等を異にし、區々として一定せざりき。次に課役は勞役又は之に代へて米金を徵するものにして、幕領に於ては三役・國役・金・助鄕役等あり、私領に於ては夫米・夫金其の他の勞役を課したり。而して右の課役は何れも皆鄕村の村高に割充て之を賦課するものとして、各鄕村に於ては右課役の割付と共に、更に村內の諸入費を村民に分賦せしが、其の分賦の方法は村民の持高に比準するを通例と爲すと雖も、市街・山方・漁村等にて家別割に依るものあり、又田畑段別割に依るものあり、人別割に依るものありて、地方に依て各種の慣例ありて、固より一般の準則を存することなかりしなり。

明治維新に至り政府は舊幕領を收めて政府の直轄と爲し、之に府縣制を布きて府縣知事をして牧民の事に當らしめしが、之と共に明治元年八月布告を發して租稅は姑く舊慣に依りて徵收せしめ、其の苛法弊習あるものに限り會計官の許可を得て之を改めしむることと爲したり。茲に於て此等府縣に於ては引續き從來の制度に依りて租稅を徵收し、地租及雜稅中の酒・醬油等の運上冥加竝に課役

中の三役・國役等は之を中央政府に送納すると共に、其の他の租稅は之を各府縣經費の財源に充つることと爲し、舊來の賦課法に從ひ鄉村の石高に應じて之を負擔せしめしが、鄉村に於ては之が分賦と共に、又從來の如く鄉村の諸入費をも村民の持高に分賦し、又費途の性質に依り戶口割又は段別割に依り之を徵收したり。當時之を民費或は區入費と稱し、租稅の外に置きて地方郡村の諸入費を支辨せしめたり。次に各藩に於ては明治二年版籍奉還の後と雖も、尙舊藩主を知藩事に任命して藩內の政治に當らしめしを以て、實際に於て殆ど舊時代と異る所なかりしが、明治四年正月に至り各藩が政府の許可を受けずして租稅を變更增減し、又は私に金穀を課徵するを禁じ、尋いで同年七月廢藩置縣の斷行せらるるに及びても、租稅は尙姑く各藩の舊慣を襲用せしむることと爲し、民費の賦課亦主として鄉村の石高に準ぜしめたり。之を要するに維新以後明治八年に至る間に於ては地方稅の性質を有するものは、主として舊時代よりの雜稅及民費の兩者を擧ぐべしと雖も、而も當時未だ各般の制度整備の域に達せずして、租稅の如きも固より國稅・地方稅の明確なる區別を見ること能はず、雜稅の如きも各地其の制度を異にして其の種類數千百種に達し、又民費の如きも其の內容甚だ曖昧にして其の中には國費又は府縣費の性質を有する費目をも包含したり。

廢藩置縣の斷行に依り全國盡く中央政府の直轄に歸するに及び、茲に政府は全國區々に涉れる租稅制度を統一整理せんことを圖りて、先づ租稅中最も重要なる地租の整理に著手し、明治四年十二月地券稅法を公布して漸次之を從來無稅地の市街地に施行せしめんとしたり。依て翌明治五年正月地券發行地・租收納規則を制定して、地券稅法を先づ東京府に施行することと爲し、卽ち東京府の市街地に對して地券面の金額の百分の二を地租として賦課することを定めしが、同規則は之と同時に右地租の外に廳費金として、稅金一圓に付金三錢を收納すべきことを規定したり（第十六條）。茲に於て東京府は同年三月更に地券申請地租納方規則を定め、右の地租及廳費金以外に更に六大區中戶長其他區內用向取扱者の給料に充つる爲め、本年は地券面金額の百分の三を徵收することと爲せしが（第十二條）、同年四月大藏省は東京府市街地の地租を地券面金額の百分の一に輕減し、尋いで六月に至り租稅寮は前記地券申請地租納方規則に於て規定せる町費に就ては『戶長給料其他町費ノ儀ハ最前地券ニ記セシ金高ノ百分ノ三ト有之候處、右ハ官ニテ可相定筋ニ無之候間取消、區內人民申合適當ノ割合ヲ以テ相定候筈ニ決定致候事』と達したり。以上は明治維新後始めて法令を以て定められたる地租附加稅の制度と見るべきものなりと雖も、其の行はるる所は單に東京府下市街地のみに限られ、未だ全國一般の制度に非ざりしが、翌明治六年七月に至り太政官布告第二百七十二號を以て地租改正條例公布せらるるや、全國一般に郡村地の地租は地價の百分の三を以て其の稅率と定められ、且從來官廳竝郡村入費として地所に賦課し來りしものは總て地價に賦課せしむることと爲し、其の率は本稅金の三分の一を超過すべからざることと規定せられたり。茲に於て一般に始めて地租と其の附加稅との區別明瞭となり、同時に地租附加稅の率も亦一定するに至れり。尋いで明治八年八月に至り太政官布告第百三十三號を以て右條例を市街地の地租にも適用することと爲し、更に同年十月太政官布告第百五十六號を發して、市街地地租に對する附加稅も郡村地と同じく地租三分の一を超過すべからざることを明定したり。斯くて之と同時に太政官番外達を以て、東京府下市街地地租の附加稅に關する前記地券發行地租收納規則第十六條及地券申請地租納方規則第十二條は地租改正後之を廢止する旨を東京府に達し、茲に地租及其の附加稅の稅率は全國を通じて郡村竝に市街地共に

同一に歸することとなれり。右改正の結果從來區々に渉りし民費の賦課法は地價割及戶口割の二種に一定せられ、且其の地價割には賦課制限率を存することとなりしものなり。但し地租改正の事たる一大事業にして其の遂行容易ならず、政府は著々之が歩を進めしも、其の全く功を竣へしは明治十四年にして、其の間調査終了の分より順次地券を交付して地租及民費(地價割)共地券面の地價に比準賦課せしめ、其の未了の地は猶舊制に從ひ、民費は石高割・段別割・小間割等に依り徵收せしめたり。

明治十年一月四日民力休養の爲め地租の租率を下して地價百分の二分五厘と爲すべき旨の詔あり、依て同日太政官布告第一號を以て右の減租を明治十年より施行すべきことを布告せしが、之と同時に布告第二號を以て其の附加稅をも輕減して、正租五分の一より超過すべからざるものと定め、且同月太政官達第十六號を以て是迄民費にて負擔せし地方廳費及官舍建築修繕費を官費支辨に移すことと爲し、同年七月より之を實施したり。

明治初年に於て民費の外に各府縣に於て賦課徵收せられし他の地方稅は雜稅なり。雜稅は既述の如く舊幕時代に於ては小物成と稱せられ、各藩任意に之を徵收せしものなるが、維新後も總て舊制を襲用し、其の期限あるものは切替繼續せしむることと爲し、尋いで明治四年廢藩置縣斷行の後も、政府は尙姑く各地舊慣に依り任意に之を徵收するを許すと共に、之が整理を行ふ目的を以て各府縣に對し雜稅の調査を命じたり。然るに此等の雜稅たるや既述の如く各地其の制度を異にして其の稅目數千種を算し、錯雜紛淆して一定の種別を立つること能はず、之が整理を行ふことは容易の業に非ざりしを以て、政府は斷然一旦此等の雜稅を全廢することと爲し、明治八年二月太政官布告第二十三號を以て『從來雜稅ト稱スルハ舊慣ニ因リ區々ノ收稅ニテ輕重有無不平均ニ付別紙(省略)稅目ノ分本年一月一日ヨリ相廢シ候尤右ノ內追テ一般ニ課稅スヘキ分モ可有之候得共差向收稅無之テハ營業取締差支候類ハ當分地方ニ於テ改テ收稅ノ筈ニ候條此旨布告候事』と令して、同年一月一日以後此等の雜稅千五百五十餘種を廢止し、更に同年六月營業取締の爲め地方に於て徵收する雜稅は總て大藏省の許可を受けしむることと定めたり(太政官達第百五號)。

之より曩き明治五年九月大藏省布告第百二十七號を以て、從來遊女・飯盛・食賣女竝女藝者の類に賦課せし稅金を同年より府縣に於て取立て、之を以て道路・堤防・橋梁の營築竝に遞卒取締の入費に充つることを許し、尋いで翌六年一月太政官布告第三十一號を以て僕婢・馬車・人力車・駕籠・乘馬・遊船等に對し新に國稅を賦課すると同時に、府縣に於ても同一の物件に對して相當の附加稅を課し、之を以て道路・橋梁の修覆又は貧民救育・小學費用・遞卒入費等の地方費に充つることを許せしが、翌七年一月に至り太政官布告第七號を以て『僕婢馬車人力車等諸稅の歩增竝劇場藝者等ノ諸稅各府縣限取立候分ハ自今賦金ト相唱可申此旨布告候事』と令し、此等の府縣稅を總て賦金と稱せしめたり。然るに前述の如く明治八年二月雜稅の整理を行はるるや、之に伴ひ同年九月太政官布告第百四十號を以て國稅・府縣稅の區別に就て布告を發し、全國一般に賦課して國費に供するものを國稅とし、地方に於て賦金と稱し收入する諸稅及び前述雜稅の中姑く舊慣に依り府縣限り徵收を許されしものを合せて府縣稅と稱することと爲し、而して右府縣稅の賦課方法及費途は大藏省の許可を得て施行すべきものと定めたり。斯くて我國租稅體系に於ける二大根幹たる國稅・地方稅の區別は、茲に於て漸く明確ならんとするに至れり。尋いで同年十月太政官布告第百四十九號を以て、府縣稅賦課の方法は大藏省、其の費途は內務省の許可を受くべきものと改め、之に基き同月內務省達乙第百四十二號を以て左の如く

府縣稅費途の概目を定め、此の概目に就きては府縣をして內務省の許可を受けずして便宜取捨することを得せしめ、且每年度の收支精算を報告せしむることとせり。

病院　貧院　學校　道路　橋梁　堤防　溝渠　運卒費　水火消防　諸營繕　布告布達費　同上郵便稅　諸下調　脚夫賃　變死人　迷子養育　勸農　勸工　墮胎禁絕方法　患害豫備　府縣稅賦課費(明治九年五月內務省達乙第六十八號を以て本費目追加)

第二節　地方稅規則制定以後の地方稅

以上の如くにして明治八年九月太政官布告第百四十號公布以後は、各地方に於て賦課徵收せらるる課稅は府縣稅及民費の兩種を存することとなりしが、此等の地方收稅は地價割を除くの外は尙ほ府縣及區町村限り適宜其の賦課方法を定むるものにして、其の種類雜多にして區々に涉れるのみならず、賦課の程度も輕重相同じからざるものありしを以て、政府は更に此等地方收稅制度の全般に亙りて整理を遂ぐるの必要を認め、明治十一年七月に至り太政官布告第十九號を以て地方稅規則を公布し、各府縣をして十一年度又は十二年度より之を實施せしめたり。右地方稅規則は區町村の財政を全く府縣の財政と分離し、區町村の經費は別に區町村民の協議費を以て支辨せしむることと爲すと同時に、從來の民費中より區町村費に屬するものを除き、之に從來の府縣稅を加へて地方稅と稱し之を以て專ら府縣の費用に充てしむることと爲したり。而して本規則は右地方稅の種類を限定して(一)地租五分の一以內(二)營業稅及雜種稅(三)戶數割の三種と爲し、且從來各府知事縣令の適宜に委せられたる地方稅の賦課徵收額の決定を、新に設置せられし府縣會の裁決に係らしむることとせり。

右の地方稅種目中地租附加稅(地價割)及戶數割は從前の民費に包含せられしものにして、又營業稅及雜種稅は從來の府縣稅中の醵業賦金は之を地方稅中より除外し、府知事縣令限り從前通り之を徵收して病院費・探偵費・警察費等の經費に充つる特別の財源たらしめたり。本規則は實に從來の錯雜紛淆を極めたる地方收稅制度に始めて全國的統一を齎せし、我國地方財政史上劃期的の法令と稱すべきものにして、今其の全文を揭ぐれば左の如し。

太政官布告第十九號(明治十一年七月二十二日)

從前府縣稅及民費ノ名ヲ以テ徵收セル府縣費區費ヲ改メ更ニ地方稅トシ規則左ノ通被定候條此旨布告候事

第一條　地方稅ハ左ノ目ニ從ヒ徵收ス

一地租五分一以內

一營業稅竝雜種稅

一戶數割

第二條　營業稅雜種稅ノ種類及制限ハ別段ノ布告ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ

一警察費

一河港道路堤防橋梁建築修繕費

一府縣會議諸費

一流行病豫防費

一府縣立學校費及小學校補助費
一郡區廳舍建築修繕費
一郡區吏員給料旅費及廳中諸費
一病院及救育所諸費
一浦役場及難破船諸費
一管內限リ諸達書及揭示諸費
一勸業費
一戶長以下給料及戶長職務取扱諸費

各町村限及區限ノ入費ハ其區內町村內人民ノ協議ニ任セ地方稅ヲ以テ支辨スルノ限ニアラス

第四條　其年七月ヨリ翌年六月迄ヲ一周年度トナシ府知事縣令ハ其年二月迄ニ地方稅ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ豫算竝地方稅徵收ノ豫算ヲ立テ翌年度ノ定額トナシ其府縣會ノ議決ヲ取リ其年五月ヲ以テ內務卿及大藏卿ニ報告スヘシ其未タ府縣會ヲ設置セサル地方ハ直ニ內務卿及大藏卿ニ報告スヘシ

第五條　非常ノ費用ハ（豫算ニ立ツルヲ得サル別ニ賦課スルヲ得ルト雖モ其府縣會ノ議決ヲ取リ內天災時變ノ費用ヲ云）務卿及大藏卿ニ報告スルハ第四條ノ順序ニ從フヘシ其急施ヲ要スル事項ハ施行シテ後報告スヘシ

但シ報告期限ハ第七條ニ依ル

第六條　地方稅徵收ノ期限ハ府知事縣令適宜ニ之ヲ定ムヘシ

第七條　府知事縣令ハ每年七月ニ至リ其一周年度間ノ出納ヲ計查シ精算帳及計表ヲ製シテ內務卿及大藏卿ニ報告スヘシ且翌年通常會議ノ初メニ於テ之ヲ府縣會ニ報告スヘシ

右規則の公布と同時に太政官號外達を以て之が施行順序を左の如く定めて之を府縣に令達し、以て地方稅規則の實施の手續及期日竝に區町村協議費の徵收等に關して規定したり。

太政官號外達（明治十一年七月二十二日）（抄錄）

今度第十七號第十八號第十九號ヲ以テ郡區町村編制法府縣會規則地方稅規則布告候ニ就テハ施行ノ順序左ノ通相心得ヘシ此旨相達候事

四、三府及其他市街ノ區及各町村ハ其地方ノ便宜ニ從テ町村會議又ハ區會議ヲ開キ及ヒ地方稅ノ外人民叶議ノ費用ハ地價割戶數割又ハ小間割間口割歩合金等其他慣習ノ舊法ヲ用ユルコトヲ勝手タルヘシ但シ町村會區會ノ章程規則ヲ制定スル分ハ內務卿ニ屆出認可ヲ受クヘシ

七、地方稅規則ニ依リ改正スルハ明治十一年度ヨリ施行スルモ十二年度ヨリ施行スルモ各府縣長官ヨリ內務卿ニ具申シテ便宜ニ從フヘシ但十二年度ヲ越ユルヲ得ス

八、地方稅從前地所割戶數割相半シ或ハ地所幾歩戶數幾歩ニ課スル等各地方ノ慣習一樣ナラサルヘシ者一切各地方ノ便宜ニ從ハシムヘシ

九、營業稅及雜種稅ハ別段ノ布告ニ從テ各定分アリ該年度費用ノ多寡ヲ以テ增減アルコトナカルヘシ故ニ地方稅ノ豫算ハ其營業稅雜種稅ノ徵收額ヲ除ク外其他地價割戶數割ヲ以テ賦課スルハ其年度ノ費用ニ從ヒ增減アルヘシ

十、定リタル地方稅費目ノ外猶地方ノ要用ニ屬スル項目アルトキハ內務卿ヲ經テ陳請シ特ニ政

府ノ裁定ヲ仰クヘシ

十一、戶長ハ行政事務ニ從事スルト其町村ノ理事者タルト二樣ノ性質ノ者ニ付其費用ノ地方稅ヲ以テ支辨スヘキト町村又ハ區限協議費ヲ以テ支辨スヘキトハ其事務ニ就キ區分スヘシ

十二、地方稅ヲ以テ支辨スヘキ事件ト町村又ハ區限ノ協議費ヲ以テ支辨スヘキ事件トノ區分ハ凡ソ地方一般ノ利害ニ關スヘキモノハ地方稅支辨ノ部ニ屬シ其町村限區限又ハ數町村共同ノ利害ニ係ルモノハ其町村又ハ區內限協議費ノ支辨ニ屬スヘシ

地方稅の中營業稅及雜種稅は明治八年一月雜稅全廢の後、特別の必要に依り內務・大藏兩省の許可を得て更に設置せられしものにして、府縣に依り其の種類及課率等を異にせしが故に、政府は其の賦課の公平を期せんが爲め、別に其の種類を指定し且其の課率に制限を加ふるの必要を認め、地方稅規則の規定に基き同年十二月太政官布告第三十九號を以て之が規定を設けたり。卽ち之に依れば營業稅を會社稅・卸賣商稅・仲買商稅・小賣商稅・雜商稅の五種とし、之を三類に分ちて各類每に夫〻課稅の制限を設け、又雜種稅を船稅・車稅等の三十二種と爲して府縣に於て便宜取捨するを得せしめ、之を十四類に分ちて各類に就き課稅の制限を設けたり。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

太政官布告第三十九號（明治十一年十二月二十日）

地方稅中營業稅雜種稅ノ種類及ヒ制限左ノ通相定候條此旨布告候事

第一條　營業稅分ツテ三類トス其稅額第一類ハ金拾五圓以內トシ第二類ハ金拾圓以內トシ第三類ハ金五圓以內トス其目左ノ如シ

但國稅アルモノヲ除ク

第一類

諸會社及諸卸賣商

第二類

諸仲買商

第三類

諸小賣商及ヒ雜商

第二條　雜種稅ハ其種類ニ依リ各箇ニ稅額ヲ定ム其目左ノ如シ

船（明治七年第二十一號布告舒漁船云々ノ分）　車（馬車　人力車　荷積馬車　荷積大七　大八車　荷積中小車　荷積牛車ノ類）　國稅ノ半額以內

諸市場演劇其他諸興行竝遊覽所　上リ高百分五以內

諸遊技場（玉突射的　大弓楊弓吹矢ノ類）　壹ヶ年金貳拾圓以內

料理屋（西洋料理屋共）　待合茶屋　遊船宿　芝居茶屋　人寄席　壹ヶ年金拾貳圓以內

質屋　兩換屋（爲替店共）　廻漕店　壹ヶ年金拾五圓以內

古着古金古道具類（書畫骨董店共）商　旅籠屋、諸飮食店（鰻屋　鮓屋　蕎麥屋ノ類）　壹ヶ年金拾圓以內

湯屋　理髮床　雇人請宿　壹ヶ年金五圓以內

遊藝師匠　遊藝稼人　相撲　壹ヶ年金拾貳圓以內

俳優　壹ヶ年金六拾圓以內

幇間　藝妓　壹ヶ年金四拾貳圓以內

水車　壹ヶ年金五圓以內

乘馬（自用兼世用）　壹ケ年壹頭ニ付金壹圓以內

屠牛　壹頭ニ付金五拾錢以內

第三條　漁業稅採藻稅ハ各地從來ノ慣例ニ依リ之ヲ徵收スヘシ若シ其例規ヲ改正シ又ハ新法ヲ創設セントスルモノハ府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ヘ稟議スヘシ

第四條　府知事縣令ハ府縣會ノ決議ヲ以テ第壹條第二條類目中ニ於テ賦課スル者ヲ取捨スルコトヲ得

第五條　府知事縣令ハ其賦課スヘキ各業ノ盛衰ヲ視察シ府縣會ノ決議ヲ以テ稅額制限內ニ於テ各箇ノ稅額ヲ査定スヘシ

第六條　一軒內ニ於テ數種ノ營業ヲ爲スモノ又ハ卸賣仲買小賣ヲ兼ヌルモノハ其稅額ノ最モ多キモノ壹箇ノミヲ徵收スヘシ

第七條　凡ソ稅額ハ壹ケ年ヲ以テ其制限ヲ定ムト雖モ各地ノ便宜ニ依リ年額ニ準據シ日稅月稅トシテ之ヲ徵收スルコトヲ得

第八條　第四條第五條ニ於テ確定シタル課目課額ハ府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ニ報告スヘシ

明治十三年四月太政官布告第十六號を以て地方稅規則の全文を改正し、府縣會にして豫算の議案を議定せざるか、又は議定するに及ばずして閉會又は解散を命ぜられたるときは、前年度の豫算額に依り地方稅を徵收することを得（第八條）、且島嶼の地方稅に係る經費は府縣會の決議を經內務卿の裁定を經て、本屬府縣の經費と區別することを得（第九條）るの二條項を追加せしが、尋いで同年五月太政官布告第二十六號を以て更に本規則に第十條を追加し、區の地方稅に係る經費は府縣會の決議を經て府知事縣令より內務卿に具狀し、其の裁定を得て郡の經費と分割することを得せしめたり。蓋し之より曩き東京府及大阪府に於て內務省の許可を得て郡區經濟の分離を實行せしが、此の年神奈川縣より橫濱區の地方稅經濟を郡部と分別せんことを請ふに及び、政府は實際郡區經濟分離の必要を認め、右の如く一般に之を許可するに至りしなり。而して右と同時に太政官布告第二十七號を以て東京府に限り營業稅及雜種稅は府會の決議を經て內務大藏兩卿に具狀し、其の許可を得て其の制限を異にすることを得せしめ、且府會の決議に依り水道費瓦斯燈費及火災豫防費を地方稅費目中に加ふることを得ることとせしが、翌十四年二月に至り太政官布告第八號を以て東京府京都府大阪府神奈川縣區郡部會規則を制定し、此等の府縣に於ては府縣會を區部會及郡部會に分ち、區郡連帶支辨に屬せざる事件は各別に之を議定せしむることと爲すと共に、區部に係る營業稅及雜種稅は區部會の決議を經て內務大藏兩卿に具狀し、其の裁可を得て其の制限を異にすることを得せしめ、且區部に於て地方稅費目外特別に要する費項あるときは區部會の決議を經て內務大藏兩卿に具狀し、其の裁可を得て之を地方稅費目に加ふることを得るものとし、之と同時に前記明治十三年第二十六號及第二十七號布告を廢止したり。尙明治十三年四月前述の如く太政官布告第十六號を以て地方稅規則の改正を行ふや、右に伴ひ之と同時に布告第十七號を以て營業稅及雜種稅の種類及制限をも改正し、營業稅の制限に關する類別を廢して制限率を一般に十五圓以內と定むると共に、雜種稅中に製造所稅を加へ、且規定稅目の外政府の認可を經て特別稅を設くることを得せしめたり。右明治十三年太政官布告第十六號及第十七號の兩規定は爾後幾度か部分的改正を經しと雖も、永く地方稅賦課の根本法規として施行せられ、大正十五年地方稅制度の大改革の際に至りしものにして、今其の全文を揭ぐ

れば左の如し。

太政官布告第十六號（明治十三年四月八日）

明治十一年七月第十九號布告地方稅規則左ノ通改正候條此旨布告候事

第一條　地方稅ハ左ノ目ニ從ヒ徵收ス

一地租五分一以內

一營業稅竝雜種稅

一戶數割

第二條　營業稅雜種稅ノ種類及制限ハ別段ノ布告ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ

一警察費

一河港道路堤防橋梁建築修繕費

一府縣會議諸費

一衞生及病院費

一府縣立學校費及小學校補助費

一郡區廳舍建築修繕費

一郡區吏員給料旅費及廳中諸費

一救育費

一浦役場及難破船諸費

一管內限リ諸達書及揭示諸費

一勸業費

一戶長以下給料及戶長職務取扱諸費

以上費目互ニ流用スルコトヲ許サス

一豫備費（豫算外ニ生シタル不足ニ充ツヘキモノヲ云）

各町村限及區限ノ入費ハ其區內町村內人民ノ協議ニ任セ地方稅ヲ以テ支辨スルノ限ニアラス

第四條　其年七月ヨリ翌年六月迄ヲ一周年度トナシ府知事縣令ハ其年二月迄ニ地方稅ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ豫算竝地方稅徵收ノ豫算ヲ立テ翌年度ノ定額トナシ其府縣會ノ議決ヲ取リ其年五月ヲ以テ內務卿及大藏卿ニ報告スヘシ

第五條　非常ノ費用ハ（豫算ニ立ツルヲ得サル天災時變ノ費用豫備費ヲ以テ給足セサルモノヲ云）別ニ賦課スルヲ得ルト雖モ其府縣會ノ議決ヲ取リ內務卿及大藏卿ニ報告スヘシ其急施ヲ要スル事項ハ府縣會ニ付セス便宜施行シテ後報告スルヲ得此場合ニ於テハ之ヲ其後開ク所ノ府縣會ニ報告スヘシ

第六條　地方稅徵收ノ期限ハ府知事縣令適宜ニ之ヲ定ムヘシ

第七條　府知事縣令ハ每年七月ニ至リ其一周年度間ノ出納ヲ計查シ精算帳及計表ヲ製シテ內務卿及大藏卿ニ報告スヘシ且翌年通常會議ノ初メニ於テ之ヲ府縣會ニ報告スヘシ

第八條　府縣會若シ豫算ノ議案ヲ議定セサルカ又ハ議案ヲ議定スルニ及ハスシテ內務卿ヨリ閉會若クハ解散ヲ命シタルトキハ府知事縣令ノ具申ニ依リ內務卿ハ前年度ノ豫算額ニ據テ

徵收セシムルヲ得

第九條　島嶼ノ地方稅ニ係ル經費ハ府縣會ノ決議ヲ經テ府知事縣令ヨリ內務卿ニ具狀シ其裁定ヲ得テ本屬府縣ノ經費ト之ヲ區別スル事ヲ得

太政官布告第十七號（明治十三年四月八日）

明治十一年十月二第三十九號布告地方稅中營業稅雜種稅ノ種類及ヒ制限左ノ通改正候條此旨布告候事

第一條　營業稅目左ノ如シ其制限金拾五圓以內トス但國稅アルモノヲ除ク

會社　國稅ノ半額以內
卸賣商
仲買商
小賣商
雜商

第二條　雜種稅ハ其種類ニ依リ各箇ニ稅額ヲ定ム其目左ノ如シ

製造所　壹ケ年金拾五圓以內
船（明治七年第二十一號布告酒造船云々ノ分）　車馬車　人力車　荷積馬車　荷積中小車　荷積牛車　荷積大七大類ノ類　壹ケ年金拾五圓以內
市場演劇其他輿行竝遊覽所　上リ高百分五以內
遊技場（玉突　大弓楊弓　吹矢ノ類　射的）　壹ケ年金貳拾圓以內
料理屋（西洋料理屋共）　待合茶屋　遊船宿　芝居茶屋　人寄席　壹ケ年金拾貳圓以內
質屋　兩換屋（爲替店共）　陸運又ハ廻漕ヲ以テ業トスル者　壹ケ年金拾五圓以內
古着古金古道具類（書畫骨董店共）　商旅籠屋　諸飲食店（饅頭屋　酢屋　蕎麥屋ノ類）　壹ケ年金拾圓以內
湯屋　理髮床　雇人請宿　壹ケ年金五圓以內
遊藝師匠　遊藝稼人　相撲　壹ケ年金拾貳圓以內
俳優　壹ケ年金六拾圓以內
幇間　藝妓　壹ケ年金四拾貳圓以內
水車　壹ケ年金五圓以內
乘馬（自用渡世共）　壹ケ年一頭ニ付金壹圓以內
屠畜　一頭ニ付金五十錢以內

第三條　漁業稅採藻稅各地從來ノ慣例ニ依リ之ヲ徵收スヘシ若シ其例規ヲ改正シ又ハ新法ヲ創設セントスルモノハ府縣會ノ決議ヲ經テ府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ

第四條　府知事縣令ハ府縣會ノ決議ヲ以テ第一條第二條類目中ニ於テ賦課スル者ヲ取捨スルコトヲ得

第五條　府知事縣令ハ其賦課スヘキ各業ノ盛衰ヲ視察シ府縣會ノ決議ヲ以テ稅額制限內ニ於テ各個ノ稅額ヲ查定スヘシ

第六條　凡ソ稅額ハ一ケ年ヲ以テ其制限ヲ定ムト雖モ各地ノ便宜ニ依リ年額ニ準據シ日稅月

稅トシテ之ヲ徵收スルコトヲ得

第七條　凡ソ上リ高ヲ以テ稅額ヲ定ムルモノハ各地ノ便宜ニ依リ上リ高見積リヲ以テ日稅月稅トシテ之ヲ徵收スルコトヲ得

第八條　第四條第五條ニ於テ確定シタル課目課額ハ府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ニ報告スヘシ

第九條　第一條第二條第三條稅目ノ外地方特別ノ課稅ヲ要スルモノハ府縣會ノ決議ヲ經テ府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ

明治十三年十一月に至り政府は國庫歲計の節約を圖り、紙幣銷却の資金を增加し、併せて地方政務を改革せんが爲め、太政官布告第四十八號を以て地方稅規則に改正を加へ、從來國庫の支辨に屬せし府縣廳舍建築修繕費監獄費同建築修繕費等を地方稅の支辨に移し、且十四年度以降府縣の土木費に對する下渡金を廢止すること爲すと共に、此の結果膨脹を來すべき府縣費の財源を給し、併せて地方事業の發達、物價騰貴に因る諸經費に充てしめんが爲め、從來の地租附加稅の制限率を引上げて本稅の三分の一以內と爲したり。改正の全文は左の如し。

太政官布告第四十八號（明治十三年十一月五日）

今般歲計ヲ節約シ紙幣銷却ノ元資ヲ增加シ併セテ地方ノ政務ヲ改良スルノ要用ナルヲ察シ左ノ通制定布告候事

第一條　本年四月第十六號布告第一條地方稅目中「地租五分一以內」トアルヲ「地租三分一以內」ト改定ス

第二條　同上布告第三條地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目中左ノ三項ヲ增加ス

一府縣廳舍建築修繕費
一府縣監獄費
一府縣監獄建築修繕費

第三條　地方稅ヲ以テ支辨スヘキ府縣土木（卽チ河港、道路、堤防、橋梁建築修繕）費中官費下渡金ハ來ル十四年度ヨリ廢止トス

尋いで翌十四年二月太政官布告第五號及第九號を以て夫、地方稅規則竝に營業稅及雜種稅の種類及制限に關する規定に追加削除を行ふ所ありしが、翌十五年一月に至り太政官布告第二號を以て更に地方稅規則中の地方稅を以て支辨すべき費目を改正し、之と同時に布告第三號を以て營業稅及雜種稅の種類及制限に關する規定に改正を加へ、營業稅を商業稅及工業稅の二種と爲し、雜種稅中の商工業稅に包含せるものを削除すると共に、此等營業稅及雜種稅及蓋し府縣に於ては數年來地方費の激增に伴ひ常に收入の不足に苦むの狀況なりしも、營業稅及雜種稅は課稅の制限あるが爲め、資產富饒なる營業者に對しても十五圓を徵し得るに止まり、中產以下の者却つて苛稅を負擔するの實ありて、地方長官中其の制限を解かんことを建議するもの多きに依り政府は遂に其の議を容れしものなり。而して右の改正に伴ひ同年二月布告第十二號を以て區郡部會規則に改正を加へ、區部に係る營業稅及雜種稅の制限を異にするを許す條項竝に區部に於て地方費稅目中に特別の費目を加ふるを得るの條項を廢止すると共に、區部に係る戶數割は區部會の決議を經て府知事縣會より內務大藏兩卿に具狀し、政府の裁可を得て家屋稅と爲すことを得るの條項を新設し、以て區民轉居の爲に起る徵稅上の不便を除去したり。地方稅規則は爾後明治十五年十二月

布告第六十九號同十七年五月布告第十三號及同年十二月布告第二十九號を以て其の一部に改正追加を加へられしと雖も、其の大綱に至りては敢て著しき變化なく、又營業稅及雜種稅規則は爾後何等の改正なく、以て明治二十三年府縣制制定の時に至れり。今順次此等兩規則の改正條文を掲ぐれば左の如し。

第一　地方稅規則

（一）太政官布告第五號（明治十四年二月十四日）

地方稅規則中左ノ通追加刪除候條此旨布告候事

第三條第二項改正

一土木費　府縣ニ屬スル河港道路堤防橋梁建築修繕等ノ費用及區町村ニ屬スル同上ノ補助費

同條第五項改正

一教育費　府縣ニ屬スル教育ノ費用及區町村立學校ノ補助費

同條第十二項戸長以下給料云々ノ次ヘ追加

一地方稅取扱費　爲換方給料爲換手數料現金運送等ノ費用

同條第十三項改正

一豫備費　豫算外ニ生シタル事件ノ費途ニ充ツヘキモノ

第五條中（其急施ヲ要スル事項云々）以下刪除

第七條改正

府知事縣令ハ一週年度間ノ出納ヲ計査シ精算帳及計表ヲ製シ翌年通常會議ノ初メニ於テ之ヲ府縣會ニ報告シ然ル後內務卿及大藏卿ニ報告スヘシ

第八條刪除

（二）太政官布告第二號（明治十五年一月二十日）

明治十三年四月第拾六號布告地方稅規則中左ノ通改正明治十五年七月一日ヨリ施行ス

第二條　（種類）ノ下（及制限）ノ三字ヲ刪ル

第三條　地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ

一警察費

一警察廳舍建築修繕費

一土木費

一區町村土木補助費

一府縣會議諸費

一衞生及病院費

一教育費

一區町村教育補助費

一郡區廳舍建築修繕費

一郡區吏員給料旅費及廳中諸費

一救育費

一浦役場及難破船諸費（明治二十一年法律第一號ヲ以テ浦役場費用ハ市町村ノ負擔トス）

一諸達書及揭示諸費
一勸業費
一戶長以下給料及戶長職務取扱諸費（明治二十一年法律第一號ニ依リ本號消滅）
一地方稅取扱費（府縣廳ニ屬スル爲換方給料爲換手數料現金運送等ノ費用）
一府縣廳舍建築修繕費
一府縣監獄費
一府縣監獄建築修繕費

以上費目互ニ流用スルコトヲ許サス

一豫備費（豫算外ニ生シタル事件ノ費途ニ充ツヘキモノ（明治二十三年法律第三十五號ニ依リ消滅））

右ノ外特ニ費目ノ增加ヲ要スルトキハ府縣會ノ決議ヲ經テ府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ

（三）太政官布告第六十九號（明治十五年十二月二十八日）

明治十三年四月第拾六號布告地方稅規則中左ノ通追加改正ス

第三條　二十項

一豫備費（豫算外ニ生シタル事件ノ費途及豫算ノ臨時不足ニ充ル者）

第四條　二項

地方稅ヲ以テ支辨スヘキ事件數年ヲ期シテ施行スルモノハ初年ニ於テ其年期間各年度ノ經費豫算ヲ定メ府縣會ノ議決ヲ取リ府知事縣令ヨリ內務卿ニ具狀シ認可ヲ得テ其年期間之ヲ施行スルコトヲ得

第五條　二項

前年度經費決算ノ場合ニ於テ已ムヲ得サル事故アリテ費目中不足ヲ生スルモノアルトキハ府知事縣令ハ府縣會ノ議決ヲ取リ其補充費ヲ徵收スルコトヲ得

（四）太政官布告第十三號（明治十七年五月七日）

明治十三年四月第拾六號布告地方稅規則第三條第十五項左ノ通改正シ十七年度ヨリ施行ス

一戶長以下給料旅費（明治二十一年法律第一號ニ依リ消滅）

（五）太政官布告第二十九號（明治十七年十二月八日）

明治十三年四月第拾六號布告地方稅規則第四條一項左ノ通改正シ明治十九年度ヨリ施行ス但明治十八年度ハ明治十八年七月ヨリ翌年三月マテ九箇月ヲ以テ一周年度トス

其年四月ヨリ翌年三月迄ヲ一周年度トナシ府知事縣令ハ前年十月迄ニ地方稅ヲ以テ支辨スヘキ經費竝地方稅徵收ノ豫算ヲ立テ翌年度ノ定額トナシ其府縣會ノ議決ヲ取リ其年二月ヲ以テ內務卿及大藏卿ニ報告スヘシ

第二　營業稅及雜種稅規則

（一）太政官布告第九號（明治十四年二月十四日）

明治十三年四月第十七號布告第二條中（製造所）ノ下ヘ（職工）ノ二字追加候條此旨布告候事

（二）太政官布告第三號（明治十五年一月二十日）

明治十三年四月第十七號布告營業稅雜種稅規則中左ノ通改正明治十五年七月一日ヨリ施行ス

第一條　營業稅ヲ課スヘキ種類左ノ如シ但國稅アルモノハ課稅ノ限ニアラス

商業
工業

第二條　雜種稅ヲ課スヘキ種類左ノ如シ

料理屋待合茶屋遊船宿芝居茶屋飲食店ノ類
湯屋
理髮人
傭人受宿
遊藝師匠遊藝稼人相撲俳優幇間藝妓ノ類
市場
演劇其他興行遊覽所
遊技場（玉突大弓楊弓射的吹矢ノ類）
人寄席
船（艀漁船川船及五十石未滿海船）車（馬車人力車荷積馬車荷積大七大八車荷積中小車荷積牛車ノ類）

但國稅ノ額ヲ超過スヘカラス

水車
乘馬
屠畜
漁業採藻ノ類

但漁業稅採藻稅ハ各地從來ノ慣例ニ依リ之ヲ徵收スヘシ若シ其慣例ヲ改正シ又ハ新稅ヲ賦課セントスルモノハ縣會ノ決議ヲ經テ府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ

第三條　削除

第五條中（決議ヲ以テ）ノ下（稅額制限內ニ於テ）ノ八字ヲ削ル

第六條　削除

第七條　削除

第九條中（第二條）ノ下（第三條稅目）ノ五字ヲ改メ（課稅種類）ノ四字トス

既に述べたるが如く明治十一年七月地方稅規則の制定の結果、地方稅は之を以て府縣限りの經費に充當せしめ、區町村費は地方稅を以て支辨するの限に非ざるものとせられしが故に、之と同時に又區町村限りの經費を支辨する爲め別に區町村の協議費を區町村民より徵收することを許したり。而して此の協議費として賦課せらるるものの種目又は稅率等に關しては何等の規定を設くることなく、地價割戶數割又は小間割間口割等其の他從來の慣習に依り適宜に之を徵收せしむることとしたり。茲に於てか區町村費の賦課は勢ひ地價割を主要財源と爲し、而も町村費の膨脹に伴ひ漸次土地に重課するの傾向を生ずるに至りしを以て、政府は明治十八年八月に至り太政官布告第二十五號を以て左の如く地價割の賦課に制限を設け、土地に賦課する區町村費は特別の場合を除くの外明治十九年度以降地租の七分の一を超ゆることを得ざるものと定めたり。

太政官布告第貳拾五號(明治十八年八月十五日)

土地ニ賦課スル區町村費ハ明治十九年度ヨリ地租七分ノ一ヲ超過スルヲ得ス

但非常ノ費用ハ豫知スヘカラサル天災時變ノ費用ヲ云ヘシ別ニ賦課スルヲ得此場合ニ於テハ區町村會若クハ水利土功會ノ評決ヲ取リ府知事縣令ノ指揮ヲ請フヘシ

第三節　地方制度確立後の地方稅

第一款　市町村稅

明治二十一年四月法律第一號を以て市制及町村制を公布し、翌二十二年四月一日以後地方の情況を酌量し府縣知事の具申に依り內務大臣の裁定を以て順次各地に施行することとしたり。卽ち三府其の他人口凡二萬五千人以上を有する市街地は之を市と爲し、郡の區域を離れて自治體を作らしめ、又小都府及村落宿驛等は之を町村と爲して郡の下に於て同じく自治體を組織せしめ、其狹小にして貧弱なるものは相併合し、其の併合し難きものは町村組合を作らしむることと爲し、各府縣共何れも明治二十二年度中に於て之が實施を終了したり。茲に於てか從來の區町村は新に市町村として法律上の人格を認められると同時に、市町村稅を賦課するの權能を與へらるることとなれり。今市制及町村制に於ける市町村稅に關する規定の大要を見るに、市町村は其の不動產積立金穀等を以て基本財產と爲し、之を維持するの義務を有すると共に、又其の必要なる支出及從前法律命令に依り賦課せられ又は將來法律勅令に依り賦課せらるる支出を負擔するの義務を有し、此等の義務支出に對する財源として市町村は其の財產より生ずる收入及使用料·手數料竝に科料·過怠金其の他法律勅令に依り市町村に屬する收入を以て之に充て、猶不足あるときは市町村稅を賦課徵收することを得るものとせり。而して此の市町村稅は國稅·府縣稅の附加稅と直接又は間接の特別稅との二種と爲し、前者は直接の國稅又は府縣稅に附加して均一の稅率を以て市町村の全部より徵收するを常例とし、後者は必要の場合に於て內務·大藏兩大臣の許可を得て、附加稅以外に市町村限り稅目を設けて賦課するものとせり。此等市町村稅は原則として稅率の定限は之を設けずと雖も、唯國稅附加稅のみに對しては制限を附し、地租七分の一其他の直接國稅百分の五十を超ゆる課稅を爲し又は間接國稅に附加稅を課する場合には、內務·大藏兩大臣の許可を受くべく、又不均一の稅率を以て國稅附加稅を課せんとするときは、市は府縣參事會、町村は郡參事會の許可を要するものとせり。今市制及町村制中市町村稅に關係ある規定を抄錄すれば左の如し。

市制(明治二十一年四月二十五日法律第一號)(抄錄)

第八十八條　市ハ其必要ナル支出及從前法律命令ニ依テ賦課セラレ又ハ將來法律勅令ニ依テ賦課セラルル支出ヲ負擔スルノ義務アリ

市ハ其財產ヨリ生スル收入及使用料手數料(第八十九條)竝科料、過怠金其他法律勅令ニ依リ市ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ猶不足アルトキハ市稅(第九十條)及夫役現品(第百一條)ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第九十條　市稅トシテ賦課スルコトヲ得可キ目左ノ如シ

一　國稅府縣稅ノ附加稅

二　直接又ハ間接ノ特別稅

附加稅ハ直接ノ國稅又ハ府縣稅ニ附加シ均一ノ稅率ヲ以テ市ノ全部ヨリ徵收スルヲ常例トス特別稅ハ附加稅ノ外別ニ市限リ稅目ヲ起シテ課稅スルコトヲ要スルトキ賦課徵收スルモノトス

第九十一條　此法律ニ規定セル條項ヲ除クノ外使用料、手數料（第八十九條）特別稅（第九十條第一項第二）及從前ノ區町村費ニ關スル細則ハ市條例ヲ以テ之ヲ規定ス可シ其條例ニハ科料一圓九十五錢以下ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

科料ニ處シ及之ヲ徵收スルハ市參事會之ヲ掌ル其處分ニ不服アル者ハ令狀交付後十四日以內ニ司法裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九十二條　三箇月以上市內ニ滯在スル者ハ其市稅ヲ納ムルモノトス但其課稅ハ滯在ノ初ニ遡リ徵收ス可シ

第九十三條　市內ニ住居ヲ構ヘス又ハ三箇月以上滯在スルコトナシト雖モ市內ニ土地家屋ヲ所有シ又ハ營業ヲ爲ス者（店舖ヲ定メサル行商ヲ除ク）ハ其土地家屋營業若クハ其所得ニ對シテ賦課スル市稅ヲ納ムルモノトス其法人タルトキモ亦同シ但郵便電信及官設鐵道ノ業ハ此限ニ在ラス

第九十四條　所得稅ニ附加稅ヲ賦課シ及市ニ於テ特別ニ所得稅ヲ賦課セントスルトキハ納稅者ノ市外ニ於ケル所有ノ土地家屋又ハ營業（店舖ヲ定メサル行商ヲ除ク）ヨリ收入スル所得ハ之ヲ控除ス可キモノトス

第九十五條　數市町村ニ住居ヲ構ヘ又ハ滯在スル者ニ前條ノ市稅ヲ賦課スルトキハ其所得ヲ各市町村ニ平分シ其一部分ニノミ課稅ス可シ但土地家屋又ハ營業ヨリ收入スル所得ハ此限ニ在ラス

第九十六條　所得稅法第三條ニ揭クル所得ハ市稅ヲ免除ス

第九十七條　左ニ揭クル物件ハ市稅ヲ免除ス

一　政府、府縣郡市町村及公共組合ニ屬シ直接ノ公用ニ供スル土地、營造物及家屋

二　社寺及官立公立ノ學校病院其他學藝、美術及慈善ノ用ニ供スル土地、營造物及家屋

三　官有ノ山林又ハ荒蕪地但官有山林又ハ荒蕪地ノ利益ニ係ル事業ヲ起シ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ得テ其費用ヲ徵收スルハ此限ニ在ラス

第九十八條　前二條ノ外市稅ヲ免除スルコトヲ得

新開地及開墾地ハ市條例ニ依リ年月ヲ限リ免除スル市稅ノ賦課ハ追テ法律勅令ヲ以テ定ムル迄現今ノ例ニ依ル

第百條　市稅ハ納稅義務ノ起リタル翌月ノ初ヨリ免稅理由ノ生シタル月ノ終迄月割ヲ以テ之ヲ徵收ス可シ（明治三十三年三月法律第四十六號ヲ以テ本條削除）

會計年度中ニ於テ納稅義務消滅シ又ハ變更スルトキハ納稅者ヨリ之ヲ市長ニ屆出ツ可シ其屆出ヲ爲シタル月ノ終迄ハ從前ノ稅ヲ徵收スルコトヲ得

第百一條　市公共ノ事業ヲ起シ又ハ公共ノ安寧ヲ維持スルカ爲メニ夫役及現品ヲ以テ納稅者ニ賦課スルコトヲ得但學藝、美術及手工ニ關スル勞役ヲ課スルコトヲ得ス

夫役及現品ハ急迫ノ場合ヲ除クノ外直接市稅ヲ準率ト爲シ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スル可シ

夫役ヲ課セラレタル者ハ其便宜ニ從ヒ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得又急迫ノ場合ヲ除クノ外金圓ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第百二條　市ニ於テ徵收スル使用料、手數料（第八十九條）市稅（第九十條）夫役ニ代フル金圓（第百一條）共有物使用料及加入金（第八十四條）其他市ノ收入ヲ定期內ニ納メサルトキハ市參事會ハ之ヲ督促シ猶之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分法ニ依リ之ヲ徵收ス可シ其督促ヲ爲スニハ市條例ノ規定ニ依リ手數料ヲ徵收スルコトヲ得

納稅者中無資力ナル者アルトキハ市參事會ノ意見ヲ以テ會計年度內ニ限リ納稅延期ヲ許スコトヲ得其年度ヲ越ユル場合ニ於テハ市會ノ議決ニ依ル

本條ニ記載スル徵收金ノ追徵、期滿得免及先取特權ニ付テハ國稅ニ關スル規則ヲ適用ス

第百三條　地租ノ附加稅ハ地租ノ納稅者ニ賦課シ其他土地ニ對シテ賦課スル市稅ハ其所有者又ハ使用者ニ賦課スルコトヲ得

第百四條　市稅ノ賦課ニ對スル訴願ハ賦課令狀ノ交付後三箇月以內ニ之ヲ市參事會ニ申立ツ可シ此期限ヲ經過スルトキハ其年度內減稅免稅及償還ヲ請求スルノ權利ヲ失フモノトス

第百五條　市稅ノ賦課及市ノ營造物、市有財產並其所得ヲ使用スル權利ニ關スル訴願ハ市參事會之ヲ裁決ス但民法上ノ權利ニ係ルモノハ此限ニ在ラス

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ訴願及訴訟ノ爲メニ其處分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ス

第百二十二條　左ノ事件ニ關スル市會ノ議決ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

二　市特別稅並使用料、手數料ヲ新設シ增額シ又ハ變更スル事

三　地租七分ノ一其他直接國稅百分ノ五十ヲ超過スル附加稅ヲ賦課スル事

四　間接國稅ニ附加稅ヲ賦課スル事

第百二十三條　左ノ事件ニ關スル市會ノ議決ハ府縣參事會ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

七　均一ノ稅率ニ據ラスシテ國稅府縣稅ニ附加稅ヲ賦課スル事（第九十條第二項）

九　第百一條ノ準率ニ據ラスシテ夫役及現品ヲ賦課スル事

第百三十一條　現行ノ租稅中此法律ニ於テ直接稅又ハ間接稅トス可キ類別ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ告示ス

町村制（明治二十一年四月二十五日法律第一號）（抄錄）

第八十八條　町村ハ其必要ナル支出及從前法律命令ニ依テ賦課セラレ又ハ將來法律勅令ニ依テ賦課セラルル支出ヲ負擔スルノ義務アリ

町村ハ其財產ヨリ生スル收入及使用料、手數料（第八十九條）並科料、過怠金其他法律勅令ニ依リ町村ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ猶不足アルトキハ町村稅（第九十條）及夫役現品（第

百一條）ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第九十條　町村稅トシテ賦課スルコトヲ得可キ目左ノ如シ

一　國稅府縣稅ノ附加稅

二　直接又ハ間接ノ特別稅

附加稅ハ直接ノ國稅又ハ府縣稅ニ附加シ均一ノ稅率ヲ以テ町村ノ全部ヨリ徵收スルヲ常例トス特別稅ハ附加稅ノ外別ニ町村限リ稅目ヲ起シテ課稅スルコトヲ要スルトキ賦課徵收スルモノトス

第九十一條　此法律ニ規定セル條項ヲ除クノ外使用料、手數料（第八十九條）特別稅（第九十條第一項第二）及從前ノ町村費ニ關スル細則ハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定ス可シ其條例ニハ科料一圓九十五錢以下ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

科料ニ處シ及之ヲ徵收スルハ町村長之ヲ掌ル其處分ニ不服アル者ハ令狀交付後十四日以內ニ司法裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九十二條　三箇月以上町村內ニ滯在スル者ハ其町村稅ヲ納ムルモノトス但其課稅ハ滯在ノ初ニ遡リ徵收ス可シ

第九十三條　町村內ニ住居ヲ構ヘス又ハ三箇月以上滯在スルコトナシト雖モ町村內ニ土地家屋ヲ所有シ又ハ營業ヲ爲ス者（店舖ヲ定メサル行商ヲ除ク）ハ其土地家屋營業若クハ其所得ニ對シテ賦課スル町村稅ヲ納ムルモノトス其法人タルトキモ亦同シ但郵便電信及官設鐵道ノ業ハ此限ニ在ラス

第九十四條　所得稅ニ附加稅ヲ賦課シ及町村ニ於テ特別ニ所得稅ヲ賦課セントスルトキハ納稅者ノ町村外ニ於ケル所有ノ土地家屋又ハ營業（店舖ヲ定メサル行商ヲ除ク）ヨリ收入スル所得ハ之ヲ控除ス可キモノトス

第九十五條　數市町村ニ住居ヲ構ヘ又ハ滯在スル者ニ前條ノ町村稅ヲ賦課スルトキハ其所得ヲ各市町村ニ平分シ其一部分ニノミ課稅ス可シ但土地家屋又ハ營業ヨリ收入スル所得ハ此限ニ在ラス

第九十六條　所得稅法第三條ニ揭クル所得ハ町村稅ヲ免除ス

第九十七條　左ニ揭クル物件ハ町村稅ヲ免除ス

一　政府、府縣郡市町村及公共組合ニ屬シ直接ノ公用ニ供スル土地、營造物及家屋

二　社寺及官立公立ノ學校病院其他學藝、美術及慈善ノ用ニ供スル土地、營造物及家屋

三　官有ノ山林又ハ荒蕪地ノ利益ニ係ル事業ヲ起シ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ得テ其費用ヲ徵收スルハ此限ニ在ラス

新開地及開墾地ハ町村條令ニ依リ年月ヲ限リ免稅スルコトヲ得

第九十八條　前二條ノ外町村稅ヲ免除ス可キモノハ別段ノ法律勅令ニ定ムル所ニ從フ皇族ニ係ル町村稅ノ賦課ハ追テ法律勅令ヲ以テ定ムル迄現今ノ例ニ依ル

第百條　町村稅ハ納稅義務ノ起リタル翌月ノ初ヨリ免稅理由ノ生シタル月ノ終迄月割ヲ以テ之ヲ徵收ス可シ（明治三十三年三月法律第四十七號ヲ以テ本條削除）

會計年度中ニ於テ納稅義務消滅シ又ハ變更スルトキハ納稅者ヨリ之ヲ町村長ニ屆出ツ可シ

其屆出ヲ爲シタル月ノ終迄ハ從前ノ稅ヲ徵收スルコトヲ得

第百一條　町村公共ノ事業ヲ起シ又ハ公共ノ安寧ヲ維持スルカ爲メニ夫役及現品ヲ以テ納稅者ニ賦課スルコトヲ得但學藝美術及手工ニ關スル勞役ヲ課スルコトヲ得ス

夫役及現品ハ急迫ノ場合ヲ除クノ外直接町村稅ヲ準率ト爲シ且ツ之ヲ金額ニ算出シテ賦課ス可シ

夫役ヲ課セラレタル者ハ其便宜ニ從ヒ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得又急迫ノ場合ヲ除クノ外金圓ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第百二條　町村ニ於テ徵收スル使用料、手數料(第八十九條)町村稅(第九十條)夫役ニ代フル金圓(第百一條)共有物使用料及加入金(第八十四條)其他町村ノ收入ヲ定期內ニ納メサルトキハ町村長ハ之ヲ督促シ猶之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分法ニ依リ之ヲ徵收ス可シ其督促ヲ爲スニハ町村條例ノ規定ニ依リ手數料ヲ徵收スルコトヲ得

納稅者中無資力ナル者アルトキハ町村長ノ意見ヲ以テ會計年度內ニ限リ納稅延期ヲ許スコトヲ得其年度ヲ越ユル場合ニ於テハ町村會ノ議決ニ依ル

本條ニ記載スル徵收金ノ追徵、期滿得免及先取特權ニ付テハ國稅ニ關スル規則ヲ適用ス

第百三條　地租ノ附加稅ハ地租ノ納稅者ニ賦課シ其他土地ニ對シテ賦課スル町村稅ハ其所有者又ハ使用者ニ賦課スルコトヲ得

第百四條　町村稅ノ賦課ニ對スル訴願ハ賦課令狀ノ交付後三箇月以內ニ之ヲ町村長ニ申立ツ可シ此期限ヲ經過スルトキハ其年度內滅稅免稅及償還ヲ請求スルノ權利ヲ失フモノトス

第百二十六條　左ノ事件ニ關スル町村會ノ議決ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

二　町村特別稅並使用料、手數料ヲ新設シ增額シ又ハ變更スル事

三　地租七分ノ一其他直接國稅百分ノ五十ヲ超過スル附加稅ヲ賦課スル事

四　間接國稅ニ附加稅ヲ賦課スル事

第百二十七條　左ノ事件ニ關スル町村會ノ議決ハ郡參事會ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

七　均一ノ稅率ニ據ラスシテ國稅府縣稅ニ附加稅ヲ賦課スル事(第九十條第二項)

九　第百一條ノ準率ニ據ラスシテ夫役及現品ヲ賦課スル事

第百三十六條　現行ノ租稅中此法律ニ於テ直接稅又ハ間接稅トス可キ類別ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ告示ス

右市制及町村制の規定に基き同年七月大藏省告示第九十五號を以て、左の如く市制及町村制に於ける直接稅・間接稅の類別を定めたり。

大藏省告示第九十五號(明治二十一年七月十三日)

本年法律第一號市制第百三十一條町村制第百三十六條直接稅間接稅ノ類別ハ左ノ諸稅ヲ以テ直接稅トシ其他ハ間接稅トス但府縣區町村ニ於テ特ニ徵收スルモノハ府縣知事ノ稟申ヲ以テ之ヲ定メ其直接トスヘキモノハ府縣知事ヲシテ管內ニ告示セシム

國稅　地租　所得稅

地方稅

地方稅

地租割　戶數割　家屋稅　營業稅　雜種稅

區町村費

地價割　段別割　戶別割　家屋割　營業割

玆に於てか市町村は國稅に對しては地租の外新に所得稅に對しても附加稅を賦課し得ることとなり、又地方稅（府縣稅）に對しては戶數割・家屋稅・營業稅・雜種稅に對して附加稅を賦課し得ることとなれり。

市制及町村制の公布に引續き同年八月勅令第六十二號を以て『東京市區ノ營業・衞生・防火及通運等永久ノ利便ヲ圖ル爲メ』東京市區改正條例を公布せしが、同條例第三條は市區改正の費用に充つる爲め東京府區部內に於て、地租同額以內の地租割、地方稅十分の四以內の營業稅・雜種稅・家屋稅、一石五十錢以內の淸酒稅（區內に輸入又は區內に於て釀造販賣する淸酒）等の特別稅を賦課することを許したり。斯くて東京市に限り市稅の外前記五種の特別稅を存することとなりしが、後明治二十九年營業稅法施行の結果東京市の特別稅たる營業稅は著しく其の收入を減少し、尋で明治三十一年酒造稅法改正せられ、府縣又は市町村は酒類に對して如何なる名義を以てするも課稅し得ざることとなりし結果、前記特別稅の中淸酒稅は自然消滅に歸せしを以て、政府は市區改正等に對する財源の缺減を補ふ爲め明治三十五年三月に至り法律第二十八號を以て東京市區改正條例第三條を改正して、前記各稅の外に尙勅令を以て指定したる特別稅を賦課することを得ることとし、之に基き同年六月勅令第百六十五號を以て營業稅十分の四以內の國稅營業稅割を指定したり。玆に於て東京市區改正特別稅は地租割・營業稅割・家屋稅割・府稅營業稅割・雜種稅割の五種を存するに至れり。

明治二十三年五月法律第三十五號を以て府縣制を公布し、從來府縣に於て賦課せし地方稅は之を府縣稅と改稱して從來の規定に依り賦課せしめしが、唯、東京・京都・大阪の三府に於ては特に府稅は之を市部及郡部に分賦することと爲し、其の割合は府會に於て議決の上內務大臣の認可を受けて施行するものとし、市に於ては之を市の豫算に編入して市稅として徵收するものと定めたり。玆に於て東京・京都・大阪の三市に於ては當然市稅の賦課額增大するに至るべきを以て、之に應ずると共に、一般に時勢の進展に伴ふ地方費の膨脹に處するが爲め、市稅地租割の制限を緩和することと爲し、卽ち府縣制第九十五條に於て、府縣制施行後に於ては東京・京都・大阪の三市に在りては地租七分の三・二五、其の他の市に在りては同七分の一・五迄は主務大臣の許可を要せざることと定めたり。而して府縣制の公布と同時に法律第三十六號を以て郡制を公布し、郡をして其の經費の一部を郡內の各町村に分賦することを得せしめ、各町村は右分賦額を町村の豫算に編入して町村稅として徵收するものと爲せしが、其の結果は町村に對しても從來の課稅の制限を緩和するの必要を生ぜしを以て、郡制第八十八條に於て郡制施行の後は町村稅地租割は市稅地租割と同じく本稅七分の一・五迄は主務大臣の許可を要せざるものと定めたり。此等府縣制及郡制は明治二十四年以後順次各地に施行せられしが、其の施行に多くの時日を要し、全國施行を完了せしは明治三十二年なりとす。

明治二十七八年戰役の後政府は戰後經營に要する經費の膨脹に處するが爲め、明治二十九年三月法律第三十三號を以て新に營業稅法を公布し、翌三十年一月一日以後之を實施せしが、之と同時に二十九年七月大藏省告示第五十四號を以て明治二十一年告示第九十五號を改正し、市制及町村制に於

ける直接國稅中に營業稅を追加せしを以て、爾後市町村は國稅營業稅に對して所得稅に對すると同樣、百分の五十迄の附加稅を課することを得ることとなれり。

爾後國家の財政益〻膨脹し歲入增加の必要愈〻大となるに及び、政府は明治三十一年十二月に至り法律第三十二號を以て地租條例に改正を加へ、明治三十二年乃至三十六年の五箇年間市街地に於て地價百分の二・五、其他に於て地價千分の八の地租增徵を行ふことと爲せしが、此の特別增徵分に對して地方稅の附加を許すことは穩當ならずと認め、明治三十二年三月法律第四十三號を以て、右特別增徵の地租に對しては府縣稅及市町村稅を賦課するを得ざることと定めたり。

明治三十二年二月法律第十七號を以て所得稅法を改正し、新に公債及社債の利子に對して所得稅を課せらるることとなりしが、之に伴ひ同年八月大藏省告示第四十七號を以て前記明治二十一年告示第九十五號を改正し、公債・社債の利子中無記名債券の所得に係る所得稅に對しては、市町村は附加稅を賦課することを得ざることと定めたり。

市町村稅に於ける地租附加稅の制限率は既述の如く、明治二十一年法律第一號市制第百二十二條及町村制第百二十六條の規定に依りて夫〻本稅の七分の一と定められ、此の制限率は久しく變更を見ることなかりしが、日清戰後に於ける市町村費の激增は遂に右制限の緩和を餘議なくせしめしを以て、政府は明治三十三年三月に至り法律第四十八號を以て市制及町村制中右制限の規定を改正して、市稅及町村稅共に本稅の五分の一迄之を擴張し、同時に又勅令第百二十三號を以て右の制限外課稅許可に關する主務大臣の職權の一部を府縣知事に委任し、市町村に於て地租二分の一以下の附加稅を賦課する場合には、府縣知事に於て之が許可を與ふることと定めたり(明治三十三年三月法律第四十七號を以て市制及町村制に改正を加へ、市町村の行政に關し主務大臣の許可を要すべき事項中其の輕易なるものは勅令の規定に依り其許可の職權を府縣知事に委任することを得るの條項を追加す)。爾後市町村稅の制度に就ては何等の變更なくして日露戰役開始の時に至れり。

尙北海道及沖繩縣は內地と其の狀況を異にし、市政及町村制も之が施行の範圍外に置かれしが、明治二十九年三月勅令第十九號を以て沖繩縣區制を公布し、沖繩縣の區に自治權を認めて、內地の市町村と殆んど同樣の課稅權を與へ、尋いで翌三十年五月に至り勅令第百五十八號・百五十九號及百六十號を以て夫〻北海道區制・北海道一級町村制及北海道二級町村制を公布し、此等の區町村に對しても內地の市町村に準じたる自治權及課稅權を賦與したり。斯くて北海道及沖繩縣に於ても內地の市町村と同樣の課稅制度行はるるに至りしが、其の規定は殆ど內地のものと異る所なきを以て、煩雜を避けて茲には之を省略す。

第二款　府縣稅

府縣に於ける課稅は明治二十一年市制及町村制公布の後に於ても尙地方稅と稱し、依然地方稅規則に從つて賦課徵收せられしが、明治二十三年五月に至り法律第三十五號を以て府縣制公布せられ茲に自治體としての府縣の組織は始めて確立するに至れり。然れども其の賦課する租稅は唯〻從來の地方稅なる名稱を府縣稅と改稱せしに止まり、其の稅目及賦課方法に至りては、府縣制に特別の規定あるものの外は總て從來の地方稅規則に依らしむることと爲せしが、唯〻地租割の制限に關しては

從前の本稅三分の一を四分の一に改め、右制限外の課稅には內務・大藏兩大臣の許可を要するものと定め、且東京・京都・大阪の三府に於ては特に府稅を市部及郡部に分賦するものと定めたり。今府縣制中府縣稅に關する條項を抄錄すれば左の如し。

府縣制（明治二十三年五月十七日法律第三十五號）（抄錄）

第五十六條　府縣ノ支出ハ府縣稅其他府縣ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第五十七條　府縣稅目及其賦課徵收方法ニ關スル規定ハ此法律ニ依リ變更シタルモノヲ除クノ外從前地方稅ニ關スル規定ニ依ル

第五十八條　府縣知事ハ府縣會ノ議決ニ依リ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ其府縣ノ全部若ハ市制施行ノ地ニ家屋稅ヲ賦課スルコトヲ得但家屋稅賦課ノ地ニ於テハ戶數割ヲ賦課スルコトヲ得ス

第五十九條　府縣內ニ土地家屋ヲ所有シ又ハ店舖ヲ定メテ營業ヲ爲ス者ハ其土地家屋營業ニ對シテ賦課スル府縣稅ヲ納ムルモノトス其法人タルトキモ亦同シ但郵便電信及官設鐵道ノ業ハ此限ニ在ラス

府縣內ニ一戶ヲ構ヘ三箇月以上ニ及フ者ハ其戶數ニ對シテ府縣稅ヲ納ムルモノトス、但其課稅ハ一戶ヲ構ヘタル初ニ遡リ徵收スヘシ

第六十條　府縣稅ノ賦課ニ付テハ納稅者其府縣外ニ於テ店舖ヲ定メタル營業ノ收入ヲ其標準ニ算入スルコトヲ得ス

第六十一條　府縣會ハ各市町村內ニ於テ徵收スル府縣稅賦課ノ細目ニ係ル事項ヲ關係市町村會ノ議決ニ付スルコトヲ得ス

前項市町村會ノ議決ハ法律命令又ハ府縣會ノ議決ニ牴觸スルコトヲ得ス

市町村會ニ於テ府縣會ノ指定シタル期限內ニ其議決ヲ爲ササルトキハ府縣參事會之ヲ議決スヘシ

第六十二條　營業ノ狀況又ハ收入ヲ標準トシテ賦課スル府縣稅ニ付テハ府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經テ賦課額調查ノ爲其府縣內郡市ニ調查委員ヲ置クコトヲ得

第六十三條　府縣稅ノ免除ハ市町村稅免除ノ規定ニ依ル

第六十五條　府縣會ハ家屋稅又ハ戶數割ノ全部又ハ一部ノ代納トシテ府縣ノ費用ヲ以テ支辨スル事業ニ對シ夫役又ハ現品ヲ出スヲ許スコトヲ議決スルコトヲ得

第六十六條　府縣稅ハ納稅義務ノ起リタル翌月ノ初ヨリ免稅理由ノ生シタル月ノ終迄月割ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但日割ヲ以テ徵收スルモノハ此限ニ在ラス

納稅義務消滅シ又ハ變更スルトキハ納稅者ヨリ之ヲ當該官廳ニ屆出ヘシ其屆出ヲ爲シタル月ノ終迄ハ從前ノ稅ヲ徵收スヘシ

物件ヲ目的トシ納期ヲ定メテ一定ノ額ヲ賦課スル府縣稅ハ其納期ニ於テ納稅義務ヲ負フ者其額ヲ納ムヘシ

府縣稅ノ前納ニ係ルモノハ其義務ノ消滅シ又ハ他人ニ移轉シタル場合ト雖之ヲ還付セス但其義務ノ移轉ヲ受ケタル者ハ其前納期限ノ終迄納稅セサルモノトス

第六十七條　府縣稅ハ法律命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除クノ外各市町村長ニ於テ

市町村稅徵收ノ手續ニ依リ之ヲ徵收スヘシ

第六十八條　府縣稅ノ賦課ニ對シ錯誤アルコトヲ發見シタル者ハ徵稅傳令書ノ交付後三箇月以內ニ之ヲ其傳令書ヲ發シタル廳ニ申立ルコトヲ得但申立ノ爲其納稅ヲ拒ムコトヲ得ス

第六十九條　前條ノ申立ヲ爲シタル後二十一日以內ニ其更正ヲ得サルトキ又ハ其更正ヲ得ルモ之ニ不服ナルトキハ十四日以內ニ郡參事會ニ訴願シ郡參事會ノ裁決ニ不服ナルトキハ十四日以內ニ府縣參事會ニ訴願シ府縣參事會ノ裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知シタル日ヨリ十四日以內ニ府縣參事會ニ訴願シ府縣參事會ノ裁決ニ不服ナルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

但市ニ在テハ府縣參事會ニ訴願シ府縣參事會ノ裁決ニ不服ナルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七十條　府縣稅ノ免稅若ハ納稅延期ハ特別ノ事情アルモノニ限リ府縣知事ニ於テ府縣參事會ノ議決ヲ經テ之ヲ許スコトヲ得

府縣稅ノ滯納處分ハ國稅滯納處分法ニ依ル

第七十一條　東京府、京都府、大阪府ニ在テハ府ノ支出ニ充ツヘキ府稅ヲ市部及郡部ニ分賦ス其分賦ノ割合ハ府會ニ於テ之ヲ議決シ內務大臣ノ認可ヲ受ケテ施行スヘシ

前項市部ノ分賦額ハ市ニ於テ之ヲ市ノ豫算ニ編入シ市稅トシテ徵收シ其總額ヲ府金庫ニ納ムヘシ郡部ノ分賦額ハ此法律ノ規定ニ依リ之ヲ徵收ス但市部議員ハ其徵收ニ關スル議事ニ參與シ及議決ニ加ハラサルモノトス此場合ニ於テ若議長副議長市部議員ナルトキハ郡部議員ニ於テ臨時議長ヲ互選スヘシ

第七十二條　市制施行ノ府縣ニ在テハ郡廳舍建築修繕費郡吏員給料旅費及廳費ハ市ヲ除キ其他ノ部分ノミヲシテ其負擔ニ任セシムヘシ

前項ノ府縣ニ在テハ其府縣ノ支出費目中市ト其他ノ部分ト利害ノ厚薄ヲ異ニシ均一ノ負擔ニ任セシムルコトヲ得サルモノアルトキハ其費目ニ限リ其一方ノ負擔ヲ增加スルコトヲ得但負擔ノ割合ハ府縣會ニ於テ之ヲ議決シ內務大臣ノ許可ヲ受クヘシ若之ヲ許可スヘカラスト認ムルトキハ內務大臣之ヲ確定ス

第一項ノ負擔ニ任セシメ及第二項ニ依リ一方ノ負擔ヲ增加スルハ賦課ノ稅率ヲ增加スルニ止メ其會計ヲ異ニスルコトヲ得ス但東京府京都府大阪府ニ在テハ前條ニ依ル

前項ニ依リ稅率ヲ增加スヘキ稅目ハ府縣會ノ議決スル所ニ依ル

第七十三條　府縣內ノ或ル部分ニ對シ特ニ利益アル土木事業ヲ起ストキハ府縣會ノ議決ニ依リ該部分ニ對シ通常府縣稅賦課ノ外其利益ノ厚薄ニ應シ特ニ夫役現品ヲ增課スルコトヲ得

第九十條　左ノ事件ニ關スル府縣會ノ議決ハ內務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

二　地租四分ノ一ヲ超過スル府縣稅ヲ土地ニ賦課スル事

第九十一條　左ノ事件ニ關スル府縣會ノ議決ハ內務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

二　第七十二條第二項ニ依リ市若ハ其他ノ部分ノ負擔ヲ增加スル事

三　第七十三條ニ依リ府縣內ノ或ル部分ニ對シ特ニ夫役現品ヲ增課スル事

第九十五條　此法律施行ノ後ハ市制第百二十二條第三ニ定ムル附加稅徵收ノ許可ハ東京市京都市大阪市ニ在テハ地租七分ノ三、二五（二十八分ノ十三）其他ノ市ニ在テハ其七分ノ一、五（十四

分ノ三）ヲ超過スルトキ之ヲ要スルモノトス

府縣制は之と同時に公布せられたる郡制竝に市制の施行せられたる府縣に限り施行するものとせられ、又郡制は町村制の施行せられたる府縣に施行し、而も其の施行の時期は府縣知事の具申に依り內務大臣之を定むるものと定められしが、右郡制の施行は其の準備の爲に多くの歲月を要せし爲め從つて府縣制の實施を遲延せしめ、明治二十四年中に於て府縣制の實施せられしものは僅に十縣に過ぎずして、其の餘は多く三十年以後に係り、全國實施を終りしは實に明治三十二年なりき。尙府縣制の實施に右の如く多くの時日を要せし爲め、此の間に於ける過渡的施設として明治二十九年三月法律第六十二號を公布し、府縣制未施行の府縣に於て臨時土木費を要し地方稅の負擔に堪へ難き場合に於ては、府縣知事は府縣會の議決を經、內務大藏兩大臣の認可を得て三十箇年以內の償還期限を以て公債を起し又は借入金を爲し、或は又地租三分の一を超過する地方稅を土地に賦課することを得るものとし、以て府縣制施行の府縣との間に權衡を得せしめたり。

明治二十七八年日淸戰役後に於ける財政の膨脹に處するが爲め、政府は地方稅中の營業稅及雜種稅の一部を國稅に移すことと爲し、明治二十九年三月法律第三十三號を以て新に營業稅法を公布し翌三十年一月一日以後之を實施せしが、右營業稅法の制定に依り、物品販賣業、銀行業等二十四種の營業に對して新に國稅を賦課することと爲すと共に、此等國稅以外の營業に對しては舊に依り地方稅又は府縣稅を課するを許し、且他方に於て從來の國稅中國稅に適せざるもの又は營業稅法と重複するもの八種を廢止して之を府縣の財源に移すと共に、右國稅營業稅に對しては、府縣は其の十分の二以內の附加稅を課するの外、同一の營業に對し地方稅又は府縣稅を課するを得ざるものと定めたり。

玆に於て府縣稅の國稅附加稅は地租割及營業稅割の二種を存することとなれり。爾後國家の財政益〻膨脹し歲入增加の急愈〻大となるに伴ひ、政府は明治三十一年十二月に至り法律第三十二號を以て地租條例に改正を加へ、明治三十二年分より同三十六年分迄市街宅地に於て地價百分の二·五、其他に於て地價十分の八の地租增徵を行ふことと爲せしが、此の臨時增徵分に對して地方稅の附加を許すことは穩當ならざるを以て、明治三十二年三月法律第四十三號を公布し、右特別增徵の地租には府縣稅又は市町村稅を賦課することを得ざるものと爲したり。

尋いで明治三十二年三月法律第六十四號を以て府縣制の全部を改正せしが、右改正府縣制は主として舊法の不備を補ひしに止まるものにして、府縣稅に關する規定に就ても何等著しき改正を加ふることなかりしと雖も、唯〻地租附加稅に就ては累年地方財政膨脹の趨勢に鑑み其の制限率に緩和を加へ、從來本稅四分の一の制限なりしを改めて三分の一と爲し、此の制限を超過する場合に於て始めて主務大臣の許可を要するものと定めたり。而も府縣制は地租附加稅に關する右の制限は、法律勅令中別段の規定ある場合は此の限に非ざるものと規定せしを以て、之に基き同年六月勅令第三百十五號を以て本稅二分の一迄の課稅は主務大臣の許可を要せざることと爲し、玆に府縣の地租附加稅課稅の制限を從來の二倍に擴張したり。此の再度に亙る制限率の緩和は、日淸戰後に於ける府縣費の累增に伴ひ制限外課稅の申請頻々たるに應ぜんとせしものに外ならず。今改正府縣制中府縣稅に關係ある條項を抄錄すれば左の如し。

府縣制（明治三十二年三月十六日法律第六十四號）（抄錄）

第百三條　府縣稅及其ノ賦課徵收方法ニ關シテハ法律ニ規定アルモノヲ除ク外勅令ノ定ムル

所ニ依ル

府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ市町村ニ分賦スルコトヲ得

第百四條　府縣內ニ住所ヲ有スル者ハ府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百五條　三箇月以上府縣內ニ滯在スル者ハ其ノ滯在ノ初ニ遡リ府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百六條　府縣內ニ住所ヲ有セス又ハ三箇月以上滯在スルコトナシト雖府縣內ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ若ハ使用シ又ハ營業所ヲ定メテ營業ヲ爲シ又ハ府縣內ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ行爲ニ對シテ賦課スル府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ其ノ法人タルトキ亦同シ但シ國ノ事業若ハ行爲ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第百七條　納稅者ノ府縣外ニ於テ所有シ若ハ使用スル土地家屋物件又ハ府縣外ニ於テ營業所ヲ定メタル營業ヨリ生スル收入ニ對シテハ府縣稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

住所滯在一府縣以上ニ涉ル者ノ收入ニ對シ府縣稅ヲ賦課スルトキハ其ノ收入ヲ各府縣ニ平分シ其ノ一部ニノミ賦課スヘシ但シ土地家屋物件又ハ營業所ヲ定メタル營業ヨリ生スル收入ハ此ノ限ニ在ラス

第百八條　一府縣以上ニ涉リ營業所ヲ定メテ營業ヲ爲シ且其ノ本稅ヲ分別シテ納メサル者ニ對シ關係府縣ニ於テ營業稅ノ附加稅ヲ賦課スルトキハ關係府縣知事協議ノ上其ノ步合ヲ定メ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ若協議調ハサルトキハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第百九條　府縣稅賦課ノ細目ニ係ル事項ハ府縣會ノ議決ニ依リ關係市町村會ノ議決ニ付スルコトヲ得

市町村會ニ於テ府縣會ノ議決ニ依リ定マリタル期限內ニ其ノ議決ヲ爲ササルトキ若ハ不適當ノ議決ヲ爲シタルトキハ府縣參事會之ヲ議決スヘシ

第百十條　府縣稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノニ關シテハ法律勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除ク外市町村稅ノ例ニ依ル

第百十一條　府縣內ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事件ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

第百十二條　府縣ハ其ノ必要ニ依リ夫役及現品ヲ府縣內一部ノ市町村其ノ他公共團體若ハ一部ノ納稅義務者ニ賦課スルコトヲ得但シ學藝美術及手工ニ關スル勞役ヲ課スルコトヲ得ス」

夫役及現品ハ急迫ノ場合ヲ除ク外金額ニ算出シテ賦課スヘシ

夫役ヲ課セラレタル者ハ其ノ便宜ニ從ヒ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得

又夫役及現品ハ急迫ノ場合ヲ除ク外金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第百十三條　府縣稅ノ減免若ハ納稅ノ延期ハ特別ノ事情アル者ニ限リ府縣參事會ノ議決ヲ經テ之ヲ許スコトヲ得

第百三十三條　左ニ揭クル事件ハ內務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

五　第百十二條ニ依リ夫役及現品ヲ賦課スル事但シ急迫ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百三十四條　左ニ揭クル事件ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

二　地租三分ノ一ヲ超過スル附加稅ヲ賦課スル事但シ法律勅令中別段ノ規定アル場合ハ此

ノ限ニ在ラス

第百三十七條　此ノ法律ハ明治二十三年法律第三十五號府縣制ヲ施行シタル府縣ニハ明治三十二年七月一日ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ府縣ニ關スル施行ノ時期ハ府縣知事ノ具申ニ依リ內務大臣之ヲ定ム

第百四十一條　明治二十三年法律第八十八號府縣稅徵收法及地方稅ニ關スル從前ノ規定ハ此ノ法律ニ依リ變更シタルモノヲ除ク外勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルマテ其ノ效力ヲ有ス

右改正府縣制の公布に引續き同年六月勅令第二百七十六號を以て府縣に對し其の全部又は一部の地に於ける家屋に對し家屋稅を賦課することを許し、又同月勅令第三百十五號を以て、前述の如く府縣の地租附加稅の課稅制限を緩和し、更に同月勅令第三百十六號を以て、府縣制第百三條第二項及第百十一條の規定に基き、市町村分賦竝に不均一賦課の準則を定めたり。今順次此等勅令の規定を掲ぐれば左の如し。

(一)勅令第二百七十六號(明治三十二年六月十七日)

府縣ハ其ノ府縣ノ全部若ハ一部ノ地ニ於ケル家屋ニ對シ家屋稅ヲ賦課スルコトヲ得但シ家屋稅賦課ノ地ニ於テハ戶數割ヲ賦課スルコトヲ得ス

前項ニ依リ新ニ家屋稅ヲ賦課セントスルトキハ府縣會ノ議決ヲ經內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ

附　則

本令ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

(二)勅令第三百十五號(明治三十二年六月二十九日)(抄錄)

左ニ掲クル事項ハ主務大臣ノ許可ヲ要セス但シ郡ニ於テハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

四　其ノ府縣ニ於テ從來賦課シタルモノト同種類ノ夫役現品ノ賦課ニ關スル件

八　地租二分ノ一以下ノ附加稅ノ賦課ニ關スル件

(三)勅令第三百十六號(明治三十二年六月二十九日)

第一條　府縣ハ臨時少額ノ費用ノ爲特ニ賦課徵收ヲ爲スヲ要スル場合ニ於テハ其ノ費用ヲ府縣內市町村ニ分賦スヘキ費用ノ限度ハ內務大臣之ヲ定ム(明治三十二年六月內務省令第二十九號ヲ以テ右費用ノ限度ハ當該年度ノ府縣稅既定額ノ十分ノ一ト定ム)

第一項分賦ノ割合ハ豫算ノ屬スル年度ノ前前年度ニ於ケル市町村ノ直接國稅府縣稅ノ徵收額ニ依ル但シ本條ノ分賦方法ニ依リ難キ事情アルトキハ府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經內務大臣ノ許可ヲ得テ特別ノ分賦方法ヲ設クルコトヲ得

第二條　市部會郡部會ヲ設ケタル府縣ニ於テハ府縣會ノ議決ヲ經テ其ノ市部ニ屬スル部分ヲ市ニ分賦スルコトヲ得

第三條　法律命令中別ニ規定アルモノヲ除ク外市部會郡部會ヲ設ケタル府縣ニ於テハ府縣ノ費用ヲ以テ支辨スヘキ事件ニシテ其ノ市部ト郡部ト利益ノ程度ヲ異ニシ均一ノ賦課ヲ爲シ難キ事情アルトキハ其ノ費用ニ限リ不均一ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

附　則

第四條　本令ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

明治三十二年三月法律第七十七號を以て罹災救助基金法を制定し、非常災害に罹れる者を救助する爲に各府縣に罹災救助基金を設置せしむることと爲せしが、此の救助基金の貯蓄の爲に府縣が直接國稅の附加稅を徵收する場合に於ては、他の法律に依る制限の外百分の三以內の附加稅を課することを得るものと定めたり。斯くて府縣は府縣稅として地租及營業稅に對して附加稅を課すると共に、罹災救助基金貯蓄の爲め地租營業稅及所得稅の三直接國稅に對して特別稅を課することを得ることとなれり。爾後府縣稅に就ては何等記述すべきことなくして日露開戰の時に至れり。

尙府縣稅の徵收に關しては明治二十三年府縣制の制定と共に同年十月法律第八十八號を以て府縣稅徵收法を公布し、府縣稅の徵收は市町村をして之が徵收に當らしむると共に、府縣は之に對し地租附加稅を除くの外徵收金額の百分の四を其の市町村に交付すべきものと定めしが、明治三十二年三月府縣制改正の結果、府縣稅及其の賦課徵收方法に關しては法律の規定あるものを除くの外勅令の定むる所に依ることとなり、之に基き翌三十三年三月勅令第八十一號を以て左の如く府縣稅の徵收方法に關する規定を公布したり。右は前記府縣稅徵收法と大體に於て其の內容を同じくするものにして、本勅令公布の結果府縣稅徵收法は改正府縣制の規定に依り自然消滅に歸したり。

勅令第八十一號（明治三十三年三月三十日）

第一條　市町村ハ其ノ市町村內ノ府縣稅ヲ徵收シ之ヲ府縣ニ納入スルノ義務ヲ負フ

前項府縣稅ノ徵收ニ關シテハ地租ノ附加稅ヲ除クノ外徵收金額百分ノ四ヲ其ノ市町村ニ交付スヘシ

第二條　市町村ハ避クヘカラサル災害ニ因リ既收ノ稅金ヲ失ヒタルトキハ其ノ稅金納入義務ノ免除ヲ府縣知事ニ申請スルコトヲ得

第三條　府縣知事前條ノ申請ヲ受ケタルトキハ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル翌日ヨリ起算シ十四日以內ニ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

前項ノ決定ニ關シテハ府縣知事ヨリモ亦訴願ヲ提起スルコトヲ得

第四條　府縣稅ヲ徵收セムトスルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ハ市町村ニ對シ徵稅令書ヲ發シ市町村長ハ徵稅令書ニ依リ徵稅傳令書ヲ調製シ之ヲ納稅人ニ交付スヘシ

府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ハ直ニ納稅人ニ對シ徵稅令書ヲ發スルコトヲ得」

納稅人ニ於テ徵稅令書又ハ徵稅傳令書ノ受領ヲ拒ミタルトキ又ハ納稅人ノ所在知レサルトキハ徵稅令書又ハ徵稅傳令書ヲ發シタル行政廳ニ於テ其ノ令書又ハ傳令書ノ要領ヲ公示スルヲ以テ之ヲ交付シタルモノト看做ス

第五條　徵稅傳令書ヲ受ケタル納稅人ハ其ノ稅金ヲ市町村ノ收入役ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ス

徵稅令書ヲ受ケタル納稅人ハ其ノ稅金ヲ府縣金庫ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ス

市町村ハ其ノ徵收シタル府縣稅ヲ府縣金庫ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ得テ稅金納入ノ義務ヲ了ス

第六條　徵稅傳令書ヲ受ケタル納稅人ニ於テ納期ヲ過キ稅金ヲ完納セサルトキハ市町村長ハ其ノ滯納ノ稅目、金額及滯納人ノ住所氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記載シ之ヲ徵稅令書ヲ發シタル官吏吏員ニ報告スヘシ

第七條　納稅人ニ於テ滯納處分、强制執行又ハ家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケタルトキハ徵稅令書又ハ徵稅傳令書ヲ交付シタル府縣稅ニ限リ納期前ト雖之ヲ徵收スルコトヲ得法人ノ解散シタルトキ亦同シ

第八條　府縣稅ノ徵收期ハ府縣知事之ヲ定ム

第九條　市制町村制ヲ施行セサル地ニ於ケル府縣稅ノ徵收ニ關シテハ本令ノ規定ヲ準用ス其ノ準用シ難キ事項ハ內務大臣ノ許可ヲ得テ府縣知事之ヲ定ム

第十條　本令ニ關スル細則ハ府縣知事之ヲ定ム

附・則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本勅令ハ爾後其ノ一部ニ追加改正ヲ加ヘラレシノミニテ引續キ實施セラレシガ、大正十五年六月府縣制施行令ノ制定セラルルニ及ビテ同令附則ヲ以テ廢止セラレタリ。

尙北海道ハ其ノ沿革上及地理上內地ト事情ヲ異ニシ、府縣制制定ノ後ト雖モ其ノ適用ノ範圍外ニ置カレシガ、明治三十四年三月ニ至リ法律第三號ヲ以テ北海道地方費法ヲ制定公布シ、北海道地方費ハ北海道地方稅其ノ他地方費ニ屬スル收入ヲ以テ之ヲ支辨シ、而シテ北海道地方稅ノ稅目ハ反別割及水產稅ノ外ハ府縣稅ニ關スル規定ヲ準用スルコトト定メ、其ノ他北海道地方稅ノ賦課徵收ニ關シテモ別段ノ規定ヲ設クルモノノ外ハ府縣稅ニ關スル規定ヲ準用スルコトト定メ、今北海道地方費法中北海道地方稅ニ關スル規定ヲ抄錄スレバ左ノ如シ。

北海道地方費法（明治三十四年三月二十八日法律第三號）（抄錄）

第一條　北海道地方費ハ北海道地方稅其ノ他地方費ニ屬スル收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第二條　北海道地方稅ノ稅目ハ左ニ揭クルモノノ外府縣稅ニ關スル規定ヲ準用ス

一　反別割

二　水產稅

第三條　反別割ハ地租附加稅ヲ賦課セサル土地ノ所有者ニ之ヲ賦課ス但シ其ノ土地ノ民有ニ歸シタル年ノ翌年ヨリ二年間及屯田兵土地給與規則ニ依リ給與シタル土地ニ對シテハ現役中之ヲ賦課セス

第四條　水產稅ハ水產物ノ採取又ハ製造ヲ營業ト爲ス者ニ之ヲ賦課ス（明治四十年三月法律第三號ヲ以テ「營業ト爲ス者」ノ下ニ「及水產物ノ採取ニ關スル漁業權ヲ享有スル者」ヲ加フ）

第五條　地租二分ノ一ヲ超過スル附加稅ヲ賦課セムトスルトキハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ但シ法律勅令中別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條　戶數割ハ北海道移住民ニシテ主トシテ耕作又ハ牧畜ノ事業ニ引續キ從事シ移住ノ日ヨリ三年ヲ經過セサル者ニハ之ヲ賦課セス

第七條　勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノノ外北海道地方稅ノ賦課徵收ニ關スル事項ニ付テハ府縣稅ニ關スル規定ヲ準用ス但シ其ノ規定中府縣參事會ノ職務ハ北海道廳長官之ヲ行

ヒ市町村又ハ市町村會トアルハ區町村又ハ區町村會及之ニ準スヘキモノニ該當ス

第十一條　本法ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條　北海道水產稅及北海道地方稅ニ關スル從前ノ規定ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス但シ廢止前ノ事實ニ對スル北海道地方稅ノ賦課徵收及廢止前已ニ賦課シタル北海道地方稅ノ徵收ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第十三條　北海道地方稅ニ關スル從前ノ規定ニ依リ其ノ廢止前已ニ賦課シタル事實ニ對シテハ本法ニ依リ地方稅ヲ課セス

又沖繩縣及小笠原島に在りても內地と各般の事情を異にし、內地と同樣の制度を布くことを得ざるものあるを以て、府縣制公布の後も同縣に對しては之を適用せざることと爲し、明治二十三年五月法律第三十七號を以て、沖繩縣及小笠原島の地方經濟に屬する費用は同地方人民の負擔するものを除くの外、從前の通り國庫より之を支辨するものと定めたり。此の中沖繩縣に就ては後明治四十二年四月以降府縣制施行せらるるに至りしと雖も、小笠原島に就ては引續き大正末年に至る迄何等の變更なかりしものとす。

第三款　郡費分賦金

郡は明治二十三年郡制公布以前に在りては府縣の下に於ける單なる行政區劃に過ぎざりしが、明治二十三年五月府縣制と同時に郡制公布せらるるに及び、茲に郡は府縣と町村との間に於ける一の自治體として認めらるることとなれり。然れども郡制は郡に對して府縣又は市町村に對するが如く其の課稅權を認むることなく、單に郡は其の支出に係る經費に就き、郡有財產より生ずる收入其の他雜收入を以て之に充つるの外、郡內の各町村に對して之を分賦するを得るものとし、各町村は右分賦額を町村の豫算に編入して町村稅として徵收するものと定めたり。今郡制中右分賦金に關する條項を抄錄すれば左の如し。

郡制（明治二十三年五月十七日法律第三十六號）（抄錄）

第六十二條　郡ノ支出ニ充ツル費用ハ郡有財產ヨリ生スル收入其他雜收入ヲ以テ充ツルモノノ外ハ郡內各町村ニ分賦ス各町村分賦ノ割合ハ各町村前年度ノ直接國稅府縣稅ノ徵收額ニ據ル

各町村分賦ノ額ハ各町村ニ於テ之ヲ町村ノ豫算ニ編入シ町村稅トシテ徵收シ其總額ヲ郡金庫ニ納ムヘシ

第六十三條　郡內ノ或ル部分ニ對シ特ニ利益アル土木事業ヲ起ストキハ郡會ノ議決ニ依リ該部分ノ町村ニ對シ通常分賦額ノ外其利益ノ厚薄ニ應シ特ニ夫役現品ヲ增課スルコトヲ得

第八十二條　左ノ事件ニ關スル郡會ノ議決ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

二　第六十三條ニ依リ郡內ノ或ル部分ニ對シ特ニ夫役現品ヲ增課スル事

第八十八條　此法律施行ノ後ハ町村制第百二十六條第三ニ定ムル附加稅徵收ノ許可ハ地租七分ノ一、五（十四分ノ三）ヲ超過スルトキ之ヲ要スルモノトス

明治三十二年三月府縣制の改正と同時に法律第六十五號を以て郡制の全部を改正せしが、其の分賦金及夫役現品等の賦課に關しては多く舊法と異る所なかりき。今郡制中此等に關係ある條項を

抄錄すれば左の如し。

郡制（明治三十二年三月十六日法律第六十五號）（抄錄）

第八十九條　郡ハ其ノ必要ナル費用及法律勅令ニ依リ郡ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

前項ノ負擔ハ財產ヨリ生スル收入及其ノ他ノ收入ヲ以テ充ツルモノノ外之ヲ郡內各町村ニ分賦スヘシ

第九十條　郡費分賦ノ割合ハ其ノ豫算ノ屬スル年度ノ前前年度ニ於ケル各町村ノ直接國稅府縣稅ノ徵收額ニ依ル但シ本條ノ分賦方法ニ依リ難キ事情アルトキハ郡長ハ郡會ノ議決ヲ經內務大臣ノ許可ヲ得テ特別ノ分賦方法ヲ設クルコトヲ得

第九十一條　郡內ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事件ニ關シテハ內務大臣ノ定ムル所ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲スコトヲ得

第九十二條　郡ハ其ノ必要ニ依リ夫役及現品ヲ郡內一部ノ町村ニ賦課スルコトヲ得但シ學藝美術及手工ニ關スル勞役ヲ課スルコトヲ得ス

夫役及現品ハ急迫ノ場合ヲ除ク外金額ニ算出シテ賦課スヘシ

夫役又ハ現品ヲ賦課セラレタル町村ハ急迫ノ場合ヲ除ク外金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第百二十條　此ノ法律ハ明治二十三年法律第三十六號郡制ヲ施行シタル府縣ニハ明治三十二年七月一日ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ府縣ニ關スル施行ノ時期ハ府縣知事ノ具申ニ依リ內務大臣之ヲ定ム

後明治三十五年四月に至り法律第四十號を公布し、右郡制第九十條に依りて郡費分賦の割合を定むるに當り、尙該年度の直接國稅府縣稅の徵收額前々年度に比し四分の一以上を增減すべき事故を生じたる町村あるときは、其の增減額を加除したる額を以て割合を定むべきものと規定したり。

郡費分賦金の制度に關しては爾後何等の變更もなくして引續き實施せられ、以て大正十年四月郡制廢止（法律第六十三號。大正十二年四月一日より實施）の時に至れり。

第四節　日露戰時及戰後の地方稅

第一款　非常特別稅の徵收と地方稅の制限

明治三十七年露國と戰端を開くや、政府は其の軍費の支辨に充つる爲め同年四月法律第三號を以て非常特別稅法を制定し、各種の租稅に對して非常增徵を課することと爲し、玆に國民の負擔は急激に增加することとなりしが、他方に於て地方稅に在りても累年地方費膨脹の結果既述の如く屢〻附加稅の制限を緩和せられ、此の方面に於ける國民の負擔は既に甚だ輕からざるものあり、地方費の節減を唱ふる聲は當時に於て漸く旺ならんとしたり。玆に於て政府は右の如く非常特別稅として國稅の增徵を行はんとするに當りては、他面地方財政を緊縮して國稅附加稅の制限を嚴重にすることに依り、國庫に增徵するも地方に輕減する所あらしめ、結局納稅者をして甚しき負擔の激增を受けしめざるの方針を採り、非常特別稅法中に於て地方稅制限に關する規定を設けたり。卽ち之に依れば先づ地租・所得稅・營業稅の非常增徵額に對しては絕對に附加稅を課することを禁じ、更に地租に對して

は道府縣は本稅十分の五、其の他の公共團體は同十分の三以上の附加稅を課することを得ざらしめ、更に營業稅又は所得稅に對しては何れも其の百分の三十を超過する附加稅を課することを得ざらしめたり。右地方稅制限規定の中最も主要なるは地租附加稅に關するものにして、卽ち政府は道府縣市町村等の地租附加稅中より一千萬圓を輕減せしめんことを標準として、豫め一千萬圓を明治三十三年度全國道府縣市町村の地租附加稅に按分して之を控除し、其の殘額と地租との比例を算出することに依り、附加稅の制限率を十分の五又は十分の三と定めしものなり。而して斯くの如く附加稅に絕對の制限を設くるときは、公共團體が負債元利の償還、災害復舊等已むを得ざる經費を要する場合に於て甚しき支障を生ずべきが故に、斯くの如き場合に對しては特に主務大臣の許可を得て制限外の課稅を許すこととせり。今非常特別稅法中地方稅の制限に關する規定を掲ぐれば左の如し。

非常特別稅法（明治三十七年四月一日法律第三號）（抄錄）

第二十二條　北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以內ノ地租附加稅又ハ段別割ヲ課スルノ外土地ニ對シテ課稅スルコトヲ得ス

一　北海道、府縣、北海道ノ區、一級町村及二級町村、沖繩縣ノ區及間切島

附加稅ノミヲ課スルトキ　地租　十分ノ五

段別割ノミヲ課スルトキ　一段歩ニ付平均金四十錢

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テ段別割ノ總額ハ總段別地租額ノ十分ノ五ト附加稅總額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

二　其ノ他ノ公共團體

附加稅ノミヲ課スルトキ　地租　十分ノ三

段別割ノミヲ課スルトキ　一段歩ニ付平均金四十錢

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テ段別割ノ總額ハ總段別地租額ノ十分ノ三ト附加稅總額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

北海道、府縣以外ノ公共團體ハ營業稅又ハ所得稅百分ノ三十ヲ超過スル附加稅ヲ課スルコトヲ得ス

第二條ニ依ル地租、營業稅及所得稅ノ增徵額ニ對シテハ附加稅ヲ課スルコトヲ得ス

府縣費ヲ市町村ニ分賦シタル場合ニ於テハ其ノ金額以內ニ限リ市町村ハ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ第一項又ハ第二項ノ制限ヲ超過シテ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

明治三十六年度以前ニ起シタル負債ノ元金償還及利子仕拂ノ爲若ハ非常ノ災害ニ因リ復舊工事ノ爲費用ヲ要シ又ハ其ノ費用ノ分賦ヲ受ケタル場合ニ於テ特ニ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ第一項又ハ第二項ノ制限ヲ超過シテ附加稅又ハ段別割ヲ課シ若ハ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

北海道ノ宅地及海產干場ニ付テハ特ニ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受クルトキハ第一項ノ制限ヲ超過シテ附加稅又ハ段別割ヲ課シ若ハ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

水利ノ爲ニ費用ヲ要スル場合ニ於テ特ニ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ第一項ノ制限ヲ超過シテ附加稅又ハ段別割ヲ課シ若ハ附加稅及段別割ヲ併課スルコトヲ得

第一項及第二項ノ制限ハ特ニ賦課率ヲ定メタル特別法令ノ適用ヲ妨ケス

附　則

第二十三條　第二十二條ノ課稅制限ハ明治三十七年度分ヨリ之ヲ適用ス（第三項）

北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ノ稅目又ハ稅率ニシテ本法ノ規定ニ牴觸スルモノハ其ノ牴觸ノ部分ニ限リ其ノ效力ヲ失フ（第四項）

第二十七條　平和克復ニ至リタルトキハ其ノ翌年末日限本法ヲ廢止ス

而して政府は右の如き地方稅制限の趣旨の貫徹を圖るが爲め、非常特別稅法の發布前に於て明治三十七年二月十日地方長官會議を召集して大藏大臣は右の方針を訓示すると共に、更に內務省地方局長は右方針に基きて同月十五日各地方長官に對して通牒を發し、尋いで非常特別稅法の公布せらるるに及びて、四月七日內務省地方局長、大藏省主稅局長及理財局長の名を以て各地方長官に對し右法律中地方課稅制限規定の趣旨に關して通牒を發したり。此等通牒の全文は既に本編第一章中に揭載せしを以て玆には之を省略す（第一章第二節第一款參照）。

翌明治三十八年一月法律第一號を以て非常特別稅法を改正し、各種の租稅に對し更に第二次の增徵を課せしが、右改正法律は前揭第二十二條（地方稅制限に關する規定）第三項に對しても改正を加へ、新に鑛區稅に就ても營業稅及所得稅と同樣、其の增徵分に對しては附加稅を課することを得ざらしめたり。蓋し鑛業稅の一種たる鑛區稅は、既に非常特別稅法の規定に依り第一次及第二次の增徵を課せられたりしが、後述の如く明治三十八年三月鑛業法制定せられ、鑛業稅に對して府縣稅及市町村稅の附加を許すことと爲せしを以て、玆に其の增徵分に對する課稅を禁止せしなり。

今左に非常特別稅徵收の前後に於ける國稅及國稅附加稅額の消長を比較對照し、以て地方稅制限に關する實際の成績を示さんとす。

種別	三十六年度	三十七年度	三十六年度に比し三十七年度の增減	三十八年度	三十六年度に比し三十八年度の增減
國稅	六一、七三一、五二三円	九〇、五七四、九九一円	增 二八、八四三、四六八円	一二五、五三七、九五六円	增 六三、八〇六、四三三円
道府縣稅	二四、七七七、七三六	一八、八八二、六九六	減 五、八九五、〇四〇	一九、三三一、六三五	減 五、四四六、一〇一
市町村稅	二四、一五〇、五六九	一六、六二九、一一〇	減 七、五二一、四五九	一七、一五四、三四九	減 六、九九六、二二〇
合計	一一〇、六五九、八二八	一二六、〇八六、七九七	增 一五、四二六、九六九	一六二、〇二三、九四〇	增 五一、三六四、一一二

（備考）一、國稅は地租、所得稅及營業稅の賦課額とす。

二、道府縣稅は地租附加稅、段別割（北海道地方費法に依る）及營業稅附加稅とす。

三、府縣稅として所得稅附加稅を賦課せるものあるも、罹災救助基金法に依るものなるを以て之を除きたり。

四、市町村稅の項には市町村稅の外普通水利組合及水害豫防組合の課稅を包含す。

五、前項市町村其他の公共團體の課稅は地租附加稅、段別割、所得稅附加稅及營業稅とす。

更に國稅附加稅の各種目に就き非常特別稅法制定の前後の狀況を比較すれば左の如し。

種別	三十六年度	三十七年度	三十六年度に比し三十七年度の增減	三十八年度	三十六年度に比し三十八年度の增減
地租附加稅 道府縣稅	二三、七〇二、四五五円	一七、七二八、〇四八円	減 五、九七四、四〇七円	一八、一六三、四三三円	減 五、五三九、〇二二円
地租附加稅 市町村稅	一八、二〇一、五一四	一二、二六二、一四二	減 五、九三九、三七二	一二、五九四、九〇四	減 五、六〇六、六一〇
地租附加稅 計	四一、九〇三、九六九	二九、九九〇、一九〇	減 一一、九一三、七七九	三〇、七五八、三三七	減 一一、一四五、六三二
營業稅附加稅 道府縣稅	一、〇七五、二八一	一、一五四、六四八	增 七九、三六七	一、一六八、二〇二	增 九二、九二一
營業稅附加稅 市町村稅	三、二〇五、六〇二	二、三九〇、二二九	減 八一五、三七三	二、三六五、三一七	減 八四〇、二八五
營業稅附加稅 計	四、二八〇、八八三	三、五四四、八七七	減 七三六、〇〇六	三、五三三、五一九	減 七四七、三六四

所得稅附加稅	二、七四三、四五三	円	一、九七六、七三九	円	減
合計	四八、九二八、三〇五		三五、五一一、八〇六		減
	七六、七一四	円	二、一九四、一二八	円	減
	一三、四一六、四九九		三六、四八五、九八四		減
	五四九、三二五	円			
	一二、四四二、三二一				

（備考）一、地租附加稅中には段別割を包含す。
二、所得稅附加稅は市町村稅のみとす。

以上の諸表に依りて之を觀れば、明治三十六年度に於ける國稅附加稅の總額は四千八百九十二萬餘圓に上りしに反し、三十七年度の總額は三千五百五十一萬餘圓にして、前年度より千三百四十一萬餘圓を減少し、又三十八年度の總額は三千六百四十八萬餘圓にして、三十六年度より減ずること約千二百四十四萬圓に達したり。日露戰時に於ける地方稅制限に關する政府の方針は既述の如く地租附加稅に對する制限を主とし、之に就きて約一千萬圓の輕減を圖らんとするに在りしものなるが、右表に於ける成績を見るときは、地方稅制限に關する政府の施設は豫期以上の效果を擧げしものと稱することを得べきなり。

第二款　地方稅制限に關する法律の制定及改正

第一項　地方稅の制限に關する調査

前述の如く政府は日露戰役に際し非常特別稅の徵收に當りて、地方財政緊縮の爲め國稅附加稅に對して嚴重なる制限を設けしが、戰役終局の後政府は戰後經營の爲に要する經費支辨の爲め、第二十二回帝國議會の協贊を經て、明治三十九年三月法律第七號を以て非常特別稅法中同法の存續期限に關する規定を削除せしを以て、玆に同法は實際上恒久的立法と化するに至れり。然るに他方戰後に於ける國運の發展に伴ひ地方に於ける各種經濟的又は文化的の施設經營は益〻擴張を必要とするに至りしが、地方經濟の主要財源たる國稅附加稅は右の嚴重なる制限の下に在りて、各地方共殆んど皆法定制限の極限に達し、到底右の如き要求を充すことを得ざるの狀況に在りたり。斯くて强ひて右の制限を固守するときは、地方民力發展の途を杜絕し、地方團體の發達を阻害するの虞ありしを以て、玆に國稅附加稅の制限緩和の問題は、戰後に於ける租稅整理に關する重要なる一部門を成すに至れり。而して政府は前記第二十二議會に非常特別稅法の繼續法案を提案するに際し、二箇年を期して稅制整理の調査を行ふ旨を言明せしを以て、之に基き明治三十九年四月大藏省內に稅法審査委員會を設置し、大藏部內の官吏を委員に任命して租稅整理の調査に當らしめしが、同委員會は上述の趣旨に依り國稅整理に關する調査と同時に國稅附加稅の制限に關する調査を遂げたる後、其の制限に就き多少の緩和を圖ることを必要と認め、大要左の如き內容を以て地方稅制限に關する特別法を制定することに決したり。

（一）國稅附加稅の制限は租稅整理後の國稅の稅率に對し左の割合とすること。

北海道、府縣	
地租	百分の二十五
營業稅	百分の十
所得稅	百分の五
市町村其の他の公共團體	

地　租　百分の十五
營業稅　百分の十五
所得稅　百分の十五

（二）內務・大藏兩大臣の認可を受けて起したる負債の元利償還、非常災害に因る復舊工事、水利、人畜傳染病豫防、害蟲驅除及豫防、小學敎員及巡査の俸給退隱料又は遺族扶助料支給等の爲め費用を要するときは、主務大臣の許可を受け、前項の制限を超過して課稅することを得ること。

（三）府縣に於て府縣費を市町村に分賦する場合に於ては、從來附加稅の制限に依らざるの例なりしと雖も、斯くては附加稅の制限を設くる趣旨に一致せざるを以て、此の場合に於ては府縣が其の分賦に依り賦課徵稅を省略すべき稅目及稅額を定め、其の土地に對する課稅及營業稅・所得稅の附加稅に相當する金額を府縣に對する制限金額より控除し、其の殘額を以て府縣の課稅制限と爲すこと。

（四）右と同時に、市町村に於て府縣費の分賦を受けたる場合に於ては、市町村に對する制限の外、府縣稅制限に達する迄附加稅を課することを得ること。

從來府縣に對しては、罹災救助基金法に依るの外は所得稅に對して附加稅を課することを許さず、僅に雜種稅中の特別稅として所得割なるものを徵するを許せしに過ぎざりしも、委員會は府縣に對しても所得稅の附加稅を許すことに依り、府縣に財源を與ふると同時に負擔の權衡を保たしむるを適當と認め、右の如く道府縣に對し始めて百分の五以內の所得稅附加稅を許すことと爲せしなり。

整明治四十年三月に至り政府は整理の愼重を期する爲め、更に官民の學識經驗者を委員とする稅法整理案審査會を設置し、稅法審査委員會の成案を原案として之に就き更に審議を加へしむることと爲せしが、唯地方稅制限の緩和に關しては、政府は緊急已むを得ざる事情あるものと認め、稅法整理案審査會に於ける調査の完了に至る迄の過渡的方法として、左の如き公共團體課稅の制限に關する法律案を明治四十年三月第二十三回帝國議會に提出したり。

北海道府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ特別ノ必要アル場合ニ限リ內務・大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ非常特別稅法第二十二條第一項及第二項ノ制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得

附　則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

衆議院は政府提案の趣旨を認めて異議なく之を可決せしと雖も、貴族院は各種租稅整理案は稅法整理案審査會の審査を經て、來議會に於て提出せらるべきを以て、地方稅制限緩和に關する問題も其の際併せて審議するを得べく、特に此の問題のみに關して斯くの如き過渡的法律を設くべき必要を見ずと爲して之を否決したり。

稅法整理案審査會は地方稅制限に關する稅法審査委員會の成案に就き愼重なる審議を行ひし結果、附加稅の制限率に關しては異議なく原案を是認したりと雖も、其の制限超過課稅の場合に關しては左の如く原案に修正を加ふることに決定したり。

（一）制限超過の課稅に關しては之を二段に區別し、內務・大藏兩大臣の認可を受けて起したる負債の元利償還、非常災害に因る復舊工事及水利の爲に費用を要するときは、主務大臣の許可を得て金額に制限なく課稅することを得せしめ、其の他の場合に於ては各制限金額の十分の四

以內の課稅に止むること。

原案に於て制限外課稅を許す場合として列擧したる事項は七項に止まるも、之に類似の場合は他にも頗る多く、而も其の一々の場合を列記せんとすれば結果に於て列擧主義採用の目的を沒却することとなるべきを以て、寧ろ列擧主義を廢して金額に於て最高制限を設くることと爲し、唯、公債償還、非常災害の復舊工事及水利の費用の如きは、最も緊要なるのみならず、通常多額を要するものなるが故に、此の三者に就ては金額の制限を置かず、必要に依り課稅せしむることと爲したり。

（二）制限超過の課稅を爲すには地租附加稅、營業稅附加稅及所得稅附加稅の三稅共に課稅制限に達したる場合に限ること。

三稅中制限額に達せざるものあるに拘らず、他の一稅又は二稅に對し制限外の課稅を爲すは、課稅制限の趣旨に反するのみならず、甚しく負擔の不公平を來すべく、殊に土地の大部分が他町村人の所有に係る場合の如き特に此の弊の顯著なるを見ればなり。

第二項　地方稅制限に關する法律の制定

政府は上述稅法整理案審査會の成案に係る地方稅制限に關する法律案を、他の租稅整理諸案と共に明治四十一年第二十四回帝國議會に提出せしが、衆議院は他の租稅整理案は總て之を否決せしと雖も、地方稅制限に關する法律案は特に急速實施を要する事情あるものと認めて、大體に於て政府の提案を是認し、唯、傳染病豫防の爲め費用を要するときは負債償還、災害復舊工事又は水利の爲め費用を要するときと同樣、普通制限額の十分の四以內に限らず制限外課稅を爲すを得ることに修正したり。貴族院は衆議院の修正を是認したる上、更に左記の如き修正を加へたり。

（一）附加稅は非常特別稅に依る增徵の分に對しては賦課することとし、其の代りに制限率を左の如く增加すること。

地租附加稅	北海道、府縣、沖繩縣の區及町村	百分の六十
	其他	百分の四十
營業稅附加稅	北海道、府縣	百分の二十五
	其他	百分の三十五
所得稅附加稅	北海道、府縣	百分の十
	其他	百分の三十五

貴族院修正の理由は、蓋し政府原案に於ける制限率は之と同時に提出せられたる他の租稅整理案を基礎として作製せられしものなりと雖も、右の諸案は既に衆議院に於て否決せられ又は政府之を撤回せしが故に、他日更に租稅整理案成立して非常特別稅の廢止せらるるに至るも之に應じて附加稅額は、從前の如く定率のみに賦課するを適當と認めしに依るものにして、其の制限率約一千萬圓を緩和する方針の下に改訂せしものなり。

（二）水利に要する費用の爲め制限外課稅を許すは、永久の利益となるべき事業に限ること。蓋し單に水利に要する費用と稱するときは、其の範圍甚だ廣汎となり、極めて些細なる一時的經費をも此の費目を以て支辨するの弊を生ずべきを慮りしものなり。

（三）十分の四以內の制限外課稅を許すの條項を削除し、負債償還、災害復舊工事及水利に要する費用の外は、全然制限外課稅を認めざること。

右は附加稅の制限に對し一時に急激なる緩和を與ふることは、結局に於て負擔增加を生ずべきを虞れしに依る。

斯くて兩院其の所見を異にしたるを以て、兩院協議會を開きて協議を遂げたる結果、貴族院の修正事項中、水利に要する費用の爲め制限外課稅を許すは永久の利益となるべき事業に限るとの條項を除き、又負債償還、災害復舊工事及水利に要する費用の外に制限外課稅を認めざる方針を改めて、制限金額の百分の十二以內迄は、費途に制限なく制限外課稅を許すことと爲し、其の他の點に關しては貴族院の修正を認めたり。茲に於て地方稅制限に關する法律は議會の協贊を經て明治四十一年三月法律第三十七號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三十七號（明治四十一年三月三十一日）

第一條　北海道、府縣其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以內ノ地租附加稅又ハ段別割ヲ課スルノ外土地ニ對シテ課稅スルコトヲ得ス

一　北海道、府縣、北海道ノ區、一級町村及二級町村、沖繩縣ノ區及町村

附加稅ノミヲ課スルトキ　地租百分ノ六十

段別割ノミヲ課スルトキ　一段歩ニ付　每地目平均金四十錢

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テハ段別割ノ總額ハ其ノ地目ノ地租額百分ノ六十ト附加稅額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

二　其ノ他ノ公共團體

附加稅ノミヲ課スルトキ　地租百分ノ四十

段別割ノミヲ課スルトキ　一段歩ニ付　每地目平均金四十錢

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テハ段別割ノ總額ハ其ノ地目ノ地租額百分ノ四十ト附加稅額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條　北海道、府縣其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以內ノ營業稅附加稅ヲ課スルノ外營業稅ヲ納ムル者ノ營業ニ對シ課稅スルコトヲ得ス

一　北海道、府縣　營業稅百分ノ二十五

二　其ノ他ノ公共團體　營業稅百分ノ三十五

第三條　北海道、府縣其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以內ノ所得稅附加稅ヲ課スルノ外所得稅ヲ納ムル者ノ所得ニ對シ課稅スルコトヲ得ス

一　北海道、府縣　所得稅百分ノ十

二　其ノ他ノ公共團體　所得稅百分ノ三十五

第四條　府縣費ノ全部ヲ市ニ分賦シタル場合ニ於テハ市ハ前三條ノ市稅制限ノ外其ノ分賦金額以內ニ限リ府縣稅ノ制限ニ達スル迄課稅スルコトヲ得

府縣費ノ一部ヲ市町村ニ分賦シタル場合ニ於テハ市町村ハ前三條ノ市町村稅制限ノ外其ノ分賦金額以內ニ限リ課稅スルコトヲ得但シ府縣ノ賦課額ト市町村ノ賦課額トノ合算額ハ府縣稅ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條　特別ノ必要アル場合ニ於テハ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ第一條乃至第三條ノ制限ヲ超過シ其ノ百分ノ十二以內ニ於テ課稅スルコトヲ得

左ニ揭クル場合ニ於テハ特ニ內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ前項ノ制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得

一　內務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケテ起シタル負債ノ元利償還ノ爲費用ヲ要スルトキ

二　非常ノ災害ニ因リ復舊工事ノ爲費用ヲ要スルトキ

三　水利ノ爲費用ヲ要スルトキ

四　傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スルトキ

前二項ニ依リ制限ヲ超過シテ課稅スルハ第一條乃至第三條ニ定メタル各稅目ニ對スル賦課カ各其ノ制限ニ達シタルトキニ限ル

前三項ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條　本法ノ附加稅ハ非常特別稅法ニ依ル增徵額ニ對シテハ之ヲ課スルコトヲ得ス

第七條　本法ノ規定ハ特ニ賦課率ヲ定メタル特別法令ノ適用ヲ妨ケス

附　則

本法ハ明治四十一年度ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中地租、營業稅及所得稅ノ地方稅制限ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

今右の改正制限率に依る稅額を舊制限率に依る稅額に比較すれば左表の如し。

稅目	公共團體	舊制限率	舊制限額	改正制限率	改正制限額	改正制限額の舊制限額に對する增
地租附加稅	北海道、府縣	百分の五十	一七、五〇一、一七二円	百分の六十	二一、〇〇一、四〇六円	三、五〇〇、二三四円
	北海道（沖繩縣）	百分の五十	一六九、〇三〇	百分の六十	二〇二、八三六	三三、八〇六
	市町村（其の他）	百分の三十	一〇、五六八、三一五、二八五	百分の四十	一三、八六五、七一三	三、四六六、四二八
	合計		二八、〇六九、四八七		三五、〇六九、九五五	七、〇〇〇、四六八
營業稅附加稅	北海道、府縣	百分の二十	一、五四七、〇一三	百分の二十五	一、九三三、七六六	三八六、七五三
	市町村	百分の三十	二、三二三、二八七	百分の三十五	二、七一〇、五〇一	三八七、二一四
	合計		三、八七〇、三〇〇		四、六四四、二六七	七七三、九六七
所得稅附加稅	北海道、府縣	—	—	百分の十	九一九、〇七一	九一九、〇七一
	市町村	百分の三十	二、七五七、二一五	百分の三十五	三、二一六、七五〇	四五九、五三五
	合計		二、七五七、二一五		四、一三五、八二一	一、三七八、六〇六
總計	北海道、府縣		一九、〇四八、一八五		二三、八五四、二四三	四、八〇六、〇五八
	市町村		一五、六四八、八一七		一九、九九五、八〇〇	四、三四六、九八三
	合計		三四、六九七、〇〇二		四三、八五〇、〇四三	九、一五八、〇四一

而して各公共團體が總て制限額の百分の十二迄の制限外課稅を爲すものとせば、其の超過額と制限額との合計は北海道及府縣に在りては二千六百七十一萬六千七百五十二圓、市町村に在りては二千二百三十九萬五千二百九十六圓、合計四千九百十一萬二千四十八圓なりとす。

第三項　地方稅制限に關する法律の改正

第一目　第一次改正

地方稅制限に關する法律は前述の如く帝國議會に於ける修正の結果、地租・營業稅及所得稅に對する附加稅の賦課を其の定率のみに限りたり。然るに明治四十三年一月に至り政府は第二十六回帝國議會に租稅整理諸案を提出し、各種租稅に關する非常特別稅を廢止し、之と定率とを合したるものを以て新に定率と定めんことを圖りしが、之に伴ひ此等國稅に對する附加稅の制限率も亦當然改正するの必要を生ぜしを以て、此等諸租稅整理案と共に地方稅制限に關する法律の改正案を提出したり。今其の改正の要綱を擧ぐれば左の如し。

（一）現行制限率に依る課稅金額を大體增減せざる範圍內に於て、租稅整理案に依る整理見込額を基礎とし、附加稅の制限率を左の如く改むること。

地租附加稅	北海道・府縣（沖繩縣を除く）・沖繩縣の區、町村	宅地千分の百三十三	
		其の他の土地千分の二百七十三	
	其の他の公共團體	宅地千分の八十九	
		其の他の土地千分の百八十二	
營業稅附加稅	北海道・府縣	百分の十一	
	其の他の公共團體	百分の十五	
所得稅附加稅	北海道・府縣	百分の五	

（二）地租附加稅に關し左の如く改むること。

（イ）地租附加稅の制限率を宅地と宅地以外の土地とに依り區別すること。

蓋し地租附加稅の制限率の合計額に對する定率の割合は、宅地に在りては約四倍五分、宅地以外の土地に在りては約二倍二分に當るを以て、若し一律に定率・增徵合計額に附加することとせば、現行法に依る附加稅額に比して、宅地は重く其の他の土地は輕き結果を生ずるに至るべきを以てなり。

（ロ）北海道の區、一級町村及二級町村に於ける地租附加稅の制限率を一般市町村と同一と爲すこと。

蓋し北海道の地租定率は、他の土地と異り從來百分の一なりしを以て、北海道の區町村に對し、他の市町村と同じく百分の四十を課するときは、他の市町村に比して負擔輕きが故に、現行法に於ては府縣と同じく百分の六十を課し來りしと雖も、今次の租稅整理案に於ては定率・增徵の區別を廢せしを以て、之を一般市町村と同一と爲せしものなり。

（ハ）沖繩縣に於ける地租附加稅の制限率を一般市町村と同一と爲すこと。

沖繩縣に於ては從來府縣制施行せられざりしを以て、同縣の區及町村に對しては、內地の市町村よりも高率を適用するの必要ありしが、明治四十二年四月以降は府縣制施行せられしを以て、縣稅及區町村稅共に全く內地と同一の制限率を適用するを至當とすれども、同縣區町村の財政は、附加稅制限率の低減を許さざるの狀態なるを以て、區町村に對しては從前の

如く一般府縣に於けると同樣の高率を適用せしむることとし、之と同時に沖繩縣に對しては他府縣と異り一般市町村に於けると同樣の低率を適用せしめ、縣及區町村を通じたる負擔を內地と同一ならしめんことを期したり。而して沖繩縣に對しては國庫の補助を存するを以て、附加稅を低減するも其の財政を脅すの虞なきものなり。

（三）第二種所得に對して所得稅附加稅を賦課せざることと爲すこと。

第二種所得卽ち公債、社債の利子所得稅に對して附加稅を課するは、性質上地方稅の財源として不穩當なるのみならず、賦課手續の困難なる爲め課稅の不公平を生じ、又無記名債券と記名債券との間に當然負擔の不權衡を來し、而も之に依りて得る稅額は僅少なるを以て、寧ろ之を廢止するを適當なりと認めたり。

（四）段別割を課する場合に於ては、一地目に對する制限を以て全地目に對する制限と看做すこと。

段別割を課する場合に於て、各地目共悉く制限率に達したる後に非ざれば制限外課稅を爲し得ずとせば、各種の地目に一樣に課するの結果、却て土地の實況に副はざることあるべきを以て、段別割に對しては此の制限を除外することとなれども、更に左の如き修正を加へたり。

衆議院は大體に於て政府の提案を是認したれども、

（一）衆議院に於て地租整理案に修正を加へ、田畑の地租八厘を輕減せしを以て、之に伴ひ田畑地租に對する附加稅の制限率も之を田畑以外のものと區別することと爲し、更に又課稅手續上の煩雜を避くる爲め原案に於ける千分率を百分率に改め、結局地租附加稅の制限率を左の如く修正したり。

北海道、府縣（沖繩縣を除く）、沖繩縣の區町村	宅	百分の十三
	田	百分の三十二
其の他の土地	畑	百分の二十七
	地	百分の九
其の他の公共團體	畑	百分の二十一
	其の他の土地	百分の十八

（二）所得稅整理案は議會の審議中政府之を撤回したる結果、所得稅に限り非常特別稅は尙存續することとなりしを以て、其の整理見込額を標準として定めたる所得稅附加稅の制限率は之を修正するの必要を生じ、北海道及府縣に對する制限率百分の五を百分の四に、其の他の公共團體に對する制限率百分の十七を百分の十五に改めたり。

（三）原案は明治四十四年度分より適用するの規定なりしも、四十三年度分より適用のことに改めたり。

以上衆議院の修正は貴族院に於ても異議なく之を可決せしを以て、改正法律は明治四十三年三月法律第二十七號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十七號（明治四十三年三月二十八日）

明治四十一年法律第三十七號中左ノ通改正ス

第一條　北海道、府縣其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以內ノ地租附加稅又ハ段別割ヲ課スルノ外

土地ニ對シテ課稅スルコトヲ得ス

一　北海道、府縣（沖繩縣ヲ除ク）沖繩縣ノ區及町村

宅地地租百分ノ十三

附加稅ノミヲ課スルトキ　田畑地租百分ノ三十二

其ノ他ノ土地地租百分ノ二十七

段別割ノミヲ課スルトキ　一段歩ニ付　毎地目平均金四十錢

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テハ段別割ノ總額ハ其ノ地目ノ地租額ノ宅地ニ在リテハ百分ノ十三、田畑地租ニ在リテハ百分ノ三十二、其ノ他ノ土地ニ在リテハ百分ノ二十七ト附加稅額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

二　其ノ他ノ公共團體

宅地地租百分ノ九

附加稅ノミヲ課スルトキ　田畑地租百分ノ二十一

其ノ他ノ土地地租百分ノ十八

段別割ノミヲ課スルトキ　一段歩ニ付　毎地目平均金四十錢

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テハ段別割ノ總額ハ其ノ地目ノ地租額ノ宅地ニ在リテハ百分ノ九、田畑地租ニ在リテハ百分ノ二十一、其ノ他ノ土地ニ在リテハ百分ノ十八ト附加稅額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條中「百分ノ三十五」ヲ「百分ノ十一」ニ、「百分ノ三十五」ヲ「百分ノ十五」ニ改ム

第三條中「百分ノ十」ヲ「百分ノ四」ニ、「百分ノ三十五」ヲ「百分ノ十五」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

第二種ノ所得ニ對シテハ附加稅ヲ課スルコトヲ得ス

第五條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ地租附加稅及段別割ヲ併課シタル場合ニ於テハ一地目ニ對スル賦課カ制限ニ達シタルトキハ附加稅カ制限ニ達シタルモノト看做ス其ノ段別割ノミヲ賦課シタル場合ニ於テ一地目ニ對スル賦課カ制限ニ達シタルトキ亦同シ

第六條　削除

附　則

本法ハ明治四十三年度分ヨリ之ヲ適用ス

今右改正制限率に依る金額を舊制限率に依る制限額に比較すれば左表の如し。

稅目	公共團體	地目	府縣	舊制限額	改正制限率	改正制限額	舊制限額に對する增減（△）
地租附加稅	北海道、府縣	宅地	沖繩縣	一一、二八〇円	百分の九	六、四〇四円	△四、八七六円
		其の他		二、一二七、三九三	百分の十三	二、〇七四、八一四	△五二、五七九
		田畑	沖繩縣	一一三、五一五	百分の二十一	七四、六九三	△三八、八二二
		其の他		一八、三四四、八五四	百分の三十二	一八、四〇四、一九一	△五九、三三七
		計		二一、〇七六、六三〇		二一、〇三四、七三五	△四一、八九五
	沖繩縣	其の他		一、六七七	百分の十八	一、一〇一	△五七〇
				四七七、九一一	百分の二十七	四七三、五二六	△四、三八五

市町村	宅地	沖繩縣の區町村	一一、二八〇円	百分の十三	九、二五一円	△	二、〇二九円
		其の他	一、四一四、五〇三	百分の九	一、四三六、四一〇		二一、九〇七
	田畑	沖繩縣の區町村	一一三、五一五	百分の三十二	一一三、八一八		三〇三
		其の他	一二、一九二、〇六五	百分の二十一	一二、〇七七、七五〇	△	一一四、三一五
	其他	沖繩縣の區町村	一、六七七	百分の二十七	一、六六一	△	一六
		其の他	三一八、〇四八	百分の十八	三一五、六八四	△	二、三六四
	計		一四、〇五一、〇八八		一三、九五四、五七四	△	九六、五一四
合計			三五、一二七、七一八		三四、九八九、三〇九	△	一三八、四〇九
營業稅附加稅	北海道、府縣		二、五三〇、三五〇	百分の十一	二、五五六、四三二		二六、〇八二
	市町村		三、五四二、四九〇	百分の十五	三、四八六、〇四三	△	五六、四四七
	計		六、〇七二、八四〇		六、〇四二、四七五	△	三〇、三六五
所得稅附加稅	北海道、府縣		一、三三二、七二六	百分の四	一、二七五、一七一	△	五七、五五五
	市町村		四、六六四、五四一	百分の十五	四、七八一、八九二		一一七、三五一
	計		五、九九七、二六七		六、〇五七、〇六三		五九、七九六
合計	北海道、府縣		二四、九三九、七〇六		二四、八六六、三三八	△	七三、三六八
	市町村		二二、二五八、一一九		二二、二二二、五〇九	△	三五、六一〇
	計		四七、一九七、八二五		四七、〇八八、八四七	△	一〇八、九七八

第二目　第二次改正

地方稅制限に關する法律に對する前述の改正の結果、地租の附加稅は宅地に對するものと、田畑に對するものと、其の他の土地に對するものとの三種に分れて、各異りたる制限率を設けられしが、地租附加稅の制限率が斯く多數に區別せらるることは徵收上の不便煩雜甚しきものありしを以て、翌四十四年第二十七回帝國議會に於て衆議院は之に關する改正法律案を提出し、地租附加稅に就ては田畑に對するものと、其の他の土地に對するものとを同一の制限率の下に置かんことを圖れり。右改正案は異議なく議會を通過し、明治四十四年三月法律第三十二號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三十二號（明治四十四年三月二十五日）

明治四十一年法律第三十七號中左ノ通改正ス

第一條　北海道、府縣其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以內ノ地租附加稅又ハ段別割ヲ課スルノ外土地ニ對シテ課稅スルコトヲ得ス

一　北海道、府縣（沖繩縣ヲ除ク）沖繩縣ノ區及町村

附加稅ノミヲ課スルトキ　宅地地租百分ノ十三

其ノ他ノ土地地租百分ノ三十二

段別割ノミヲ課スルトキ　一段歩ニ付　每地目平均金四十錢

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テハ段別割ノ總額ハ其ノ地目ノ地租額宅地ニ在リテハ百分ノ十三、其ノ他ノ土地ニ在リテハ百分ノ三十二ト附加稅額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

二　其ノ他ノ公共團體

附加稅ノミヲ課スルトキ　宅地地租百分ノ九

其ノ他ノ土地地租百分ノ二十一

段別割ノミヲ課スルトキ　一段歩ニ付　毎地目平均金四十錢

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テハ段別割ノ總額ハ其ノ地目ノ地租額宅地ニ在リテハ百分ノ九、其ノ他ノ土地ニ在リテハ百分ノ二十一ト附加稅額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

附　則

本法ハ明治四十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

卽ち右改正は從前の宅地及田畑以外の土地に對する附加稅の制限率を、道府縣等に於ては百分の二十七より百分の三十二に、其の他の公共團體に在りては百分の十八より百分の二十一に夫々增加せしものにして、此の制限の緩和に依り地租附加稅の制限額に增加を來したる金額は、北海道、府縣に在りて八萬八千九百五十八圓、市區町村に在りて五萬三千五百八十五圓、合計十四萬二千五百四十二圓となるの計算なりとす。

第三款　國稅附加稅の種類の增加及制限率の改正

直接國稅に對する附加稅に就ては前述の如く明治四十一年法律第三十七號公布の結果、北海道及府縣に對しても地方費の一般的財源として所得稅の附加稅を認むると共に、更めて道府縣稅及市町村稅に於ける各國稅附加稅の制限率を規定する所ありしが、國稅附加稅に關しては右の外本期に於ては、他の各種特別法の規定に依り新に附加稅の賦課を許さるる直接國稅の種類增加せられ、又二三の國稅附加稅に就き其の制限率の改正行はれたり。卽ち國稅附加稅の種類に就ては明治三十八年三月鑛業稅附加稅、四十三年三月砂鑛區稅附加稅、四十四年三月賣藥營業稅附加稅を夫々新設せられ、又附加稅制限率に就ては明治四十三年三月非常特別稅整理の遂行に伴ひ、鑛業稅附加稅竝に罹災救助基金法及東京市區改正條例に依る各種國稅附加稅の制限率改正せられたり。今之を細說すれば左の如し。

第一　鑛業稅及砂鑛區稅附加稅

鑛業稅に對しては從來附加稅の賦課を認められざりしが、明治三十八年三月法律第四十五號を以て從來の鑛業條例を廢止して新に鑛業法を制定せらるるに及び、同法中に於て左記の如き規定を設け、新に鑛業稅に對し道府縣及市町村稅の附加稅を許すこととせり。

鑛業法（明治三十八年三月八日法律第四十五號）（抄錄）

第八十八條　北海道、府縣及市町村ハ鑛業稅ニ對シ各本稅百分ノ十以內ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

前項ノ附加稅ノ外北海道、府縣及市町村ハ鑛業ニ對シ又ハ鑛夫、鑛產物鑛區若ハ直接鑛業用ノ工作物、器具、機械ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ北海道及沖繩縣ノ區竝間切島其ノ他町村ニ準スヘキモノニ之ヲ準用ス

然るに明治四十三年一月第二十六回帝國議會に至り政府は戰後租稅整理案の一として鑛業法中改正法律案を提出し、鑛業稅の定率と非常特別稅とを合したるものを改正稅率と爲さんことを圖りしが、衆議院は右改正稅率を本稅として之に從來の如く附加稅を課することを許すときは、其の稅額

に著大なる增加を來すの虞あるが故に、大體從來の附加稅額を維持せんが爲には附加稅の制限率を減少するの必要ありと爲し、前揭鑛業法第八十八條中の制限率に改正を加へ、鑛業稅中非常特別稅を課せられざりし鑛產稅に對しては從前通り本稅の百分の十とし、試掘鑛區稅に對しては百分の三、採掘鑛區稅に對しては百分の七に制限することとせり。貴族院は衆議院の修正案に同意せしを以て、玆に鑛業法中改正法律は明治四十三年三月法律第十號を以て公布せられ、四十四年一月一日より施行せられたり。

次に鑛業稅の一種たる砂金採取地稅は非常特別稅の一として明治三十八年一月始めて設定せられしものにして、之に對する附加稅の賦課は之を認められざりしが、戰後に於ける非常特別稅の整理に當り政府は砂金採取地稅に關して獨立の單行法を制定することと爲し、之に關する法律案を前記鑛業法中改正法律案と共に第二十六回帝國議會に提出したり。然るに衆議院は右法律案を審議の結果、砂金採取地稅なる名稱を砂鑛區稅と改むると同時に、之に對しては鑛產稅に對すると同じく百分の十以內の附加稅を賦課することを得るの明文を設くることと爲し、貴族院亦右修正案を可決せしを以て、砂鑛區稅法は明治四十三年三月法律第九號を以て公布せられ、玆に新に砂鑛區稅に對して地方稅の附加稅を設けらるるに至れり。今其の關係條項を抄錄すれば左の如し。

砂鑛區稅法（明治四十三年三月二十五日法律第九號）（抄錄）

第三條　北海道、府縣及市町村ハ砂鑛區稅ニ對シ百分ノ十以內ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

附　則

本法ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二　罹災救助基金法及東京市區改正條例に依る國稅附加稅

明治三十二年法律第七十七號罹災救助基金法は、罹災府縣に限り地租・營業稅・所得稅に對し、他の法律に依る制限の外更に本稅百分の三以內の附加稅を課することを許し、又明治二十一年勅令第六十二號東京市區改正條例及同三十五年勅令第百六十五號は、東京市區改正の費用に充つる爲め東京市に對して地租同額以內の地租割及本稅十分の四以內の營業稅附加稅を賦課することを認めしが、前述の如く明治四十三年第二十六回帝國議會に於て各種國稅の整理に關する法律案の提出せらるるに伴ひて、上述の各特別附加稅に關する制限率をも變更するの必要を生じ、政府は此等兩法律の改正案を同一議會に提出し、異議なく議會の協贊を經て左の如く之を公布したり。

法律第二十九號（明治四十三年三月二十八日）

罹災救助基金法中左ノ通改正ス

第四條　府縣ハ罹災救助基金貯蓄ノ爲地租、所得稅（第二種ノ所得ニ對スル所得稅ヲ除ク）及營業稅ノ附加稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ明治四十一年法律第三十七號ノ制限ノ外千分ノ十三以內ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

附　則

本法ハ明治四十三年度分ヨリ之ヲ適用ス

法律第二十七號（明治四十三年三月二十八日）

東京市區改正條例中左ノ通改正ス

第三條中「地租同額」ヲ「地租百分ノ十二半」ニ改ム

附　則

本法ハ明治四十三年度分ヨリ之ヲ適用ス

而して右と同時に勅令第百八十八號を以て左の如く前記明治三十五年勅令第百六十五號に改正を加へ、東京市區改正の費用に充つる爲に東京市の徵收する營業稅附加稅の制限率を百分の十七以內に減少したり。

勅令第百八十八號（明治四十三年三月三十一日）

明治三十五年勅令第百六十五號中「十分ノ四」ヲ「百分ノ十七」ニ改ム

附　則

本令ハ明治四十三年度分ヨリ之ヲ適用ス

第三　賣藥營業稅附加稅

賣藥營業稅は其の性質一般の國稅營業稅と何等異る所なきものなるに拘らず、從來沿革上竝に取締上の理由に依り特別の單行法を以て規定せらるるのみならず、市制·町村制に於ける直接國稅にも指定せらるることなかりしが故に、地方公共團體は之に對して附加稅を課することを得ずして、唯特別稅の形式に依り主務大臣の認可を得て課稅し來りしに過ぎざりしが、明治四十四年に至り政府は賣藥營業稅を一般の營業稅と同じく市制·町村制等に於ける直接國稅に指定することと爲し、同年四月大藏省告示第二十七號及內務省告示第二十二號を以て之を公示したり。然るに斯くの如く本稅を新に直接國稅に指定するときは、市制·町村制の規定に依り國稅百分の五十迄の附加稅を賦課することを得ることとなり、賣藥營業者の負擔は急激に加重せらるるの虞ありしを以て、政府は賣藥營業稅を直接國稅に指定するに先ち之に對する地方稅附加の制限を緊縮するの必要を認め、第二十七回帝國議會に賣藥稅法中改正法律案を提出し、北海道及府縣に於ては本稅の百分の五、其の他の公共團體に於ては百分の十の附加稅制限率を設けんとしたり。然るに衆議院は右の制限率を以て尙ほ重きに失するものと爲し、更に之を縮小して北海道及府縣に於ては百分の三、其の他の公共團體に於ては百分の五と修正し、貴族院亦右修正案を可決せしを以て、改正法律は明治四十四年三月法律第四十二號を以て左の如く公布せられたり。

法律第四十二號（明治四十四年三月二十八日）

賣藥稅法中左ノ通改正ス

第一條ノ六　北海道及府縣ハ賣藥營業稅ニ對シ本稅百分ノ三以內ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得」

市町村及北海道沖繩縣ノ區ハ賣藥營業稅ニ對シ本稅百分ノ五以內ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

附　則

本法ハ明治四十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

第四款　市制及町村制の改正

市制及町村制は明治二十一年三月の制定以後部分的改正を經て明治四十四年に至る迄施行せられしが、同年四月に至り法律第六十八號及同第六十九號を以て其の全文を改正し、同年十月一日より

施行せられたり。然れども其の財務に關する條項は大體に於て從前の制度を蹈襲して、敢て重要なる變更を加へらるることなかりき。今地方稅に關し舊制度と異る重なる點を擧ぐれば左の如し。

（一）市町村の內外に營業所を設け營業を爲す者にして、其の營業又は收入に對する本稅を分別して納めざる者に對する附加稅の賦課、竝に住所が滯在市町村の內外に涉る者の收入にして、土地家屋物件又は營業より生ずる收入に非ざる者に對する市町村稅の賦課に就ては、勅令を以て之を定むべきことを規定せしこと。

（二）夫役又は現品は直接市町村稅を準率とし、直接稅を課せざる市町村に於ては直接國稅を準率として、且之を金額に算出して賦課すべきものと定めしこと。

（三）免稅物件中より學藝・美術・慈善の用に供する土地を削り、教會所・說教所を加へしこと。

（四）主務大臣の許可を要する事項中より附加稅制限に關する項を削りしこと。

今改正市制及町村制中地方稅に關する條項を抄錄すれば左の如し。

市制（明治四十四年四月七日法律第六十八號）（抄錄）

第百十七條　市稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一　國稅府縣稅ノ附加稅

二　特別稅

直接國稅又ハ直接府縣稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第百六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

國稅ノ附加稅タル府縣稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

第百十八條　三月以上市內ニ滯在スル者ハ其ノ滯在ノ初ニ遡リ市稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百十九條　市內ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滯在スルコトナシト雖市內ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ市內ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ市內ニ於テ特別ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル市稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百二十條　納稅者ノ市外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ市外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

市ノ內外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メサルモノニ對シ附加稅ヲ賦課スル場合及住所滯在市ノ內外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生スル收入ニ非サルモノニ對シ市稅ヲ賦課スル場合ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十一條　所得稅法第五條ニ揭クル所得ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境內地竝教會所說教ノ用ニ供スル建物及其ノ構內地ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件營造物ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及使用收益者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國ノ事業又ハ行爲及國有ノ土地家屋物件ニ對シテハ國ニ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

前四項ノ外市稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別ニ法律勅令ノ定ムル所ニ依ル

第百二十三條　市稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第百二十四條　數人又ハ市ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事件ニ關シテハ市ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ市ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコトヲ得

第百二十五條　夫役又ハ現品ハ直接市稅ヲ準率ト爲シ直接市稅ヲ賦課セサル市ニ於テハ直接國稅ヲ準率ト爲シ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但シ第百六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

學藝美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得ス

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得

夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用セス

第百六十六條　左ニ揭クル事件ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ

二　特別稅ヲ新設シ增額シ又ハ變更スル事

三　間接國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事

第百七十五條　本法ニ於ケル直接稅及間接稅ノ種類ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第百七十七條　本法ハ町村制第百五十七條ノ地域ニ之ヲ施行セス

第百七十八條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十四年勅令第二百三十八號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行）

町村制（明治四十四年四月七日法律第六十九號）（抄錄）

第九十七條　町村稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一　國稅府縣稅ノ附加稅

二　特別稅

直接國稅又ハ直接府縣稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第百四十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

國稅ノ附加稅タル府縣稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

第九十八條　三月以上町村內ニ滯在スル者ハ其ノ滯在ノ初ニ遡リ町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第九十九條　町村內ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滯在スルコトナシト雖モ町村內ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ町村內ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ町村內ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百條　納稅者ノ町村外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ町村外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

町村ノ內外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別

シテ納メサルモノニ對シ附加稅ヲ賦課スル場合及住所滯在町村ノ內外ニ渉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生スル收入ニ非サルモノニ對シ町村稅ヲ賦課スル場合ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第百一條　所得稅法第五條ニ揭クル所得ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境內地竝教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構內地ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

第百三條　町村稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

前四項ノ外町村稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別ニ法律勅令ノ定ムル所ニ依ル

第百四條　數人又ハ町村ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事件ニ關シテハ町村ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコトヲ得

第百四十六條　左ニ揭クル事件ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ

二　特別稅ヲ新設シ增額シ又ハ變更スル事

三　間接國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事

第百五十五條　本法ニ於ケル直接稅及間接稅ノ種類ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第百五十七條　本法ハ北海道沖繩縣其ノ他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セス

前項ノ地域ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ本法ニ代ハルヘキ制ヲ定ムルコトヲ得

第百五十八條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十四年勅令第二百三十八號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行）

右市制及町村制の改正に伴ひ、同年九月勅令第二百四十一號及同第二百四十二號を以て、夫々市稅及町村稅の賦課に關する規定竝に市稅及町村稅の徵收に關する規定を公布したり。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

勅令第二百四十一號（明治四十四年九月二十二日）

第一條　市町村ノ內外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メサル者ニ對シ附加稅ヲ賦課セムトスルトキハ市町村長（北海道沖繩縣ノ區長ヲ含ム）又ハ町村長（戶長又ハ之ニ準スヘキモノヲ含ム）ト協議ノ上其ノ本稅額ノ歩合ヲ定ムヘシ

前項ノ協議調ハサルトキハ其ノ郡內ニ止マルモノハ郡長之ヲ定メ其ノ數府縣（北海道ヲ含ム以下之ニ倣フ）ニ渉ルモノハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ムヘシ

第一項ノ場合ニ於テ直接ニ收入ヲ生スルコトナキ營業所アルトキハ他ノ營業所ト收入ヲ共通スルモノト認メ前二項ノ規定ニ依リ本稅額ノ歩合ヲ定ムヘシ

府縣ニ於テ數府縣ニ渉ル營業ニ對シ營業稅附加稅賦課ノ歩合ヲ定メタルモノアルトキハ其ノ歩合ニ依ル本稅額ヲ以テ其ノ府縣ニ於ケル本稅額ト看做ス

第二條　鑛區（砂鑛區域ヲ含ム以下之ニ倣フ）カ市町村ノ內外ニ渉ル場合ニ於テ鑛區稅（砂鑛區稅ヲ含ム）ノ附加稅ヲ賦課

セムトスルトキハ鑛區ノ屬スル地表ノ面積ニ依リ其ノ本稅額ヲ分割シ其ノ一部ニノミ賦課スヘシ

市町村ノ內外ニ於テ鑛業ニ關スル事務所其ノ他ノ營業所ヲ設ケタル場合ニ於テ鑛產稅ノ附加稅ヲ賦課セムトスルトキハ前條ノ例ニ依ル鑛區カ營業所所在ノ市町村ノ內外ニ涉ル場合亦同シ

第三條　住所滯在市町村ノ內外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生スル收入ニ非サルモノニ對シ市町村稅ヲ賦課セムトスルトキハ其ノ收入ヲ平分シ其ノ一部ニノミ賦課スヘシ

前項ノ住所又ハ滯在其ノ時ヲ異ニシタルトキハ納稅義務ノ發生シタル翌月ノ初ヨリ其ノ消滅シタル月ノ終迄月割ヲ以テ賦課スヘシ但シ賦課後納稅義務者ノ住所又ハ滯在ニ異動ヲ生スルモ賦課額ハ之ヲ變更セス其ノ新ニ住所ヲ有シ又ハ滯在スル市町村ニ於テハ賦課ナキ部分ニノミ賦課スヘシ

附　則

本令ハ明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ明治四十四年度ノ課稅ニ關シテハ從前ノ例ニ依ル

勅令第二百四十二號（明治四十四年九月二十二日）

市稅及町村稅徵收ニ關シテハ國稅徵收法第四條ノ一及第四條ノ三乃至第四條ノ八ノ規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙明治四十四年四月法律第三十七號ヲ以テ國稅徵收法ニ改正ヲ加ヘ、國稅地租ノ徵收ニ關シ市町村ニ對シテ徵收額ノ千分ノ七ノ交付金ヲ支給スルノ制度ヲ新設シ、尋イデ同年十二月遞信省令第四十九號ヲ以テ府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則ヲ制定シ、府縣金庫ガ郵便振替貯金ニ加入スルときは、市町村は其の收納に係る府縣稅を振替貯金の方法に依り府縣金庫に納入するを得る制度を新設せしを以て、此等の新制度の設定に伴ひ明治三十三年勅令第八十一號府縣稅の徵收に關する規定にも改正を加ふるの必要を生じ、同年十一月勅令第二百七十四號を以て左の如く公布したり。

勅令第二百七十四號（明治四十四年十一月一日）

明治三十三年勅令第八十一號中左ノ通改正ス

第一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項徵收ノ費用トシテ地租附加稅ニ對シテハ其ノ徵收金額ノ千分ノ七其ノ他ノ府縣稅ニ對シテハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ其ノ市町村ニ交付スヘシ

第五條ニ左ノ一項ヲ加フ

稅金ノ拂込又ハ其ノ拂込金ノ納入ニ付郵便振替貯金ノ方法ニ依リタル場合ニ於テハ納稅人又ハ市町村ハ稅金ヲ郵便官署ニ拂込ミ又ハ納入スルニ依リテ其ノ義務ヲ了ス

第五條ノ二　第四條第三項ノ規定ニ依リ市町村吏員ヲシテ徵稅令書ヲ發セシメタル場合ニ於

テハ府縣知事ノ定ムル所ニ依リ其ノ市町村ニ對シ取扱費ヲ交付スルコトヲ得

附　則

第一條第二項ノ改正ニ關スル規定ハ明治四十五年度ヨリ之ヲ施行ス

第五節　大正時代の地方稅

第一款　府縣制・市制及町村制等の改正

第一項　府縣制の改正

府縣制は明治三十二年に於て其の全文を改正の後、明治四十一年の局部的改正を經て十數年間施行せられしが、大正三年に至り政府は施行以來の實蹟に鑑み其の不備の點を改正することと爲し、同年四月法律第三十五號を以て之を公布し、同年七月一日より實施したり。右改正法律中府縣稅に關する條項は左の如くにして、之れ明治四十四年に於ける市制及町村制の改正に對應せしものに外ならず。

法律第三十五號（大正三年四月一日）（抄錄）

府縣制中左ノ通改正ス

第百六條中「若ハ使用シ」ヲ「使用シ若ハ占有シ」ニ改メ但書ヲ削ル

第百七條　納稅者ノ府縣外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ府縣外ニ於テ營業所ヲ定メタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ府縣稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

住所滯在同時ニ府縣ノ內外ニ涉ル者ノ前項以外ノ收入ニ對シ府縣稅ヲ賦課スルトキハ其ノ收入ヲ各府縣ニ平分シ其ノ一部ニノミ賦課スヘシ

第百八條　府縣ノ內外ニ涉リ營業所ヲ定メテ爲ス營業又ハ其ノ收入ニ對シ本稅ヲ分別シテ納メサル者ニ對シ關係府縣ニ於テ營業稅附加稅所得稅附加稅又ハ鑛產稅附加稅ヲ賦課スルトキハ關係府縣知事協議ノ上其ノ步合ヲ定ム若協議調ハサルトキハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

鑛區又ハ砂鑛區カ府縣ノ內外ニ涉ル場合ニ於テ鑛區稅又ハ砂鑛區稅ノ附加稅ヲ賦課スルトキハ鑛區又ハ砂鑛區ノ屬スル地表ノ面積ニ依リ本稅額ヲ分割シ其ノ一部ニノミ賦課スヘシ

尋いで大正十一年四月に至り法律第五十五號を以て更に府縣制に改正を加へしが、其の中府縣稅に關しては左の如く主として其の賦課徵收の手續に就て從來の規定を改むることとし、同年五月十五日より施行したり。

法律第五十五號（大正十一年四月二十日）（抄錄）

府縣制中左ノ通改正ス

第百六條中「其ノ法人タルトキ亦同シ」ヲ削ル

第百十五條中「徵收」ノ下ニ「竝夫役及現品ノ賦課」ヲ加フ

第百十六條　府縣稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該行政廳ハ日出ヨリ日沒マテノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ營業時間家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ檢查ヲ爲スコト

ヲ得

府縣稅、使用料、手數料、夫役又ハ現品ニ代フル金錢、過料其ノ他ノ府縣ノ收入ヲ定期內ニ納メサル者アルトキハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

急迫ノ場合ニ於テ夫役又ハ現品ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ履行ヲ爲ササルトキハ更ニ之ヲ金額ニ換算シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

第二項ノ規定ニ依ル督促又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限マテニ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分スヘシ

第二項及第三項ニ規定スル府縣ノ徵收金ノ先取特權ノ順位ハ國ノ徵收金ニ次クモノトス

府縣ノ收入金及支拂金ニ關スル時效ニ付テハ國ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

府縣知事ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員カ第四項ノ規定ニ依リ爲シタル處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ府縣知事ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ關シテハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ規定ニ依ル處分ニ依ル差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ルマテ執行ヲ停止ス

大正十五年ニ至リ政府は地方制度の改革を行ふ爲め同年六月法律第七十三號を以て府縣制に大改正を行ひ、同年七月一日より之を實施せしが、此の中府縣稅に關する規定に就きては(一)公益上其の他の事由に依り課稅を不適當とする場合には府縣稅を課せざるを得るの規定を設け(二)府縣の一部に對し賦課を爲すを得るの規定を設け(三)府縣稅の逋脫に對して府縣知事をして過料を科するを得せしむることと爲す等の改正を行ひたり。今其の關係條項を抄錄すれば左の如し。

法律第七十三號(大正十五年六月二十四日)(抄錄)

府縣制中左ノ通改正ス

第百十條ニ左ノ一項ヲ加フ

府縣ハ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ課稅ヲ不適當トスル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ府縣稅ヲ課セサルコトヲ得

第百十一條　府縣ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事件ニ關シテハ府縣ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ府縣ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコトヲ得

第百十四條　詐僞其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レ又ハ府縣稅ヲ逋脫シタル者ニ付テハ府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ逋脫シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未滿ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除ク外使用料、手數料及府縣稅ノ賦課徵收ニ關シテハ府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ

過料ヲ科シ及之ヲ徵收スルハ府縣知事之ヲ掌ル其ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第百十五條第三項中「前二項ノ異議ハ」ヲ「前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ七日以內ニ」ニ、「同條第五項中「郡島ノ官吏吏員」ヲ「其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員又ハ」ニ改ム

右に伴ひ同時に勅令第二百號を以て新に府縣制施行令を公布し、府縣制の施行に關する詳細の手續を定めしが、右施行令中に於て左の如く府縣費の分賦並に府縣稅の賦課徵收に關する規定を設くると共に、明治三十二年勅令第三百十六號（府縣費の分賦及不均一賦課に關する件）及同三十三年勅令第八十一號（府縣稅徵收に關する件）を廢止したり。

府縣制施行令（勅令第二百十四號）（抄錄）

第四章　府縣費ノ分賦

第二十六條　府縣ハ臨時少額ノ費用ノ爲特ニ賦課徵收ヲ爲スヲ要スル場合ニ於テハ當該年度ノ府縣稅既定豫算額ノ十分ノ一ノ範圍內ニ於テ其ノ費用ヲ府縣內市町村ニ分賦スルコトヲ得

第二十七條　前條分賦ノ割合ハ豫算ノ屬スル年度ノ前前年度ニ於ケル市町村ノ直接國稅及直接府縣稅ノ賦課額ニ依ル但シ本條ノ分賦方法ニ依リ難キ事情アルトキハ府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經內務大臣ノ許可ヲ受ケ特別ノ分賦方法ヲ設クルコトヲ得

第二十八條　市部會及郡部會ヲ設ケタル府縣ニ於テハ府縣會ノ議決ヲ經テ其ノ市部ニ屬スル部分ニ賦課スベキ額ヲ市ニ分賦スルコトヲ得

第二十九條　第二十七條ニ規定スル直接國稅及直接府縣稅ノ種類左ノ如シ

國稅

地租　所得稅（所得稅法第三條第二種ニ係ル所得稅ヲ除ク）營業稅　營業收益稅　鑛業稅
砂鑛區稅　取引所營業稅

府縣稅

特別地稅　戶數割　家屋稅　營業稅　雜種稅（遊興稅及觀覽稅ヲ除ク）

第五章　府縣稅ノ賦課徵收

第三十條　府縣ノ內外ニ涉リ營業所ヲ定メテ爲ス營業ニ付營業收益稅ヲ分別シテ納メザル者ニ對スル營業收益稅附加稅ノ賦課ニ關シテハ府縣制第百八條第一項ノ例ニ依ル

第三十一條　市町村ハ其ノ市町村內ノ府縣稅ヲ徵收シ之ヲ府縣ニ納入スルノ義務ヲ負フ

府縣ハ前項徵收ノ費用トシテ地租附加稅及特別地稅ニ對シテハ其ノ徵收金額ノ千分ノ七、其ノ他ノ府縣稅ニ對シテハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ其ノ市町村ニ交付スベシ

第三十二條　市町村ハ避クベカラザル災害ニ因リ既收ノ稅金ヲ失ヒタルトキハ其ノ稅金納入義務ノ免除ヲ府縣知事ニ申請スルコトヲ得

府縣知事前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ七日以內ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スベシ、府縣參事會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ三月以內ニ之ヲ決定スベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二項ノ決定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

府縣制第三十八條及第百二十八條ノ規定ハ本條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第三十三條　府縣稅ヲ徵收セントスルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ハ市

町村ニ對シ徵稅令書ヲ發シ市町村長ハ徵稅令書ニ依リ徵稅傳令書ヲ調製シ之ヲ納稅人ニ交付スベシ

府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ハ直ニ納稅人ニ對シ徵稅令書ヲ發スルコトヲ得」

府縣ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ニ限リ前二項ノ規定ニ依ラズ其ノ府縣ニ於テ發行スル證紙ヲ以テ府縣稅ヲ納入セシムルコトヲ得

第三十四條　徵稅傳令書ヲ受ケタル納稅人ハ其ノ稅金ヲ市町村ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ス

徵稅令書ヲ受ケタル納稅人ハ其ノ稅金ヲ府縣金庫ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ス但シ府縣知事ハ市町村吏員ヲシテ納稅人ニ對シ徵稅令書ヲ發セシムル場合ニ於テハ前項ノ例ニ依ラシムルコトヲ得

市町村ハ其ノ徵收シタル府縣稅ヲ府縣金庫ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ得テ稅金納入ノ義務ヲ了ス

稅金ノ拂込又ハ其ノ拂込金ノ納入ニ付郵便振替貯金ノ方法ニ依リタル場合ニ於テハ納稅人又ハ市町村ハ稅金ヲ郵便官署ニ拂込ミ又ハ納入スルニ依リテ其ノ義務ヲ了ス

第三十五條　第三十三條第二項ノ規定ニ依リ市町村吏員ヲシテ徵稅令書ヲ發セシメタル場合ニ於テハ府縣知事ノ定ムル所ニ依リ其ノ市町村ニ對シ取扱費ヲ交付スルコトヲ得

第三十六條　徵稅令書又ハ徵稅傳令書ヲ受ケタル納稅人期限內ニ稅金ヲ完納セザルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ハ直ニ督促狀ヲ發スベシ

督促狀ニハ府縣知事ノ定メタル期間內ニ於テ相當ノ期限ヲ指定スベシ

第三十七條　督促狀ヲ發シタルトキハ手數料ヲ徵收ス

手數料ノ額ハ府縣知事之ヲ定ム

市町村吏員ヲシテ督促狀ヲ發セシメタル場合ニ於ケル手數料ハ其ノ市町村ノ收入トス

第三十八條　市制町村制施行令第四十五條乃至第五十二條ノ規定ハ府縣稅ノ賦課徵收ニ之ヲ準用ス

第三十九條　府縣ハ內務大臣及大藏大臣ノ指定シタル府縣稅ニ付テハ第三十一條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ徵收ノ便宜ヲ有スル者ヲシテ之ヲ徵收セシムルコトヲ得

前項ノ府縣稅ノ徵收ニ付テハ第三十三條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第四十條　前條第一項ノ規定ニ依リ府縣稅ヲ徵收セシムル場合ニ於テハ納稅人ハ其ノ稅金ヲ徵收義務者ニ拂込ムニ依リテ納稅ノ義務ヲ了ス

第四十一條　第三十九條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者ハ徵收スベキ府縣稅ヲ府縣知事ノ指定シタル期日迄ニ府縣金庫又ハ郵便官署ニ拂込ムベシ其ノ期日迄ニ拂込マザルトキハ府縣知事ハ相當ノ期限ヲ指定シ督促狀ヲ發スベシ

第四十二條　第三十一條第二項、第三十二條及第三十四條第三項、第四項竝ニ市制町村制施行令第四十五條乃至第四十八條ノ規定ハ第三十九條第一項ノ規定ニ依リ府縣稅ヲ徵收セシムル場合ノ拂込金ニ之ヲ準用ス

第四十三條　府縣稅ノ徵收期ハ府縣知事之ヲ定ム

第四十四條　府縣稅ノ徵收ニ關スル細則ハ府縣知事之ヲ定ム

第四十五條　町村制ヲ施行セザル地ニ於ケル府縣稅ノ徵收ニ關シテハ本章ノ規定ヲ準用ス、其ノ準用シ難キ事項ハ府縣知事之ヲ定ム

右明治三十三年勅令第八十一號に就ては、之より曩き大正九年五月勅令第百六十九號を以て左の如く其の一部を改正せられ、主務大臣の指定する府縣稅に就ては其の徵收の便宜を有する者をして之を徵收せしむるを得ることと爲すと共に、之が徵收手續を定め、以て大正十五年其の廢止の時に及べるものとす。

勅令第百六十九號（大正九年五月二十四日）

明治三十三年勅令第八十一號中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

府縣ハ內務大臣及大藏大臣ノ指定シタル府縣稅ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス其ノ徵收ノ便宜ヲ有スル者ヲシテ之ヲ徵收セシムルコトヲ得（大正九年五月內務省令第十號ヲ以テ「遊興稅」及「觀覽稅」ヲ指定）

第四條中「前二項」ヲ「第一項及第二項」ニ改メ同條第二項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

第一條第三項ノ府縣稅ニ付テハ前二項ノ例ニ依ラス徵收セシムルコトヲ得

第一條第二項第二條及第五條第四項第五項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ徵收スル府縣稅ニ關シ之ヲ準用ス

第五條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一條第三項ノ府縣稅納稅ハ其ノ稅金ヲ徵收義務者ニ拂込ムニ依リテ納稅ノ義務ヲ了ス

第六條ニ左ノ三項ヲ加フ

第一條第三項ノ規定ニ依ル徵收義務者ハ徵收スヘキ府縣稅ヲ府縣知事ノ指定シタル期日迄ニ府縣金庫又ハ郵便官署ニ拂込ムヘシ

前項ノ府縣稅ヲ定期內ニ拂込マサルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ハ相當ノ期限ヲ指定シ督促狀ヲ發スヘシ

第七條ノ二乃至第十條ノ規定ハ第四項ノ規定ニ依ル拂込金ニ關シ之ヲ準用ス

第十條中「又ハ共同事業ニ因リ生シタル物件」ヲ「共同事業ニ因リ生シタル物件又ハ共同行爲」ニ改ム

附　則

本令ハ大正九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙北海道地方稅に關する根據法規たる北海道地方費法は明治三十四年の制定の後明治四十年三月に於て些少の改正を加へられしのみにて久しく施行せられしが、大正十一年四月に至り府縣制の改正と同時に法律第五十八號を以て之に對し左の如き改正を加へ、從來北海道地方費令等を以て規定せし北海道地方稅の賦課徵收等に關する規定を地方費法に統一すると共に、大體府縣制の規定に準ぜしむることと爲し、同時に從來の水產稅を廢止したり。

法律第五十八號（大正十一年四月二十日）（抄錄）

北海道地方費法中左ノ通改正ス

第二條　北海道地方稅ニ關シテハ法律勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外府縣稅ニ關スル

規定ヲ準用ス

第三條　段別割ハ地租ヲ賦課セサル土地ノ所有者ニ對シテハ其ノ土地ノ民有ニ歸シタル年ノ翌年ヨリ二年間之ニ賦課スルコトヲ得ス

第四條　削除

第五條　削除

第七條　削除

尋いで大正十五年後述の如き地方稅制度の改革行はるるに及び、之に伴ひ北海道に於ける戶數割も之を廢止することとなり、同年六月法律第七十七號を以て地方費法中戶數割に關して規定せる第六條を削除して大正十六年分より實施し、更に之と同時に勅令第二百二號を以て北海道會法及北海道地方費法施行令を公布し、府縣制施行令の規定は之を北海道會法及同地方費法の施行に準用することと爲したり。

第二項　市制及町村制の改正

市制及町村制は明治四十四年に於て其の全文改正の後引續き施行せられしが、大正十年四月に至り法律第五十八號及第五十九號を以て夫、其の一部を改正せられ、同年五月二十日より施行せられたり。而して其の中市町村稅に關するものは主として所得稅法の改正に伴ふものにして、其の條項左の如し。

(一)法律第五十八號(大正十年四月十一日)(抄錄)

市制中左ノ通改正ス

第百二十一條中「所得稅法第五條」ヲ「所得稅法第十八條」ニ改ム

第百二十五條中「直接市稅ヲ賦課セサル市ニ於テハ直接國稅ヲ準率ト爲シ」ヲ削ル

(二)法律第五十九號(大正十年四月十一日)(抄錄)

町村制中左ノ通改正ス

第百一條中「所得稅法第五條」ヲ「所得稅法第十八條」ニ改ム

尋いで大正十五年に至り地方制度改革の爲め同年六月法律七十四號及第七十五號を以て市制及町村制の改正行はれ、同年七月一日より實施せられしが、此の中市町村稅に就ては(一)公益上其の他の事由に依り課稅を不適當とする場合には市町村稅を課せざるを得るの規定を設け(二)市町村稅の逋脫に對し市町村條例を以て過料を科する規定を設くるを得せしむる等の改正を行ひたり。今其の關係條項を抄錄すれば左の如し。

(一)法律第七十四號(大正十五年六月二十四日)(抄錄)

市制中左ノ通改正ス

第百二十一條ノ二　市ハ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ課稅ヲ不適當トスル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ市稅ヲ課セサルコトヲ得

第百二十九條第一項中「其ノ條例中ニハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得」ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

詐僞其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レ又ハ市稅ヲ逋脫シタル者ニ付テハ市條

例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ逋脫シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額（其ノ金額五圓未滿ナルトキハ五圓）以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手數料及市稅ノ賦課徵收ニ關シテハ市條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ

第百三十條第三項中「前二項ノ異議ハ」ヲ「前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ市長ハ七日以內ニ」ニ改ム

第百三十一條第六項中「前三項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アル者ハ」ヲ「前三項ノ處分ニ不服アル者ハ」ニ改ム

（二一）法律第七十五號（大正十五年六月二十四日）（抄錄）

第百一條ノ二　町村ハ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ課稅ヲ不適當トスル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ町村稅ヲ課セサルコトヲ得

第百九條第一項中「其ノ條例中ニハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得」ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

詐僞其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レ又ハ町村稅ヲ逋脫シタル者ニ付テハ町村條例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ逋脫シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額（其ノ金額五圓未滿ナルトキハ五圓）以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手數料及町村稅ノ賦課徵收ニ關シテハ町村條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ

第百十條第三項中「前二項ノ異議ハ」ヲ「前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ町村長ハ七日以內ニ」ニ改ム

第百十一條第六項中「前三項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アル者ハ」ヲ「前三項ノ處分ニ不服アル者ハ」ニ改ム

右に伴ひ之と同時に勅令第二百一號を以て新に市制町村制施行令を公布し、市制及町村制の施行に關する手續を規定せしが、同令中に於て左の如く市町村稅の賦課徵收に關する從來の規定（明治四十四年勅令第二百四十一號及大正九年勅令第百六十八號）を廢止したり。

市制町村制施行令（大正十五年七月二十四日勅令第二百一號）（抄錄）

第六章　市町村稅ノ賦課徵收

第四十條　市町村ノ內外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メザル者ニ對シ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ市町村長ハ關係市長又ハ町村長（町村長ニ準ズベキ者ヲ含ム）ト協議ノ上其ノ本稅額ノ歩合ヲ定ムベシ

前項ノ協議調ハザルトキハ府縣知事之ヲ定メ其ノ數府縣ニ涉ルモノハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ムベシ

第一項ノ場合ニ於テ直接ニ收入ヲ生ズルコトナキ營業所アルトキハ他ノ營業所ト收入ヲ共通スルモノト認メ前二項ノ規定ニ依リ本稅額ノ歩合ヲ定ムベシ

府縣ニ於テ數府縣ニ涉ル營業又ハ其ノ收入ニ對シ營業稅附加稅、營業收益稅附加稅又ハ所得

稅附加稅賦課ノ步合ヲ定メタルモノアルトキハ其ノ步合ニ依ル本稅額ヲ以テ其ノ府縣ニ於ケル本稅額ト看做ス

第四十一條　鑛區（砂鑛區域ヲ含ム以下之ニ同ジ）ガ市町村ノ內外ニ涉ル場合ニ於テ鑛區稅（砂鑛區稅ヲ含ム）ノ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ鑛區ノ屬スル地表ノ面積ニ依リ其ノ本稅額ヲ分割シ其ノ一部ニノミ賦課スベシ

市町村ノ內外ニ於テ鑛業ニ關スル事務所其ノ他ノ營業所ヲ設ケタル場合ニ於テ鑛產稅ノ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ前條ノ例ニ依ル、鑛區ガ營業所所在ノ市町村ノ內外ニ涉ル場合亦同ジ

第四十二條　住所滯在ガ市町村ノ內外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生ズル收入ニ非ザルモノニ對シ市町村稅ヲ賦課セントスルトキハ其ノ收入ヲ平分シ其ノ一部ニノミ賦課スベシ

前項ノ住所又ハ滯在ガ其ノ時ヲ異ニシタルトキハ納稅義務ノ發生シタル翌月ノ初メヨリ其ノ消滅シタル月ノ終迄月割ヲ以テ賦課スベシ但シ賦課後納稅義務者ノ住所又ハ滯在ニ異動ヲ生ズルモ賦課額ハ變更セズ其ノ新ニ住所ヲ有シ又ハ滯在スル市町村ニ於テハ賦課ナキ部分ニノミ賦課スベシ

住所滯在ガ同一府縣內ノ市町村ノ內外ニ涉ル者其ノ住所又ハ滯在ノ時ヲ異ニシタル場合ニ於テ其ノ者ニ對シ戶數割附加稅ヲ賦課セントスルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

第四十三條　市町村稅ヲ徵收セントスルトキハ市町村長ハ徵稅令書ヲ納稅人ニ交付スベシ

第四十四條　徵稅令書ヲ受ケタル納稅人納期內ニ稅金ヲ完納セザルトキハ市町村長ハ直ニ督促狀ヲ發スベシ

第四十五條　督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ一日ニ付稅金額ノ萬分ノ四以內ニ於テ市町村ノ定ムル割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ稅金完納又ハ財產差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徵收スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付市町村長ニ於テ酌量スベキ情狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一　令書一通ノ稅金額五圓未滿ナルトキ

二　納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三　納稅者ノ住所及居所ガ帝國內ニ在ラザル爲又ハ共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ命令又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ノ指定期限迄ニ稅金及督促手數料ヲ完納シタルトキハ延滯金ハ之ヲ徵收セズ

第四十六條　納稅人左ノ場合ニ該當スルトキハ徵稅令書ヲ交付シタル市町村稅ニ限リ納期前ト雖モ之ヲ徵收スルコトヲ得

一　國稅徵收法ニ依ル滯納處分ヲ受クルトキ

二　強制執行ヲ受クルトキ

三　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四　競賣ノ開始アリタルトキ

五　法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

六　納稅人脫稅又ハ逋稅ヲ謀ルノ所爲アリト認ムルトキ

第四十七條　相續開始ノ場合ニ於テハ市町村稅、督促手數料、延滯金及滯納處分費ハ相續財團又ハ相續人ヨリ之ヲ徵收スベシ但シ戶主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相續ノ開始アリタルトキハ被相續人ヨリモ之ヲ徵收スルコトヲ得

國籍喪失ニ因ル相續人又ハ限定承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ得タル財產ヲ限度トシテ市町村稅、督促手數料、延滯金及滯納處分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

法人合併ノ場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅シタル法人ノ納付スベキ市町村稅、督促手數料、延滯金及滯納處分費ハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ヨリ之ヲ徵收スベシ

第四十八條　共有物、共同事業、共同事業ニ因リ生ジタル物件又ハ共同行爲ニ係ル市町村稅、督促手數料、延滯金及滯納處分費ハ納稅者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス

第四十九條　同一年度ノ市町村稅ニシテ既納ノ稅金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徵收スベキ同一稅目ノ稅金ニ充ツルコトヲ得

第五十條　納稅義務者納稅地ニ住所又ハ居所ヲ有セザルトキハ納稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ市町村長ニ申告スベシ其ノ納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第五十一條　徵稅令書、督促狀及滯納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人ガ相續財團ニシテ財產管理人アルトキハ財產管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

納稅管理人アルトキハ納稅ノ告知及督促ニ關スル書類ニ限リ其ノ住所又ハ居所ニ送達ス

第五十二條　書類ノ送達ヲ受クベキ者ガ其ノ住所若ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ其ノ者ノ住所及居所ガ帝國內ニ在ラザルトキ若ハ其ノ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス

第五十三條　市町村ハ內務大臣及大藏大臣ノ指定シタル市町村稅ニ付テハ其ノ徵收ノ便宜ヲ有スル者ヲシテ之ヲ徵收セシムルコトヲ得

前項ノ市町村稅ノ徵收ニ付テハ第四十三條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五十四條　前條第一項ノ規定ニ依リ市町村稅ヲ徵收セシムル場合ニ於テハ納稅人ハ其ノ稅金ヲ徵收義務者ニ拂込ムニ依リテ納稅ノ義務ヲ了ス

第五十五條　第五十三條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者ハ徵收スベキ市町村稅ヲ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ市町村ニ拂込ムベシ、其ノ期日迄ニ拂込マザルトキハ市町村長ハ相當ノ期限ヲ指定シ督促狀ヲ發スベシ

第五十六條　市町村ハ前條ノ徵收ノ費用トシテ拂込金額ノ百分ノ四ヲ徵收義務者ニ交付スベシ

第五十七條　第五十三條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者避クベカラザル災害ニ依リ既收ノ稅金ヲ失ヒタルトキハ其ノ稅金拂込義務ノ免除ヲ市町村長ニ申請スルコトヲ得

市町村長前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ七日以內ニ市參事會又ハ町村會ノ決定ニ付スベシ市參事會又ハ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ三月以內ニ之ヲ決定スベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アル者ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二項ノ決定ニ付テハ市町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ市町村長又ハ府縣知事ヨリモ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三月以內ニ之ヲ裁決スベシ

市制第百六十條第一項乃至第三項又ハ町村制第百四十條第一項乃至第三項ノ規定ハ第三項乃至第五項ノ訴願ニ之ヲ準用ス

第二項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スベシ

第五十八條　第四十五條乃至第四十八條ノ規定ハ第五十三條第一項ノ規定ニ依リ市町村稅ヲ徵收セシムル場合ノ拂込金ニ之ヲ準用ス

市町村稅の賦課に關しては從來明治四十四年勅令第二百四十一號ありて、市制第百二十條第二項及町村制第百條第二項に基く市町村稅の分割課稅に關して規定せしが、右勅令は後大正四年五月に至り勅令第八十二號を以て、其の第一條中『營業ニ對シ營業稅附加稅又ハ所得稅附加稅』と改められ、尋いで大正十年十月後述の府縣稅戶數割規則の制定に伴ひ、同十一年五月勅令第二百六十三號を以て更に其の第三條に『府縣內ニ於テ住所滯在市町村ノ內外ニ涉ル者ノ住所又ハ滯在其ノ時ヲ異ニシタル場合ニ於テ其ノ者ニ對シ戶數割附加稅ヲ賦課セムトスルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス』の一項を追加せられ、以て大正十五年に至りしものにして、又市町村稅の徵收に關しては、明治四十四年勅令第二百四十二號を以て國稅徵收法第四條ノ一及第四條ノ三乃至第四條ノ八の規定を準用するものと定められしが、大正九年五月に至り勅令第百六十八號を以て更めて左記の如く公布し、府縣稅の徵收に關する規定の一部を準用することとなり、以て大正十五年に至りしものなるが、前述の如く同年六月市制及町村制施行令の制定を見るに及び、此等市町村稅の賦課及徵收に關する諸勅令は其の必要を見ざるに至りしを以て、右施行令の施行と同時に廢止せられしものとす。

勅令第百六十八號（大正九年五月二十四日）

第一條　市稅及町村稅徵收ニ關シテハ明治三十三年勅令第八十一號第七條ノ二乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス但シ同令第七條ノ二ニ規定スル延滯金ノ割合ハ府縣知事之ヲ定メ滯納ニ付酌量スヘキ情狀アル場合ハ市町村長之ヲ決定ス

第二條　市町村ハ內務大臣及大藏大臣ノ指定シタル市稅及町村稅ニ付テハ其ノ徵收ノ便宜ヲ有スル者ヲシテ之ヲ徵收セシムルコトヲ得（大正九年五月內務省令第十一號ヲ以テ遊興稅、歌興稅、宴席消費稅、特別消費稅、觀覽稅、遊興稅附加稅、觀覽稅附加稅ヲ指定）

前項ノ規定ニ依ル徵收義務者ハ徵收スヘキ市稅及町村稅ヲ市町村ニ拂込ムヘシ

第三條　市町村ハ前條ノ規定ニ依ル徵收ノ費用トシテ拂込金額ノ百分ノ四ヲ徵收義務者ニ交付スヘシ

第四條　第二條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者避クヘカラサル災害ニ依リ既收ノ稅金ヲ失ヒタルトキハ其ノ稅金拂込義務ノ免除ヲ市町村長ニ申請スルコトヲ得

市町村長前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ之ヲ市參事會又ハ町村會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ決定書ノ交付アリタル日ノ翌日ヨリ起算シ十四日以內ニ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得

市參事會又ハ町村會ノ決定ニ不服アル市町村長亦前項ニ同シ

府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者、市町村長又ハ府縣知事ハ府縣參事會ノ裁決書ノ交付アリタル日ノ翌日ヨリ起算シ十四日以内ニ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第五條　明治三十三年勅令第八十一號第七條ノ二乃至第十條ノ規定ハ第二條第二項ノ規定ニ依ル拂込金ニ關シ之ヲ準用ス但シ同令第七條ノ二ニ規定スル延滯金ノ割合ハ府縣知事之ヲ定メ滯納ニ付酌量スヘキ情狀アル場合ハ市町村長之ヲ決定ス

第六條　前各條ノ規定ハ北海道及沖繩縣ノ區ノ區稅ノ徵收竝町村制ニ代ル制ヲ施行シタル地ノ町村稅ノ徵收ニ付之ヲ準用ス但シ市參事會トアルハ北海道及沖繩縣ニ付テハ區會トシ府縣參事會トアルハ北海道ニ付テハ北海道廳長官トス

附　則

本令ハ大正九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二款　地方稅制限に關する法律の改正

北海道府縣稅及市區町村稅に對しては既述の如く、明治四十一年法律第三十七號を以て夫々一定の課稅制限率又は課稅制限額を設けられしが、右法律は爾後明治四十三年及四十年の兩次に於て其の制限率又は制限額に改正を行はれしのみにて、引續き大正八年に至る迄施行せられたり。然るに大正三年夏歐洲大戰物發し、爾來時局の影響を受けて物價の昂騰を來し、爲めに地方公共團體の財政は著しき膨脹を見るに至りしが、而も此等地方公共團體の租稅收入中、國稅の附加稅は前記明治四十一年法律第三十七號に依り一定の制限を設けられ居れるが故に、其の財源は勢ひ戶數割等課稅制限の存せざる租稅に之を求むることとなり、爲に此等の租稅負擔に偏重を來すの傾向を生ずるに至りしを以て、政府は玆に時局の影響に依り必要なる費用に充つる爲め當分の內、國稅附加稅の制限を緩和し、以て地方財政の調和を圖るの必要を認め、大正八年三月左記の如く法律第二十九號を公布し、道府縣稅に在りては既定制限の百分の八十、市區町村稅に在りては同百分の六十迄更に制限を擴張することと爲したり。

法律第二十九號（大正八年三月二十九日）

北海道、府縣及市區町村ハ當分ノ內時局ノ影響ニ因リ必要ナル費用ニ充ツル爲內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ノ制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得但シ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ス

一　北海道、府縣ニ在リテハ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ニ於テ北海道、府縣ニ付規定シタル各稅ノ制限率又ハ制限額ノ百分ノ八十

一　市區町村ニ在リテハ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ニ於テ市區町村ニ付規定シタル各稅ノ制限率又ハ制限額ノ百分ノ七十

前項ノ規定ハ明治四十一年法律第三十七號第四條ノ場合ニ之ヲ準用ス

明治四十一年法律第三十七號第五條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

然るに爾後物價騰貴に因る地方公共團體の一般經費の增嵩は益〻甚しきのみならず、國庫支辨の官吏に對する一般的增俸との權衡上地方費支辨の官吏・敎員・職員等に對する增俸を行ふ必要を生じ、爲に地方財政の經理は益〻困難を加ふるの狀況となりしを以て、玆に政府は一時的規定たる前記大正八年法律第二十九號を廢止して、明治四十一年法律第三十七號に改正を加へ、以て國稅附加稅の制限率を更に擴張することと爲し、第四十三囘帝國議會の協贊を經て、大正九年八月法律第十七號を以て之を公布したり。今右改正の要綱を擧ぐれば左の如し。

（一）地租附加稅の制限率は、道府縣（沖繩縣を除く）を百分の三十四に、其の他の土地は百分の三十二なりしを百分の八十三に、其の他の公共團體に在りては宅地は百分の九なりしを百分の二十八に、其の他の土地は百分の二十一なりしを百分の六十六に擴張したること。

（二）段別割の制限額四十錢を一圓に擴張したること。

（三）營業稅附加稅の制限率は、道府縣に在りては百分の十一なりしを百分の二十九に、其の他の公共團體に在りては百分の十五なりしを百分の四十七に擴張したること。

（四）所得稅附加稅の制限率は道府縣に在りては百分の四なりしを百分の三・六に、其の他の公共團體に在りては百分の十五なりしを百分の十四に縮小したること。

右は同年七月所得稅法改正の結果國稅のみにても其の負擔從來より增加することとなりしを以て、最初政府提出案に於ては附加稅の制限率は之を改正せざることと爲せしも、貴族院に於て審議の結果右の如く現行制限率よりも更に多少縮小することに修正せしものなり。

（五）道府縣以外の公共團體に於ける制限外課稅に對する許可權の一部を地方長官に委任し、以て事務處辨の簡捷を期したること。

（六）本改正に因る地方稅制限額の增減計算は左の如し。

（明治四十一年法律第三十七號及大正八年法律第二十九號に依る制限合計）

區分	現行 法律第三十七號 制限率	現行 法律第三十七號 制限額	現行 合計 制限率	現行 合計 制限額	改正 制限率	改正 制限額	比較增減（△） 制限率	比較增減（△） 制限額
道府縣稅								
地租附加稅 宅地	百分の一三	二、一六二、七五〇円	百分の二三・四	三、八九三、〇三三円	百分の三四	五、六五六、五六〇円	百分の一〇・六	一、七六三、五七〇円
地租附加稅 其他	〃 三二	一八、一六六、八一九	〃 五七・六	三一、八〇〇、二七四	〃 八三	四七、九七九、三五二	〃 二五・四	一四、四九九、二七
地租附加稅 計		二〇、二二九、六〇九		三五、六九三、三〇六		五三、〇三六、〇八七		一六、二六二、七九一
營業稅附加稅	〃 一一	四、七六〇、五〇三	〃 一九・八	八、五六八、九五五	〃 二九	一二、五五〇、四一五	〃 九・二	三、九八一、五一〇
所得稅附加稅	〃 四	九、三八、三三四	〃 七・二	一六、六一一、〇〇一	〃 三・六	八、三〇五、四九九	△〃 三・六	△ 八、三〇五、五〇三
合計		三四、四一八、四四六		六一、二五三、一〇二		七三、八九二、〇〇一		一二、九三八、七九九
市町村稅								
地租附加稅 宅地	百分の九	一、四四〇、三一六円	百分の一三	二、〇八二、七五〇円	百分の二八	四、六五八、三五〇円	百分の一三・六	二、二六二、六一〇円
地租附加稅 其他	〃 三	一一、九六七、六〇〇	〃 一二・六	一九、一八〇、一五九	〃 六六	二七、七七五、三一三	〃 三一・四	一八、四九五、一二四
地租附加稅 計		一三、四〇八、四一六		二一、二六二、九〇九		三二、四三三、六六八		二〇、七五七、七六四
營業稅附加稅	〃 一五	六、四九二、一五九五	〃 九・〇	八、五六八、九五六	〃 二四・〇	一〇、三八六、五五一	〃 一三・〇	三、八九四、〇〇二
所得稅附加稅	〃 一五	三四、六〇六、二五一	〃 九・〇	二〇、七五二、七五一	〃 二四・〇	五五、三七〇、〇〇二	〃 一三・〇	二〇、七六三、七五一
合計		五四、八二一、七六二		五五、九五五、九五五		七九、七四九、六五五		二三、七九三、七五六
總計		八九、〇〇一、二〇八		一四九、二八五、八六九		一六八、八二五、二一五		一九、五七九、四九六